

(法務省)

参議院法務委員会調査室
予算委嘱審査資料

令和8年3月

目 次

1. 一般会計予算額及び法務省一般会計予算額並びに一般会計に占める割合（平成29年度～令和8年度）	1
2. 法務省各組織別定員の推移（平成29年度～令和8年度）	2
3. 法務省の施設整備状況（令和7年末現在）	3
4. 許認可件数とその概要（令和7年3月31日現在）	4
5. 法定受託事務名、根拠法令及び令和8年度予算での財政措置	6
6. 法務省関係補助金の交付先別予算額一覧（令和8年度）	8
7. 日本司法支援センターのスタッフ弁護士・職員数（令和8年1月1日現在）	9
8. 日本司法支援センターにおける収入一覧（平成28年度～令和7年度）	10
9. 日本司法支援センターにおける民事法律扶助業務の状況（法律相談（一般法律相談援助・被災者法律相談援助別）、援助申込、援助開始決定（事件別）、不開始決定（内訳含む）件数）（平成28年度～令和7年度）	11
10. 民事法律扶助立替金予算及び決算額の内訳（立替金への運営費交付金投入額を含む）（平成28年度～令和7年度）	12
11. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等法律援助事業の概要、犯罪被害者相談件数、委託援助事業実績（平成28年度～令和7年度）	13
12. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援に関する精通弁護士数及び紹介件数（平成28年度～令和7年度）	16
13. 日本司法支援センターの被害者参加弁護士契約弁護士数及び国選被害者参加弁護士選定請求受理件数、国選被害者参加弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成28年度～令和7年度）	17
14. 日本司法支援センターの国選弁護人契約弁護士数、国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）、国選弁護人報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成28年度～令和7年度）	18
15. 日本司法支援センターの国選付添人契約弁護士数、国選付添事件受理件数、国選付添人報酬等算定件数及び報酬等に対する不服申立件数（平成28年度～令和7年度）	19

16. 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）に定める日本司法支援センターの業務（特定被害者法律援助業務）の実施状況（令和7年）	20
17. 被害者参加旅費等支給制度に基づく旅費及び日当の請求件数及び受給件数（平成25年度～令和7年度）	21
18. 調査活動費についての当初予算、補正予算、支出済額及び残額等一覧（平成28年度～令和7年度）	22
19. 犯罪被害者支援等関係予算（法務省・令和8年度）	24
20. 法務省の男女別職員数（全職員と管理職について）（平成28年度～令和7年度）	30
21. 法務省の育児休業取得率（男女別）（平成27年度～令和6年度）	31
22. 法務省の非常勤職員数（最新の数字・女子は内数・内部部局、施設等機関、地方支分部局別）	32
23. 法務省における外部委託の状況（契約の相手方及び委託内容）	33
24. 検事・副検事の定員及び現在員の推移（平成29年度～令和8年度）	37
25. 検察官の年齢層・男女別在職状況	38
26. 検察官の定年・中途退職者数及びその後の進路状況（女子は内数）（令和7年度）	39
27. 検察事務に携わっていない検察官数（充職検事職別人員及び他省庁等勤務者別人員）（それぞれ裁判官出身者は内数）及びその官職名	40
28. 検察官事務取扱検察事務官の員数の推移（平成28年度～令和7年度）及び配置状況	41
29. 弁護士から検事への任官者数の推移（平成28年度～令和7年度）及び配置状況	42
30. 司法修習終了者の検察官志望者数（検察官志望締切時）及び検察官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）（女子は内数）	43
31. 検察官に対する研修の実施状況（研修名・参加人数・研修期間・対象者・目的）（令和7年度）	44
32. 法務省に勤務している裁判官出向者の職位別内訳（内部部局、法務総合研究所、地方支分部局別）	47
33. 法務省特別顧問及び参与の氏名、略歴及び勤務状況（令和7年）	48
34. 外国法事務弁護士の原資格国別人数の推移（平成29年～令和8年）、都道府県別事務所数及び外国法事務弁護士の国籍別人数の推移（平成29年～令和8年）	49
35. 外国法事務弁護士の承認申請件数及び承認数並びに特定外国法指定申請件数及び指定数（平成29年～令和8年）	52
36. 司法試験合格者の受験回数別・受験資格別・年齢別・男女別・平均年齢・合格率の推移（平成28年～令和7年）及び令和7年試験における受験者の受験回数別・法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数	53

37. 司法試験予備試験合格者の男女別人数・平均年齢・現役大学生数・現役法科大学院生数・合格率の推移（平成28年～令和7年）	61
38. 公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移（平成28年度～令和7年度）及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）の数（令和7年度）	64
39. 登記所数の推移（平成8年～令和8年1月1日現在）、令和7年度の法務局・地方法務局の支局・出張所統廃合状況（具体名列挙）及び今後の統廃合計画	66
40. 法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和7年4月1日現在）及び登記所備付地図整備計画関連予算（法務省・令和8年度）	69
41. 相続登記の件数（直近5か年）及び相続登記の促進関連予算（法務省・令和8年度）	70
42. 各種会社の登記数（株式会社は資本金別）（令和7年12月末）	72
43. 株式会社の合併数の推移（平成27年度～令和6年度）	73
44. 動産及び債権譲渡登記の件数、登記申請にかかる債権の個数、登記事項概要証明書・登記事項証明書の交付件数、手数料収入額の推移（平成28年～令和7年）	74
45. 登記事項証明書の交付請求件数（請求の方式〈窓口、オンライン〉別）、及び個別手数料と収入額（平成27年度～令和6年度）	75
46. 登記情報提供サービスにおける申請件数、個別手数料及び収入額（平成27年度～令和6年度）	76
47. 帰化申請数・許可数・不許可数の推移（国籍別）、申請から許可（不許可）までの期間（平成27年～令和6年）	77
48. 主要国における重国籍の取扱い	78
49. 外国人被疑事件において通訳人の付された事件数及び費用の推移（平成28年度～令和7年度）	81
50. 捜査通訳の確保状況（令和8年1月現在、言語別）	82
51. 少年院数、少年院定員数、少年院入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成28年～令和7年）	83
52. 少年鑑別所数、少年鑑別所定員数、少年鑑別所入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成28年～令和7年）	84
53. 少年刑務所数、少年刑務所定員数、少年受刑者及び少年刑務所刑務官数（いずれも総数）の推移（平成28年～令和7年）	85
54. 少年院及び少年鑑別所における保護室の数、保護室収容件数の推移及び手錠の使用件数の推移（平成28年～令和7年）	86
55. 少年院における、少年院法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情申出及び少年院の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和3年～7年）	87

56. 少年鑑別所における、少年鑑別所法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年鑑別所の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和3年～7年）	88
57. 被害回復給付金制度の運用状況（平成28年～令和7年の年ごとの、開始決定事件数、開始決定時における給付資金総額、被害回復事務管理事件数、被害回復事務管理人ののべ人数）	89
58. 被疑者補償事件の推移（補償人員、不起訴裁定主文の内容、日数、金額、1日当たりの平均金額）（平成7年～令和7年）	90
59. 国際捜査共助の実施状況（令和7年）、逃亡犯罪人引渡し人員（平成28年～令和7年）、国際受刑者移送の実績（平成28年～令和7年）	91
60. 平成27年度～令和6年度における「裁判員裁判対象事件」、「独自捜査事件」、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件」、「精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件」、「公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど）」、「公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなど）」別（最後の項目を除き、それぞれ、一部、全過程の別も）の取調べの録音・録画の実施事件数	94
61. 裁判員裁判において録音・録画DVDが裁判で取調べられた事件数及び任意性肯定・否定の内訳（平成27年度～令和6年度各年度の数值）	100
62. 年別死刑確定者数・執行者数、各年末時点における死刑未執行者数、確定から執行までの拘置期間の最長・最短・平均（平成元年～令和7年）	101
63. 死刑制度の存廃に関する国際比較	102
64. 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の種類別件数、実績及び具体例（昭和40年～令和7年）	103
65. 矯正協会における刑務所作業提供事業等の収支（平成28年度～令和7年度）	104
66. 被収容者1人1日当たりの収容費の使途別内訳・食糧費の単価内訳の推移（平成28年度～令和7年度）	105
67. 矯正施設職員の年齢層・男女別（女子は内数）在職状況	106
68. 矯正施設職員の官職別定員・現在員内訳	107
69. 矯正施設収容人員（定員と実績）の推移（平成28年～令和7年）、過員となっている施設名及び収容率上位10施設（令和7年末現在、収容率も明記のこと）	108
70. 外国人受刑者数（施設別・国籍別）の推移（平成28年～令和7年）	109

71. 矯正施設における事故数（事由別）の推移（平成28年～令和7年）	112
72. 矯正施設の施設別建て替え計画及び進捗状況	113
73. 全国矯正施設の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）	115
74. 全国矯正施設の医療費の推移（平成28年度～令和7年度）	116
75. 矯正処遇課程別の刑事施設一覧（令和7年12月現在）	117
76. 刑事施設における各特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導、暴力防止指導（令7.6.1新設））の実施庁一覧（令和7年度）	122
77. 刑事施設視察委員会の活動状況（各施設の委員数（職業別、男女別）、会議の開催回数、視察回数、被収容者との面接件数、刑事施設の長に対して提出された意見の数）（令和6年度）	126
78. 保護司の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成29年～令和8年）	127
79. 保護司実費弁償金の推移（総額及び1人当たりの支給額単価）（平成29年度～令和8年度）	128
80. 保護観察官の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別）（平成29年度～令和8年度）	129
81. 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数、整備状況及び今後の整備計画	130
82. 更生保護委託費予算額、更生保護委託費予算単価及び更生保護施設整備費補助金予算額の推移（平成29年度～令和8年度）	134
83. 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成28年～令和7年）	136
84. 人権擁護委員実費弁償金（総額及び1人当たりの金額）（平成29年度～令和8年度）	138
85. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の人数の推移（平成28年～令和7年）	139
86. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に退去強制令書に基いて収容されている外国人の収容期間別の人数（令和6年12月末現在）	140
87. 入国者収容所及び地方入管局の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）	141
88. 異議の申出件数（国籍別）及び在留特別許可者数（国籍別・退去強制事由別）の状況（令和6年）	142
89. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、2号への変更許可数、3号への変更許可数及び失踪者数の推移（平成27年～令和6年）	143
90. 在留資格「特定技能」による国籍別の入国者数、国籍別・分野別の在留者数（令和元年～令和7年）	151
91. 出入国管理及び難民認定法施行令第25条の規定により手数料の納付を要する各許可又は交付手数料収入額の推移（令和元年度～令和6年度）	171
92. 難民の流入状況、対応状況及び認定率（昭和53年～令和6年）	172

93. 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成27年～令和6年）、難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成27年～令和6年）、審査請求の平均処理期間（令和6年）	176
94. 国籍（出身地）別外国人留学生、就学生及び留学生のうち国内に就職した者の数の推移（平成27年～令和6年）	177
95. 在留カード常時携帯義務違反事件数の推移（平成27年～令和6年）	178
96. 送還忌避者の推移、送還忌避者のうち被収容者、被監理者、被仮放免者、仮放免逃亡者のそれぞれの推移（平成27年～令和6年）	179
97. 司法書士・土地家屋調査士数の推移（平成28年～令和7年）	180
98. 日本の法曹人口及び各法曹一人当たりの国民数	181
99. 法教育における取組の実施状況と関係予算（令和8年度）	182
100. 裁判員制度啓発推進費（交通広告経費、シンポジウム開催経費、広報ポスター・パンフレット等制作経費、広報ビデオ制作経費、各検察庁広報活動経費等）及び裁判員制度広報経費の予算及び執行額とその内訳（令和8年度）	183
101. 裁判員裁判対応・実施経費の予算及び執行額とその内訳（令和8年度）	184
102. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和8年2月調査）	185

1. 一般会計予算額及び法務省一般会計予算額並びに一般会計に占める割合

(平成29年度～令和8年度)

(単位：百万円、%)

年度	国の予算 A	法務省の予算 B	B/A
平成29年度	97,454,709	750,388	0.8
30	97,712,769	763,757	0.8
		[1,200]	
令和元年度	101,457,094	819,979	0.8
		[7,063]	
2	102,657,971	828,755	0.8
		[8,184]	
3	106,609,708	789,318	0.7
		[46,177]	
4	107,596,425	806,783	0.7
		[62,998]	
5	114,381,236	791,710	0.7
		[66,706]	
6	112,571,688	813,333	0.7
		[72,854]	
7	115,197,845	813,425	0.7
		[69,787]	
8	122,309,247	864,791	0.7
		[76,647]	

※1 予算額はいずれも当初予算額である(令和8年度は予算案)。

※2 平成30年度から令和2年度における〔〕書きは、国土交通省所管(観光庁一括計上)に係る国際観光旅客税財源充当事業の予算額であり、内数である。

※3 令和3年度における〔〕書きは、上記国際観光旅客税財源充当事業の予算額に加え、内閣及びデジタル庁所管(内閣官房及びデジタル庁一括計上)に係る政府情報システム経費の予算額についても含めたものであり、内数である。

※4 令和4年度以降における〔〕書きは、上記国際観光旅客税財源充当事業の予算額に加え、デジタル庁所管(デジタル庁一括計上)に係る政府情報システム経費の予算額についても含めたものであり、内数である。

2. 法務省各組織別定員の推移（平成29年度～令和8年度）

組	織	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)	
内部部局	大臣官房	379	393	392	392	391	396	402	410	416	418	
	民事局	92	92	94	97	97	99	101	107	108	111	
	刑事局	60	60	60	64	64	68	71	75	81	81	
	矯正局	73	73	78	83	84	86	86	88	96	100	
	保護局	34	37	41	41	45	50	52	53	61	65	
	人権擁護局	24	24	24	24	28	28	28	30	32	35	
	訟務局	74	78	82	87	88	90	90	90	91	95	
	入国管理局	140	139	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	876	896	771	788	797	817	830	853	885	905	
施設等機関	法務総合研究所	88	84	84	84	84	84	84	84	84	83	
	矯正研修所	54	55	79	85	85	85	87	100	100	100	
	刑務所・少年刑務所・拘置所	19,649	19,669	19,657	19,658	19,678	19,692	19,750	19,802	19,708	19,763	
	少年院	2,462	2,456	2,428	2,408	2,386	2,367	2,306	2,294	2,262	2,266	
	少年鑑別所	1,198	1,188	1,178	1,165	1,153	1,144	1,136	1,137	1,125	1,127	
	婦人補導院	2	2	2	2	2	2	2	-	-	-	
	入国者収容所	210	215	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	23,663	23,669	23,428	23,402	23,388	23,374	23,365	23,417	23,279	23,339	
地方支分部局	法務局・地方法務局	8,835	8,884	8,894	8,898	8,906	8,918	8,935	9,081	8,946	9,014	
	矯正管区	235	251	269	288	295	308	314	320	320	335	
	地方更生保護委員会	294	297	299	311	315	316	321	321	316	323	
	保護観察所	1,521	1,546	1,544	1,534	1,524	1,512	1,508	1,520	1,543	1,554	
	地方入国管理局	4,264	4,531	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	15,149	15,509	11,006	11,031	11,040	11,054	11,078	11,242	11,125	11,226	
検察庁	11,806	11,831	11,860	11,863	11,859	11,863	11,865	11,862	11,858	11,860		
本省計	51,494	51,905	47,065	47,084	47,084	47,108	47,138	47,374	47,147	47,330		
外局	出入国在留管理庁	-	-	5,432	5,866	6,020	6,181	6,314	6,358	6,499	6,677	
	公安審査委員会	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	公安調査庁	1,609	1,646	1,650	1,660	1,697	1,740	1,768	1,799	1,830	1,849	
	計	1,613	1,650	7,086	7,530	7,721	7,925	8,086	8,161	8,333	8,530	
合計	53,107	53,555	54,151	54,614	54,805	55,033	55,224	55,535	55,480	55,860		

3. 法務省の施設整備状況（令和7年末現在）

法 務 省 施 設 整 備 状 況

区 分	施 設 数 A	早急に整備を要する施設		令和7年末 工事実施施設	未整備率 B/A (%)
		老朽	一部老朽 B		
官 署 施 設	法務総合庁舎	159	73	1	45.9
	法 務 局	185	70	0	37.8
	検 察 庁	123	90	2	73.2
	保 護 観 察 所	6	2	0	33.3
	地方出入国在留管理局	7	1	0	14.3
	公 安 調 査 庁	1	1	0	100.0
	研 修 所 等	13	4	1	30.8
	官 署 施 設 計	494	241	4	48.8
収 容 施 設	刑務所、拘置所等	74	37	2	50.0
	刑務支所、拘置支所	99	39	1	39.4
	少 年 院	42	15	0	35.7
	少 年 鑑 別 所	52	29	0	55.8
	農 場	4	3	0	75.0
	入 国 者 収 容 所	2	0	0	0.0
	収 容 施 設 計	273	123	3	45.1
合 計	767	364	7	47.5	

とによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令	
その他の法令	公益信託の引受けの許可等

5. 法定受託事務名、根拠法令及び令和8年度予算での財政措置

法定受託事務名	根拠法令	令和8年度予算での財政措置
1 国民審査に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第5条の2、第5条の3、第14条、第14条の2、第16条の2、第24条から第28条、第34条、第43条、第52条及び第53条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第5条、第6条、第10条から第13条、第15条、第16条、第19条から第21条、第26条、第28条及び第32条 	
2 第一号法定受託事務の処理を争点とする国を当事者等とする訴訟を行う地方公共団体の職員に係る事務及び地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者等とする第一号法定受託事務に関する訴訟の報告に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第3項並びに第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を同法第9条において準用する場合を含む。） 	
3 戸籍事務	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条 	
4 検察審査員候補者に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条から第12条まで ・検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第2条 	

法定受託事務名	根拠法令	令和8年度予算での財政措置
5 中長期在留者住居地届出等事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の7第1項及び第2項（第19条の8第2項及び第19条の9第2項において準用する場合を含む。）、第19条の8第1項並びに第19条の9第1項 ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）第4条第3項及び第4項、第6条第1項、第7条第2項、第10条第1項から第3項まで、第11条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を第12条第3項、第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第16条第3項 ・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第17条第1項、同条第2項及び附則第18条第2項において準用する入管法第19条の7第2項、附則第18条第1項、第27条第1項及び第5項、第28条第3項及び第4項、第29条第1項及び第3項並びに第30条第1項、同条第2項及び附則第31条第2項において準用する特例法第10条第3項並びに附則第31条第1項及び第33条 ・ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。以下「入管法施行令」という。）第3条 ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年政令第420号。以下「特例法施行令」という。）第1条、第2条及び第4条から第6条まで ・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第421号）第19条において準用する入管法施行令第3条、第22条第5項及び第23条第2項において準用する特例法施行令第1条及び第2条、第23条第1項及び第24条第4項において準用する第22条第1項、第24条第5項において準用する特例法施行令第1条及び第2条並びに第26条において準用する特例法施行令第4条 	中長期在留者住居地届出等事務委託費 2,524（百万円）
6 費用徴収事務	・ 更生保護法（平成19年法律第88号）第98条第2項	
7 裁判員候補者予定者名簿の調製等に関する事務	・ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項及び第2項、第22条並びに第23条第4項（これらの規定を第24条第2項において準用する場合を含む。）	

6. 法務省関係補助金の交付先別予算額一覧（令和8年度）

（単位：千円）

交 付 先	（項）	（目）	令和8年度 予算額
更生保護法人更生保護事業振興財団	更生保護企画調整 推進費	更生保護施設整備費補助金	26,490
更生保護法人日本更生保護協会	更生保護企画調整 推進費	更生保護事業費補助金	23,612
公益財団法人人権教育啓発推進センター	人権擁護推進費	人権啓発活動等補助金	42,424
一般社団法人等	出入国管理企画調 整推進費	特定技能試験実施費補助金	9,474

7. 日本司法支援センターのスタッフ弁護士・職員数(令和8年1月1日現在)

○ スタッフ弁護士・職員数(令和8年1月1日現在)

スタッフ弁護士 263人

職員(常勤) 756人

8. 日本司法支援センターにおける収入一覧（平成28年度～令和7年度）

（単位：千円）

年度	項目	収 入 額					計
		運営費交付金 収入	国選弁護人確保 業務等委託費収入	寄付金収入	民事法律扶助 償還金等収入	その他	
平成28年度		15,117,322	15,727,315	69,214	11,300,911	2,282,806	44,497,568
		15,117,322	16,066,696	47,766	10,451,490	3,099,440	44,782,714
平成29年度		15,395,965	15,337,360	46,082	11,730,908	2,201,225	44,711,540
		15,395,965	15,478,075	42,131	10,779,691	2,887,194	44,583,056
平成30年度		15,391,457	16,840,120	45,234	12,052,639	1,445,144	45,774,594
		15,178,693	16,490,148	49,217	11,522,406	2,071,873	45,312,337
令和元年度		15,860,934	16,908,174	54,648	11,648,613	1,205,308	45,677,677
		15,508,066	16,612,715	52,628	12,091,907	1,895,456	46,160,772
令和2年度		15,820,126	16,832,521	37,985	11,933,600	1,111,604	45,735,836
		15,420,353	17,042,174	52,950	11,460,962	2,032,678	46,009,117
令和3年度		15,191,001	16,245,771	61,917	11,632,300	1,115,443	44,246,432
		15,191,001	16,945,011	48,168	11,567,269	1,881,605	45,633,054
令和4年度		17,666,004	16,079,374	116,011	10,768,983	1,146,200	45,776,572
		15,663,505	16,791,847	45,475	11,533,640	1,492,433	45,526,900
令和5年度		17,142,123	17,141,372	60,739	10,443,714	1,315,250	46,103,198
		16,623,059	16,391,261	51,038	11,221,768	1,393,217	45,680,343
令和6年度		17,015,522	17,871,799	47,554	10,130,114	1,266,200	46,331,189
		16,009,774	16,526,493	71,509	10,647,924	1,414,006	44,669,706
令和7年度		15,984,418	17,125,488	104,143	10,461,276	1,495,889	45,171,214

上段：収入実績額

下段：収入予定額

（注1）その他は、日本弁護士連合会委託援助業務収入、常勤弁護士の有償事件受任による収入などである。

（注2）令和7年度収入実績額は年度途中であるため計上していない。

（注3）平成28年度～令和3年度の収入額は、特別会計（復旧・復興）分を含めて計上している。

9. 日本司法支援センターにおける民事法律扶助業務の状況（法律相談（一般法律相談援助・被災者法律相談援助別）、援助申込、援助開始決定（事件別）、不開始決定（内訳含む）件数）（平成28年度～令和7年度）

（単位：件）

	援助申込 件数	一般法律 相談援助件数	被災者法律 相談援助件数	援助開始 決定件数							援助不開始 決定件数	資力超過 件数	勝訴見込 なし	その他
					金 銭 事 件	不 動 産 事 件	家 事 事 件	多重債務 事 件	その他					
平成28年度	180,470	298,220	9,339		112,460	11,763	2,334	36,186	56,599	5,578	1,194	459	298	437
				代理援助	108,583	11,715	2,325	35,544	53,447	5,552				
				書類作成	3,877	48	9	642	3,152	26				
平成29年度	177,056	302,551	819		119,048	11,828	2,246	35,915	64,015	5,044	1,014	375	240	399
				代理援助	114,770	11,798	2,232	35,137	60,582	5,021				
				書類作成	4,278	30	14	778	3,433	23				
平成30年度	181,282	315,423	12,905		119,352	10,983	2,213	36,891	64,191	5,074	937	364	225	348
				代理援助	115,830	10,942	2,208	35,940	61,686	5,054				
				書類作成	3,522	41	5	951	2,505	20				
令和元年度	161,394	315,917	21,962		115,546	10,224	2,076	36,270	61,989	4,987	959	282	135	542
				代理援助	112,237	10,193	2,073	35,223	59,781	4,967				
				書類作成	3,309	31	3	1,047	2,208	20				
令和2年度	145,595	291,843	23,119		109,106	9,722	1,930	35,162	56,907	5,385	949	222	115	612
				代理援助	105,630	9,679	1,920	33,860	54,819	5,352				
				書類作成	3,476	43	10	1,302	2,088	33				
令和3年度	136,788	313,742	2,044		106,871	8,835	1,706	34,187	56,758	5,385	981	171	81	729
				代理援助	103,478	8,808	1,703	32,753	54,852	5,362				
				書類作成	3,393	27	3	1,434	1,906	23				
令和4年度	131,175	311,054	0		104,852	8,139	1,635	31,686	58,667	4,725	850	166	90	594
				代理援助	101,594	8,125	1,632	30,268	56,864	4,705				
				書類作成	3,258	14	3	1,418	1,803	20				
令和5年度	135,792	312,146	1,989		108,602	7,895	1,563	30,846	63,572	4,726	953	217	106	630
				代理援助	105,076	7,877	1,553	29,266	61,675	4,705				
				書類作成	3,526	18	10	1,580	1,897	21				
令和6年度	133,328	299,899	6,869		106,177	7,098	1,348	29,032	64,493	4,206	985	217	115	653
				代理援助	102,754	7,080	1,344	27,324	62,812	4,194				
				書類作成	3,423	18	4	1,708	1,681	12				
令和7年度	98,139	229,419	179		87,629	5,635	1,048	23,242	54,227	3,477	759	166	86	507
				代理援助	84,567	5,618	1,048	21,590	52,840	3,471				
				書類作成	3,062	17	0	1,652	1,387	6				

（注）令和7年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

10. 民事法律扶助立替金予算及び決算額の内訳（立替金への運営費交付金投入額を含む）（平成28年度～令和7年度）

（単位：千円）

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民事法律扶助立替金	15,916,452	16,827,397	16,970,328	16,854,406	14,926,457	15,510,784	15,050,357	15,718,354	15,902,414	13,271,721
	15,716,530	15,925,466	16,048,750	17,312,056	16,538,203	17,006,637	17,342,716	16,358,237	15,344,452	16,507,559
代理援助費	15,545,963	16,413,488	16,638,849	16,542,732	14,609,814	15,199,008	14,754,852	15,399,220	15,598,704	13,005,043
	15,402,748	15,576,656	15,688,483	16,957,884	15,905,818	16,403,590	16,824,936	15,962,829	14,940,868	16,080,873
書類作成援助	370,489	413,909	331,479	311,674	316,643	311,776	295,505	319,134	303,710	266,678
	313,782	348,810	360,267	354,172	632,385	603,047	517,780	395,408	403,584	426,686

上段：決算額

下段：予算額

（注1）民事法律扶助立替金は、償還金収入（自己収入）と運営費交付金（国費）からなる。

（注2）令和4年度、5年度及び7年度は、補正後予算に係る金額を計上している。

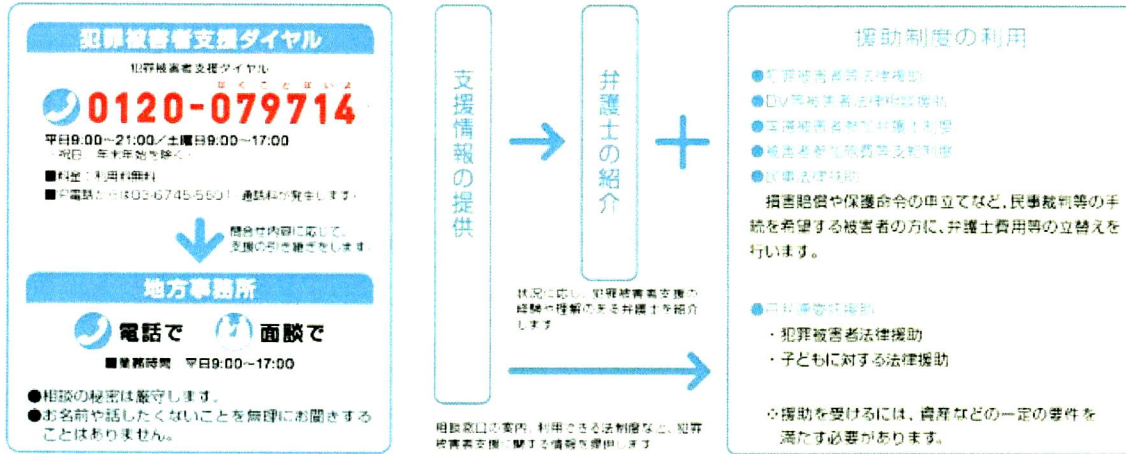
（注3）令和7年度の決算額は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

11. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等法律援助事業の概要、犯罪被害者相談件数、委託援助事業実績
 (平成28年度～令和7年度)

【犯罪被害者支援業務の概要】

犯罪の被害にあわれた方や御家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行う。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内(紹介、取次ぎ等)(総合法律支援法第30条第1項第8号ロ)
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供(同項第8号イ)
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介(同項第8号)
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務(同項第5号)
- (オ) 被害者国選弁護関連業務(同項第6号の一部)
- (カ) 犯罪被害者等支援弁護士制度(犯罪被害者等法律援助業務)(同項第9号)
- (キ) 被害者参加旅費等支給業務(同項第10号)



○ 犯罪被害者相談件数

・ 問合せ対応実績

(単位：件)

	コールセンター	地方事務所
平成28年度	12,014	13,825
平成29年度	13,461	12,717
平成30年度	15,145	14,035
令和元年度	15,343	11,262
令和2年度	14,309	10,768
令和3年度	15,908	12,108
令和4年度	20,889	14,644
令和5年度	23,363	15,481
令和6年度	23,155	14,252
令和7年度	22,924	11,264

(注) 令和7年度の件数は、第3・四半期(4月~12月)までの速報値である。

・ DV等被害者法律相談援助実績

(単位：件)

	相談実施件数
平成29年度	141
平成30年度	809
令和元年度	832
令和2年度	983
令和3年度	972
令和4年度	1,292
令和5年度	1,570
令和6年度	1,758
令和7年度	1,712

(注1) 本制度は、平成30年1月から開始した。

(注2) 令和7年度の件数は、第3・四半期(4月~12月)までの速報値である。

【総合法律支援法第30条第2項業務の概要】

平成19年10月1日から、日本弁護士連合会からの委託により、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務を行っている。

この日本弁護士連合会委託援助業務のうち、犯罪被害者及び子どもを対象として、次の業務を行っている。

(1) 犯罪被害者法律援助

生命、身体等一定の犯罪被害者について、被害届の提出や告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立、法廷傍聴同行、証人尋問・意見陳述援助、犯罪被害者等給付金申請、報道機関への対応・折衝等

(2) 子どもに対する法律援助

児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰、いじめその他の事由により、人権救済を必要としている子どもについての行政機関(主に児童相談

	犯罪被害者	子ども
平成28年度	1,444件	268件
	146,094千円	32,531千円
平成29年度	1,470件	334件
	163,328千円	35,679千円
平成30年度	1,625件	408件
	179,375千円	48,455千円
令和元年度	1,645件	406件
	181,836千円	52,616千円
令和2年度	1,687件	405件
	191,996千円	51,576千円
令和3年度	1,824件	490件
	203,031千円	61,281千円
令和4年度	1,856件	415件
	210,877千円	54,242千円
令和5年度	2,189件	379件
	234,268千円	52,302千円
令和6年度	2,482件	456件
	262,179千円	61,073千円
令和7年度	2,073件	303件
	207,327千円	42,164千円

(注1) 令和7年度の件数は、第3・四半期(4月~12月)までの速報値である。

(注2) 件数は援助申込の受理件数であり、金額は援助の開始時に支払われた報酬及び費用、終結時に追加支出した費用の総額である。

12. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援に関する精通弁護士数及び紹介件数（平成28年度～令和7年度）

○ 精通弁護士数

（単位：人）

平成28年 4月1日 現在	平成29年 4月1日 現在	平成30年 4月1日 現在	平成31年 4月1日 現在	令和2年 4月1日 現在	令和3年 4月1日 現在	令和4年 4月1日 現在	令和5年 4月1日 現在	令和6年 4月1日 現在	令和7年 4月1日 現在	令和8年 1月1日 現在
3,441	3,663	3,736	3,723	3,781	3,869	3,925	3,963	4,019	4,073	4,070

○ 精通弁護士紹介件数

（単位：件）

平成28年度	1,677
平成29年度	1,705
平成30年度	1,795
令和元年度	1,355
令和2年度	1,252
令和3年度	1,181
令和4年度	1,529
令和5年度	2,516
令和6年度	2,711
令和7年度	2,768

（注）令和7年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

13. 日本司法支援センターの被害者参加弁護士契約弁護士数及び国選被害者参加弁護士選定請求受理件数、
国選被害者参加弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成28年度～令和7年度）

○ 被害者参加弁護士契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	1月1日 現在
4,449	4,709	5,038	5,250	5,440	5,570	5,631	5,756	5,837	5,897	5,976

○ 国選被害者参加弁護士選定請求受理件数等

（単位：件）

	国選被害者参加 弁護士選定請求 受理件数	国選被害者参加 弁護士報酬等算 定件数	第一審			控訴審	上告審	国選被害者参加 弁護士報酬に対 する不服申立件 数
			簡裁	地裁	合計			
平成28年度	511	611	0	529	529	80	2	7
平成29年度	561	634	0	529	529	104	1	13
平成30年度	635	723	0	606	606	110	7	5
令和元年度	595	688	0	555	555	131	2	8
令和2年度	691	662	0	579	579	73	10	4
令和3年度	661	730	0	635	635	93	2	5
令和4年度	691	668	0	558	558	105	5	2
令和5年度	726	733	0	619	619	104	10	6
令和6年度	805	812	0	702	702	109	1	4
令和7年度	644	666	0	560	560	106	0	6

（注）令和7年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

14. 日本司法支援センターの国選弁護士契約弁護士数、国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）、
国選弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成28年度～令和7年度）

○ 国選弁護士契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	1月1日 現在
26,370	27,667	28,585	29,297	30,160	30,897	30,950	31,958	32,274	32,049	32,693

○ 国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）等

（単位：件）

	国選弁護 事件受理 件数	被疑者	被告人	国選弁護人 報酬等算定 件数	被疑者	被告人					控訴審	上告審	計	国選弁護人 報酬に対す る不服申立 件数
						第 一 審								
						即決	簡裁	家裁	地裁	合計				
平成28年度	122,967	66,579	56,388	123,212	66,763	372	5,213	0	45,013	50,598	4,452	1,399	56,449	324
平成29年度	117,494	63,839	53,655	117,829	63,938	619	4,875	0	42,630	48,124	4,239	1,528	53,891	286
平成30年度	132,642	78,780	53,862	130,916	76,907	289	4,574	0	43,566	48,429	4,203	1,377	54,009	319
令和元年度	133,155	80,145	53,010	131,894	79,867	71	3,935	0	42,463	46,469	4,121	1,437	52,027	269
令和2年度	126,149	76,073	50,076	127,682	77,017	169	3,371	0	41,781	45,321	3,982	1,362	50,665	282
令和3年度	118,902	72,308	46,594	120,849	72,868	121	2,823	0	39,954	42,898	3,772	1,311	47,981	238
令和4年度	117,821	73,775	44,046	117,628	73,613	28	2,287	0	36,861	39,176	3,584	1,255	44,015	256
令和5年度	127,879	80,514	47,365	124,801	79,374	17	2,231	0	38,538	40,786	3,457	1,184	45,427	255
令和6年度	132,557	81,893	50,664	131,777	81,866	14	2,397	0	42,400	44,811	3,768	1,332	49,911	221
令和7年度	105,102	65,720	39,382	103,220	65,832	3	1,731	0	31,810	33,544	2,941	903	37,388	171

（注）令和7年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

15. 日本司法支援センターの国選付添人契約弁護士数、国選付添事件受理件数、国選付添人報酬等算定件数及び報酬等に対する不服申立件数（平成28年度～令和7年度）

○ 国選付添人契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	1月1日 現在
13,409	14,272	14,867	15,177	15,501	15,886	15,909	16,353	16,500	16,348	16,543

○ 国選付添事件受理件数等

（単位：件）

	国選付添 事件受理 件数	国選付添人 報酬等算定 件数	国選付添人報 酬に対する不 服申立件数
平成28年度	3,427	3,393	21
平成29年度	3,417	3,404	22
平成30年度	3,489	3,572	23
令和元年度	3,325	3,265	22
令和2年度	2,941	3,097	19
令和3年度	2,604	2,723	12
令和4年度	2,996	2,855	15
令和5年度	3,631	3,497	13
令和6年度	3,952	3,963	19
令和7年度	3,676	3,354	14

（注）令和7年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

16. 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）に定める日本司法支援センターの業務（特定被害者法律援助業務）の実施状況（令和7年）

（単位：件）

	法律相談援助件数	援助開始決定件数	代理援助件数	書類作成援助件数
令和7年	45	230	230	0

17. 被害者参加旅費等支給制度に基づく旅費及び日当の請求件数及び受給件数（平成25年度～令和7年度）

（単位：件）

	旅費		日当	
	請求件数	受給件数	請求件数	受給件数
平成25年度	939	813	939	803
平成26年度	2,578	2,529	2,578	2,506
平成27年度	2,594	2,526	2,594	2,531
平成28年度	2,912	2,771	2,912	2,758
平成29年度	2,685	2,687	2,685	2,701
平成30年度	3,111	2,992	3,111	3,002
令和元年度	2,818	2,760	2,818	2,761
令和2年度	2,758	2,573	2,758	2,630
令和3年度	2,977	2,831	2,977	2,816
令和4年度	2,816	2,870	2,816	2,875
令和5年度	3,303	3,205	3,303	3,259
令和6年度	3,346	3,256	3,346	3,296
令和7年度	2,257	2,220	2,257	2,241

（注1）本制度は、平成25年12月から開始した。

（注2）請求件数は、当該年度に裁判所から請求書の送付を受けた件数であり、受給件数は、当該年度に日本司法支援センターから送金した件数である。

（注3）令和7年度の実績は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

18. 調査活動費についての当初予算、補正予算、支出済額及び残額等一覧（平成28年度～令和7年度）

（単位：円）

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	2,055,000	2,055,000	1,557,143	497,857	2,055,000	2,055,000	1,307,393	747,607	2,055,000	2,055,000	1,336,335	718,665
検察庁	44,636,000	44,636,000	16,195,729	28,440,271	39,636,000	39,636,000	27,179,373	12,456,627	39,636,000	39,636,000	34,473,733	5,162,267
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	2,449,000	2,449,000	798,592	1,650,408	2,449,000	2,449,000	591,673	1,857,327	2,449,000	2,449,000	360,260	2,088,740
公安調査庁	1,537,492,000	1,537,492,000	1,536,796,186	695,814	1,489,471,000	1,489,471,000	1,489,304,913	166,087	1,558,210,000	1,558,210,000	1,558,116,035	93,965
法務省所管合計	1,587,044,000	1,587,044,000	1,555,347,650	31,696,350	1,534,023,000	1,534,023,000	1,518,383,352	15,639,648	1,602,762,000	1,602,762,000	1,594,286,363	8,475,637

	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	1,532,000	1,532,000	1,242,203	289,797	1,546,000	1,546,000	1,132,218	413,782	1,546,000	1,546,000	1,531,822	14,178
検察庁	40,003,000	40,003,000	28,783,447	11,219,553	40,370,000	40,370,000	23,986,931	16,383,069	40,370,000	40,370,000	14,359,029	26,010,971
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	3,008,000	3,008,000	99,100	2,908,900	3,041,000	3,041,000	33,400	3,007,600	3,041,000	3,041,000	0	3,041,000
公安調査庁	1,614,955,000	1,614,955,000	1,607,333,325	7,621,675	1,672,700,000	1,672,700,000	1,672,565,047	134,953	1,912,859,000	1,912,859,000	1,912,780,825	78,175
法務省所管合計	1,659,910,000	1,659,910,000	1,637,458,075	22,451,925	1,718,069,000	1,718,069,000	1,697,717,596	20,351,404	1,958,228,000	1,958,228,000	1,928,671,676	29,556,324

(単位:円)

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	1,546,000	1,546,000	1,078,794	467,206	1,546,000	1,546,000	669,665	876,335	1,546,000	1,546,000	975,873	570,127
検察庁	40,370,000	40,370,000	29,315,210	11,054,790	40,370,000	40,370,000	36,241,930	4,128,070	40,370,000	40,370,000	16,313,676	24,056,324
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	3,041,000	3,041,000	118,870	2,922,130	3,041,000	3,041,000	598,695	937,305	3,041,000	3,041,000	167,579	2,873,421
公安調査庁	1,942,501,000	1,942,501,000	1,942,410,813	90,187	1,916,679,000	1,916,679,000	1,916,642,408	36,592	1,707,998,000	1,707,998,000	1,707,982,222	15,778
法務省所管合計	1,987,870,000	1,987,870,000	1,972,923,687	14,946,313	1,962,048,000	1,962,048,000	1,954,152,698	6,390,302	1,753,367,000	1,753,367,000	1,725,439,350	27,927,650

	令和7年度	
	当初予算額	補正後予算額
法務本省	1,546,000	1,546,000
検察庁	40,370,000	40,370,000
矯正官署	412,000	412,000
出入国在留管理庁	3,041,000	3,041,000
公安調査庁	1,721,104,000	1,721,104,000
法務省所管合計	1,766,473,000	1,766,473,000

19. 犯罪被害者支援等関係予算（法務省・令和8年度）

8年度予算（案）（7年度当初予算額）

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償請求についての援助等

16,459,984千円の内数（15,984,418千円の内数）

日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、損害賠償請求に要する費用の負担軽減を図る。

(2) 刑事事件の証人等に対する給付制度

100千円（100千円）

刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したこと等により、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 被害者等に対する情報提供

33,594千円（32,905千円）

以下の制度の運用に必要な諸経費

- 1 全国統一の被害者等通知制度
- 2 被害者等に対する出所情報通知制度
- 3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度

(2) 検察官等に対する研修の充実等

56,730 千円（58,037 千円）

検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施する。

(3) 犯罪被害者等のための対応強化

326 千円（326 千円）

捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図る。

(4) 被害者の視点を取り入れた教育

43,534 千円（48,533 千円）

刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。

(5) 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供

2,277 千円 (2,259 千円)

犯罪被害者等に対して、有罪判決確定後又は保護処分決定後の加害者に関する情報を提供する。

(6) 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等

16,459,984 千円の内数 (15,984,418 千円の内数)

日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対する研修を実施する。

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

17,101,053 千円の内数 (17,125,488 千円の内数)

資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするために導入された被害者参加人のための国選弁護制度の下、所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。

また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人に対し、被害者参加旅費等の支給業務を同センターにおいて行う。

(2) 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達

1,411 千円 (1,205 千円)

犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝える。

(3) 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実

27,517 千円 (25,709 千円)

犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等審理を実施する。

(4) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の体制整備

220,327 千円 (222,339 千円)

被害者等の心情等を聴取し、その心情等を受刑者の矯正処遇及び少年院在院者の矯正教育に効果的に反映させるため、犯罪被害者に関する知見を有する有識者等を招へいして開催した検討会の結果を踏まえ、本制度に関する知識を習得するための職員研修実施経費等、実効的な制度運用の実現を図る。

4 支援等の体制整備への取組

(1) 被害者等からの相談への対応

① 被害者ホットラインの設置

1,521 千円 (1,521 千円)

被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設。

② 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等

5,816 千円 (5,574 千円)

検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成。

(2) 更生保護官署における支援等のための体制整備

68,299 千円 (69,809 千円)

関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。

(3) 人権相談

3,540,306 千円の内数 (3,536,193 千円の内数)

相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。

(4) 人権侵犯事件の調査・処理等

3,540,306 千円の内数 (3,536,193 千円の内数)

人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防。

(5) 相談及び情報の提供等

16,459,984千円の内数（15,984,418千円の内数）

日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を提供する。

(6) 犯罪被害者等支援弁護士制度の運用・体制強化等

16,459,984千円の内数（15,984,418千円の内数）

犯罪被害者等支援弁護士制度の充実した運用や、地方における途切れない支援の提供体制の構築に向けた関係機関等との連携を図るために必要な体制を整備する。

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 人権啓発活動

3,540,306千円の内数（3,536,193千円の内数）

「人権週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を中心に、犯罪被害者及びその家族の人権に対する配慮と保護を求め、啓発冊子の配布等の広報・啓発活動を実施する。

20. 法務省の男女別職員数（全職員と管理職について）（平成28年度～令和7年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全職員数	52,008	52,202	52,464	53,064	53,423	53,637	53,807	53,774	54,098	54,189
うち女性数	9,521	9,397	9,802	10,237	10,729	11,381	11,793	12,231	12,539	13,047
全職員に占める女性の割合	18	18	19	19	20	21	22	23	23	24
管理職員数	5,854	6,030	6,144	6,235	6,371	6,717	6,754	6,812	6,909	6,887
うち女性数	419	471	531	589	652	730	775	837	888	962
管理職に占める女性の割合	7	8	9	9	10	11	11	12	13	14

21. 法務省の育児休業取得率（男女別）（平成27年度～令和6年度）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	5.2% (79) [1513]	7.2% (110) [1533]	9.1% (145) [1586]	10.8% (157) [1455]	18.2% (254) [1394]	43.1% (618) [1434]	59.1% (769) [1302]	69.1% (850) [1230]	76.8% (956) [1245]	83.2% (1004) [1207]
女性	100.3% (336) [335]	99.7% (363) [364]	101.0% (393) [389]	100.0% (352) [352]	99.2% (372) [375]	99.7% (383) [384]	109.9% (412) [375]	98.2% (374) [381]	106.6% (373) [350]	98.4% (422) [429]

(注) 1 ()は新規取得者数、[]は新規取得可能者数を表す。

(注) 2 新規取得者数とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者等を除く。）を取得した人数をいう。

(注) 3 男性職員の新規取得可能者数とは、当該年度中に子が生まれた男性職員をいう。また、女性職員の新規取得可能者数とは、令和2年度以前は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員を、令和3年度以降は当該年度中に子が生まれた女性職員をそれぞれいう。

(注) 4 取得率とは、新規取得可能者数に対する新規取得者数の割合をいう。なお、新規取得者数には、当該年度より前に育児休業取得可能となった職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。

22. 法務省の非常勤職員数（最新の数字・女子は内数・内部部局、施設等機関、地方支分部局別）

組 織	非 常 勤 職 員 数 （ 令 和 7 年 7 月 1 日 現 在 ）	
		う ち 女 子 職 員 数
本省内部部局	410	161
施設等機関	3,793	2,061
地方支分部局	52,455	14,661
特別の機関（検察庁）	273	191
本省計	56,931	17,074
外 局	548	364
法務省合計	57,479	17,438

23. 法務省における外部委託の状況（契約の相手方及び委託内容）

（令和7年度時点）

契約の相手方	委託事業の概要
クリエイティブ・ファクトリー株式会社	地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会の実施業務（法務本省）
吉本興業株式会社	再犯防止に関する広報・啓発動画の製作の業務等（法務本省）
日本通信紙株式会社ほか1社	司法試験等実施業務（法務本省）
株式会社MAYA STAFFING	電話交換業務（法務本省）
テイケイ株式会社	警備業務（法務本省）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社	庁舎清掃業務（法務本省）
有限責任監査法人トーマツ	財務書類作成支援業務（法務本省）
大新東株式会社	自動車運行管理業務（法務本省）
日本レコードマネジメント株式会社	図書館業務（法務本省）
株式会社P i i c	法教育セミナー運営等業務（法務本省）
テイケイ株式会社ほか8社	警備業務（法務総合研究所ほか7庁）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社ほか9社	庁舎清掃業務（法務総合研究所ほか7庁）
株式会社JPキャリアコンサルティング	研修補助等業務（法務総合研究所）
株式会社映音企画ほか2社	会議運営業務（法務総合研究所）
株式会社片平エンジニアリングほか2社	現地通訳等委託業務（法務総合研究所）
クラスター株式会社	ソフトウェア開発委託業務（法務総合研究所）
GW CONSULTING MIDDLE EAST LIMITED	現地調査警備等委託業務（法務総合研究所）
セコム株式会社ほか84社	警備業務（東京法務局ほか49局）
太平ビルサービス株式会社ほか144社	庁舎清掃業務（東京法務局ほか49局）
太平ビルサービス株式会社ほか21社	ボイラー運転業務（東京法務局ほか11局）

契約の相手方	委託事業の概要
NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社ほか19社	供託金警備搬送業務（東京法務局ほか48局）
株式会社総合人材センターほか6社	乙号事務の包括的業務（東京法務局ほか49局）
株式会社東京リーガルマインド	債権譲渡登記・成年後見登記事務端末オペレータ業務（東京法務局）
セコム株式会社ほか13社	警備業務（機械警備）（名古屋高等検察庁ほか54庁）
株式会社クリーン工房ほか167社	庁舎清掃業務（大阪高等検察庁ほか54庁）
NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社ほか4社	徴収金警備搬送業務（大阪高等検察庁ほか11庁）
キョウワプロテック株式会社ほか2社	自動車運行業務（大阪地方検察庁ほか2庁）
株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコム	電話交換業務（大阪地方検察庁）
エクレ株式会社ほか63社	総務系請負業務（札幌刑務所ほか65庁）
ALSOK秋田株式会社ほか62社	処遇系請負業務（札幌刑務所ほか67庁）
アデコ株式会社ほか11社	処遇系労働者派遣業務（札幌刑務所ほか29庁）
シンセイ技研株式会社ほか30社	庁舎清掃業務（北海道矯正管区ほか23庁）
株式会社サエキ輸送ほか3社	配送業務（宮城刑務所ほか3庁）
医療法人愛悠会ほか56社	胸部エックス線検診業務（札幌刑務所ほか60庁）
エームサービス株式会社	PFI手法を活用した収容関連サービス業務（給食）（加古川刑務所ほか2庁）
エームサービス株式会社	PFI手法を活用した収容関連サービス業務（給食）（横浜刑務所ほか1庁）
株式会社小学館集英社プロダクション	公共サービス改革法を活用した施設管理運営業務（喜連川社会復帰促進センターほか1庁）
株式会社小学館集英社プロダクション	公共サービス改革法を活用した教育・職業訓練業務等（静岡刑務所ほか1庁）
株式会社小学館集英社プロダクション	公共サービス改革法を活用した施設管理運営業務（美祢社会復帰促進センター）
株式会社大林組	公共サービス改革法を活用した施設管理運営業務（島根あさひ社会復帰促進センター）
昭島国際法務PFI株式会社	国際法務総合センター維持管理運営業務（矯正研修所ほか3庁）

契約の相手方	委託事業の概要
セコム株式会社ほか39社	警備業務（北海道地方更生保護委員会ほか7庁）
株式会社トーカンオリエンズほか70社	庁舎清掃業務（北海道地方更生保護委員会ほか7庁）
特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構ほか27社	更生保護就労支援業務（北海道地方更生保護委員会ほか7庁）
株式会社LSIメディエンス	簡易薬物検出検査業務（北海道地方更生保護委員会ほか7庁）
更生保護法人旭川更生保護協会ほか3社	更生保護地域寄り添い支援事業（北海道地方更生保護委員会ほか3庁）
株式会社グロップ	作文審査業務（法務本省）
株式会社FUYOUほか9社	警備業務（東日本入国管理センターほか7庁）
株式会社ジェービーエム事業本部ほか20社	庁舎清掃業務（東日本入国管理センターほか7庁）
セントラルリーシングシステム株式会社ほか11社	出国待機施設警備業務（札幌出入国在留管理局ほか7庁）
公益財団法人入管協会ほか5社	インフォメーションセンター相談業務（札幌出入国在留管理局ほか7庁）
公益財団法人入管協会ほか1社	多文化共生総合相談ワンストップセンター相談業務（東京出入国在留管理局ほか1庁）
株式会社BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONSほか1社	行政手続相談業務（東京出入国在留管理局）
株式会社近鉄HRパートナーズほか5社	イミグレーションアテンダント業務（札幌出入国在留管理局ほか5庁）
株式会社トーケイ	自動車運行管理業務（出入国在留管理庁）
一般社団法人日本産業カウンセラー協会ほか1社	職員研修業務（出入国在留管理庁）
北電情報システムサービス株式会社	ホームページ運営等業務（出入国在留管理庁）
株式会社エスケイワード	特定技能制度活用促進のための海外ジョブフェア及び国内マッチングイベント運営業務（出入国在留管理庁）
株式会社サーベイリサーチセンター	在留外国人に対する基礎調査業務（出入国在留管理庁）
国際移住機関（IOM）	自主的帰国及び社会復帰支援プログラム（出入国在留管理庁）
有限責任監査法人トーマツ	外国人支援コーディネーターの養成・認証事業（出入国在留管理庁）
有限会社ビジョンブリッジ	東京イミグレーション・フォーラム開催業務（出入国在留管理庁）
公益財団法人アジア福祉教育財団	難民及び補完的保護対象者救援等業務（出入国在留管理庁）
一般社団法人にほんごさぼーと北海道ほか2社	アウトリーチ支援事業（出入国在留管理庁）

契約の相手方	委託事業の概要
株式会社キタジマ	「生活・就労ガイドブック」の定期時点更新業務（出入国在留管理庁）
株式会社クリーン工房	出入国在留管理庁代表電話交換業務（出入国在留管理庁）
テイケイ株式会社	警備業務（公安審査委員会）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社	庁舎清掃業務（公安審査委員会）
テイケイ株式会社ほか42社	警備委託（公安調査庁ほか8庁）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社ほか31社	庁舎清掃業務（公安調査庁ほか8庁）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社ほか17社	ボイラー運転業務（公安調査庁ほか5庁）

24. 検事・副検事の定員及び現在員の推移（平成29年度～令和8年度）

年度 区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員(案)	現在員
検事	1,865	1,819	1,868	1,811	1,877	1,826	1,879	1,829	1,880	1,764	1,886	1,849	1,887	1,845	1,888	1,786	1,889	1,814	1,893	
副検事	899	749	899	751	879	759	879	764	879	768	879	775	879	778	879	782	879	792	864	
計	2,764	2,568	2,767	2,562	2,756	2,585	2,758	2,593	2,759	2,532	2,765	2,624	2,766	2,623	2,767	2,568	2,768	2,606	2,757	

(注) 現在員は、各年度の12月末日現在。

25. 検察官の年齢層・男女別在職状況

【検 事】

60歳以上	50歳から59歳	40歳から49歳	30歳から39歳	29歳以下	計
38(4)	529(92)	645(177)	564(206)	226(86)	2002(565)

【副検事】

60歳以上	50歳から59歳	40歳から49歳	30歳から39歳	29歳以下	計
148(1)	313(18)	264(29)	79(3)		804(51)

- (注) 1 () 内の数は女性を示し、内数である。
 2 令和7年7月1日現在の在職状況である。

26. 検察官の定年・中途退職者数及びその後の進路状況（女子は内数）（令和7年度）

【検 事】

定年退官	辞職	死亡	計
	60 (18)		60 (18)

【副検事】

定年退官	辞職	死亡	計
	19 (1)	1	20 (1)

【その後の進路状況】

	検事	副検事
簡易裁判所判事		1
弁護士	12	
行政書士		1
公証人	14	
証券取引等監視委員会	1	
消費者庁	1	
法律事務所職員	1	
民間企業	4	

- (注) 1 令和8年4月1日までの退職見込み人員を含む。
 2 () 内の数は女性を示し、内数である。
 3 その後の進路状況については、届出の対象となっている管理職職員の数であり、その他については把握していない。

27. 検察事務に携わっていない検察官数(充職検事職別人員及び他省庁等勤務者別人員)(それぞれ裁判官出身者は内数)及びその官職名

【充職検事職別職員人員】

職名	人員
官房長、局長	7
司法法制部長	1
課長	46
室長	2
審議官	4
法規専門職	44
研究所長	1
研究所部長	5
研究所教官	3
部長等研究員	2
法務局長	5
法務局訟務部長	8
入管庁長官	1
入管庁次長	1
公安庁長官	1
公安庁次長	1
公安庁部長	1
計	133

【他省庁等勤務者別】

省庁名等	人員	官職	内数
内閣	11 (3)	官房副長官補付	2
		官房副長官秘書官	1
		官房内閣参事官	3
		法制局参事官	3
		法制局参事官補	1
		法制局総務主幹	1
内閣府	2 (1)	独立公文書管理監	1
		再就職等監視委員会再就職等監察官	1
警察庁	4	長官官房参事官	1
		刑事局刑事企画課課長補佐	1
		刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課課長補佐	1
		サイバー警察局サイバー捜査課国際サイバー捜査指導官	1
金融庁	8 (1)	総合政策局リスク分析総括課課長補佐	1
		企画市場局市場課課長補佐	1
		証券取引等監視委員会事務局次長	1
		証券取引等監視委員会事務局市場監視総括官	1
		証券取引等監視委員会事務局特別調査管理官	1
		証券取引等監視委員会事務局特別調査課特別調査指導官	3
消費者庁	1	法務監理官	1
デジタル庁	3 (2)	統括官付参事官	1
		統括官付参事官付企画官	2
総務省	2 (1)	情報公開・個人情報保護審査会事務局審査官	1
		自治行政局行政課課長補佐	1
公害等調整委員会	2 (2)	事務局審査官	2
外務省	9 (5)	大臣官房監察官	1
		大臣官房総務課監察官課長補佐	1
		総合外交政策局課長補佐	1
		総合外交政策局安全保障政策課課長補佐	1
		総合外交政策局安全保障政策課国際安全・治安対策協力室課長補佐	1
		北米局北米第二課課長補佐	1
		国際法局	1
		国際法局課長補佐	1
領事局政策課ハーグ条約室課長補佐	1		
財務省	2 (1)	主税局参事官補佐	1
		国際局開発政策課課長補佐	1
国税庁	2	課税部課税総括課審理室主任訟務専門官	1
		課税部資産課税課長	1
国税局	3	東京国税局課税第一部審理官	1
		東京国税局査察部査察審理課主任査察審理官	1
		大阪国税局課税第一部審理官	1
国税不服審判所	10 (6)	国税不服審判所長	1
		国税不服審判所国税審判官	1
		東京国税不服審判所長	1
		東京国税不服審判所国税審判官	2
		関東信越国税不服審判所国税審判官	1
		大阪国税不服審判所長	1
		大阪国税不服審判所国税審判官	1
		名古屋国税不服審判所国税審判官	1
		広島国税不服審判所国税審判官	1
文部科学省	4 (3)	研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長	1
		研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室	3
農林水産省	2 (1)	大臣官房法務支援室長	1
		大臣官房法務支援室付	1
国土交通省	2 (1)	大臣官房法務支援室長	1
		大臣官房法務支援室事務官	1
防衛省	1	防衛監察本部統括監察官付	1
計	68 (27)		68

(注) () 内の数は裁判官出身者を示し、内数である。

28. 検察官事務取扱検察事務官の員数の推移（平成28年度～令和7年度）及び配置状況

(1) 員数の推移

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
員数	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393

(2) 配置状況

法務大臣において、首席捜査官、次席捜査官及び統括捜査官等1,393人に対し区検察庁の検察官事務取扱を命じ、配置されている。

29. 弁護士から検事への任官者数の推移（平成28年度～令和7年度）及び配置状況

年 度	任官者数	配置状況（任官時）
平成28		
29	1	東京地方検察庁
30		
令和 元		
2		
3	2	東京地方検察庁、大阪地方検察庁
4	1	東京地方検察庁
5	2	東京地方検察庁
6		
7	3	東京地方検察庁

30. 司法修習終了者の検察官志望者数（検察官志望締切時）及び検察官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）（女子は内数）

【検察官志望者数】

期	志望者数	任官者数	最年少	最年長	平均年齢
77	82(28)	82(28)	23歳	33歳	25.8歳

（注）（ ）内の数は女性を示し、内数である。

31. 検察官に対する研修の実施状況（研修名・参加人数・研修期間・対象者・目的）（令和7年度）
 検事に対する研修

令和8年1月末現在

研 修 名	参加人数	研修期間	対 象 者	目 的
新任検事研修 77期	85名	40日間 （研修期間が令和6年度にまたがっている合計40日間の研修で、令和7年度実施期間39日）	新たに任官した検事	検事としての基礎的知識・能力を習得させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行う。
新任検事研修 78期	80名程度 （予定）	40日間 （研修期間が令和8年度にまたがっている合計約40日間の研修で、令和7年度実施予定期間は1日）	新たに任官した検事	検事としての基礎的知識・能力を習得させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行う。
検事一般研修 第159回 第160回	31名 34名	19日間 18日間	任官後3年前後の検事	検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させる。

検事専門研修 第134回 第135回	24名 39名	12日間 12日間	任官後7年ないし10年の経歴を有する検事	中堅検事として、必要な捜査・処理及び公判運営に関する高度の専門的知識・技能を修得させる。
決裁官・支部長検事セミナー	50名程度 (予定)	2日間 (予定)	任官後15年程度以上の経歴を有し、近い将来地方検察庁の次席検事・部長等又は支部長検事に就任すると考えられる検事	地方検察庁次席検事・部長等又は支部長検事として必要な能力・素養の修得・かん養を図る。
検察運営セミナー	15名	1日間	新任検事正として就任予定の者	検察長官として必要な行政的識見及び管理能力の習得を図る。

副検事に対する研修

研 修 名	参加人数	研修期間	対 象 者	目 的
副検事第1次研修 (新任副検事実務教育) 前期 後期	28名 29名	35日間 12日間	新たに任官した副検事	副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させる。
副検事第2次研修	36名	31日間	任官後4年程度を経過した副検事	中堅の副検事に、主として交通事犯、特別法犯、財産犯などの捜査・処理及び公判立会に必要な高度の知識・技能を習得させる。
副検事第3次研修	26名	15日間	任官後11年程度を経過した副検事	検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力をかん養する。

32. 法務省に勤務している裁判官出向者の職位別内訳（内部部局、法務総合研究所、地方支分部局別）

【法務本省】

	局長	部長	課長	参事官	局付等
大臣官房		3	1	4	2
司法法制部		1		1	3
民事局	1		4	7	20
刑事局					2
人権擁護局					1
訟務局	1		3		18

【法務総合研究所】

	教官
法務総合研究所	4

【法務局・地方法務局】

	局長	部長	部付
東京法務局		1	8
大阪法務局	1	1	6
名古屋法務局		1	1
広島法務局		1	1
福岡法務局		1	2
仙台北法務局		1	1
札幌法務局			1
高松法務局			1

【検察庁】

	検事
東京地方検察庁	0

（令和8年2月1日現在）

34. 外国法事務弁護士の原資格国別人数の推移（平成29年～令和8年）、都道府県別事務所数及び外国法事務弁護士の国籍別人数の推移（平成29年～令和8年）

(1) 外国法事務弁護士の原資格国別人員の推移

原資格国	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
アメリカ合衆国 ニューヨーク州	111	105	110	106	111	121	118	118	126	126
アメリカ合衆国 カリフォルニア州	52	52	55	57	57	59	58	59	61	62
アメリカ合衆国 ハワイ州	16	16	16	16	16	15	13	13	12	13
アメリカ合衆国 コロンビア特別区	10	10	11	14	17	17	17	16	16	15
アメリカ合衆国 イリノイ州	10	8	8	9	10	8	8	8	8	8
アメリカ合衆国 バージニア州	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4
アメリカ合衆国 マサチューセッツ州	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ワシントン州	2	2	3	3	2	2	2	3	3	3
アメリカ合衆国 ニュージャージー州	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ノースカロライナ州	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ジョージア州	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 フロリダ州	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
アメリカ合衆国 テキサス州	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2
アメリカ合衆国 コネティカット州	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ルイジアナ州	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
アメリカ合衆国 オレゴン州	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
アメリカ合衆国 メリーランド州	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1
アメリカ合衆国 コロラド州	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ミズーリ州	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0
アメリカ合衆国 テネシー州	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ユタ州	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
アメリカ合衆国 オハイオ州	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
連合王国（イギリス）	78	80	72	77	72	70	70	75	78	81
中華人民共和国	36	40	44	45	47	50	51	63	83	104
オーストラリア ニューサウスウェールズ州	16	15	15	15	17	16	18	20	19	21
オーストラリア ビクトリア州	4	4	5	8	7	7	8	11	11	11
オーストラリア 西オーストラリア州	3	3	3	2	3	2	1	1	1	2
オーストラリア クィンズランド州	3	3	3	3	5	6	6	6	6	6
オーストラリア 首都特別地域	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ドイツ連邦共和国	6	10	10	11	13	13	12	14	15	16
カナダ オンタリオ州	5	5	6	6	5	5	3	3	4	3
カナダ ブリティッシュコロンビア州	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
フランス共和国	6	6	6	6	7	7	7	8	8	7
シンガポール共和国	4	4	5	3	3	3	3	5	5	5
ニュージーランド	2	3	4	4	4	3	3	5	4	5
フィリピン共和国	4	4	4	4	5	5	5	6	6	6
インド	3	4	4	4	6	7	9	9	9	9
香港	3	3	3	2	3	3	4	4	4	5
ブラジル連邦共和国	5	4	3	3	3	3	3	4	4	4
台湾	2	2	3	5	4	2	3	6	7	12
スイス連邦	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
スペイン	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
イタリア共和国	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

パラグアイ共和国	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ネパール連邦民主共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大韓民国	1	1	1	2	3	3	4	5	6	7	7
ロシア連邦	0	0	0	1	1	2	2	2	2	2	2
ベルギー王国	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	2
スリランカ民主社会主義共和国	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
オーストリア共和国	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
タイ王国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
ウクライナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
チリ共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	412	413	422	436	448	456	458	495	530	567	

注1：各年4月1日現在（出典：弁護士白書2017年版～2025年版）。ただし、令和8年については、2月17日現在の速報値である（法務省調べ）。

注2：原資格国については、同一人物が複数の国の資格を有している場合があり、その延べ人数となっている。

注3：本表の国名は、原則、外国法事務弁護士名簿記載の名称で表記している。

(2) 都道府県別事務所数

都道府県	事務所数
東京	229 (522)
茨城	1 (1)
埼玉	1 (1)
神奈川	3 (3)
岐阜	1 (1)
静岡	1 (1)
愛知	3 (3)
京都	6 (7)
大阪	16 (18)
兵庫	3 (3)
福岡	6 (7)
合計	270 (567)

注1：令和8年2月20日現在（日本弁護士連合会ウェブサイト弁護士検索結果をもとに法務省作成）。

注2：（ ）は外国法事務弁護士数。

35. 外国法事務弁護士の承認申請件数及び承認数並びに特定外国法指定申請件数及び指定数（平成29年～令和8年）

年	承認		特定外国法指定	
	申請件数	承認数	申請件数	指定数
平成29年	38	30	3	2
平成30年	48	47	13	10
平成31年・令和元年	40	44	12	14
令和2年	36	30	6	7
令和3年	30	31	1	2
令和4年	40	24	6	3
令和5年	56	69	12	12
令和6年	78	68	7	8
令和7年	74	69	12	9
令和8年	7	5	1	0
合計	447	417	73	67

注：各年1月1日から12月31日までの間（ただし、令和8年は1月1日から1月31日までの間）にされた承認申請、承認、特定外国法指定申請及び指定各総数である。

36. 司法試験合格者の受験回数別・受験資格別・年齢別・男女別・平均年齢・合格率の推移（平成28年～令和7年）
及び令和7年試験における受験者の受験回数別・法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数

(1) 司法試験合格者の受験回数別人数の推移

年	受験回数					
	1回	2回	3回	4回	5回	合計
平成28年	867	333	206	124	53	1,583
平成29年	870	292	180	140	61	1,543
平成30年	862	269	187	134	73	1,525
令和元年	884	282	139	108	89	1,502
令和2年	960	222	126	85	57	1,450
令和3年	1,024	173	101	76	47	1,421
令和4年	1,046	180	88	47	42	1,403
令和5年	1,584	123	35	24	15	1,781
令和6年	1,211	296	44	29	12	1,592
令和7年	1,197	250	103	18	13	1,581

(注) 「受験回数」については、司法試験法第4条第1項に基づくものである。

(2) 司法試験合格者の受験資格別合格者数の推移

年	既修・未修	法科大学院課程修了者			在学中受験資格者			予備試験合格者	合計
		合計	既修	未修	合計	既修	未修		
平成28年		1,348	951	397				235	1,583
平成29年		1,253	922	331				290	1,543
平成30年		1,189	833	356				336	1,525
令和元年		1,187	901	286				315	1,502
令和2年		1,072	828	244				378	1,450
令和3年		1,047	829	218				374	1,421
令和4年		1,008	790	218				395	1,403
令和5年		817	670	147	637	578	59	327	1,781
令和6年		471	372	99	680	611	69	441	1,592
令和7年		441	330	111	712	636	76	428	1,581

(3) 司法試験合格者の年齢別人数の推移

年	年齢												合計
	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	
平成28年	0	223	1,005	182	80	44	26	14	5	2	2	0	1,583
平成29年	0	224	916	177	108	60	24	15	13	5	0	1	1,543
平成30年	1	257	877	191	71	51	34	18	15	9	1	0	1,525
令和元年	0	230	888	161	95	41	50	22	8	6	1	0	1,502
令和2年	0	303	821	143	52	54	35	16	13	9	4	0	1,450
令和3年	1	336	768	133	63	48	23	30	10	7	2	0	1,421
令和4年	2	346	747	122	62	51	26	22	11	10	4	0	1,403
令和5年	1	699	835	98	63	45	17	10	9	2	2	0	1,781
令和6年	2	741	590	97	62	39	28	15	12	3	1	2	1,592
令和7年	3	754	560	106	64	31	36	12	9	5	1	0	1,581

(注) 「年齢」については、各年の12月31日現在である。

(4) 司法試験合格者の男女別人数の推移

年	性別	男性	女性	合計
	平成28年	1,212	371	1,583
平成29年	1,228	315	1,543	
平成30年	1,150	375	1,525	
令和元年	1,136	366	1,502	
令和2年	1,083	367	1,450	
令和3年	1,026	395	1,421	
令和4年	1,014	389	1,403	
令和5年	1,257	524	1,781	
令和6年	1,111	481	1,592	
令和7年	1,102	479	1,581	

(5) 司法試験合格者の平均年齢の推移

年	平均年齢	平均年齢
平成28年		28.3
平成29年		28.8
平成30年		28.8
令和元年		28.9
令和2年		28.4
令和3年		28.3
令和4年		28.3
令和5年		26.6
令和6年		26.9
令和7年		26.8

(6) 司法試験の合格率の推移

年	合格率	合格率
平成28年		22.95%
平成29年		25.86%
平成30年		29.11%
令和元年		33.63%
令和2年		39.16%
令和3年		41.50%
令和4年		45.52%
令和5年		45.34%
令和6年		42.13%
令和7年		41.20%

(7) 令和7年司法試験における受験者の受験回数別人数

年 \ 受験回数	1回	2回	3回	4回	5回	合計
令和7年	2,041	856	486	282	172	3,837

(8) 令和7年司法試験における法科大学院課程修了の受験資格に基づく受験者の法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数

既修・未修 修了年度	既修者	未修者	合計
令和2年度	134	119	253
令和3年度	155	117	272
令和4年度	171	127	298
令和5年度	288	153	441
令和6年度	482	267	749

令和7年司法試験における法科大学院課程在学中の受験資格に基づく受験者の既修者未修者別人数

既修・未修	既修者	未修者	合計
法科大学院課程在学中	1,084	268	1,352

37. 司法試験予備試験合格者の男女別人数・平均年齢・現役大学生数・現役法科大学院生数・合格率の推移(平成28年～令和7年)

(1) 司法試験予備試験合格者の男女別人数の推移

年	性別	男性	女性	合計
平成28年		334	71	405
平成29年		363	81	444
平成30年		352	81	433
令和元年		391	85	476
令和2年		367	75	442
令和3年		365	102	467
令和4年		399	73	472
令和5年		400	79	479
令和6年		354	95	449
令和7年		350	102	452

(2) 司法試験予備試験合格者の平均年齢の推移

年	平均年齢	平均年齢
平成28年		26.2
平成29年		26.9
平成30年		27.4
令和元年		26.0
令和2年		25.9
令和3年		26.3
令和4年		27.7
令和5年		26.9
令和6年		26.6
令和7年		28.5

(3) 司法試験予備試験合格者の大学生数の推移

年	大学生数	大学生数
平成28年		178
平成29年		214
平成30年		170
令和元年		250
令和2年		243
令和3年		252
令和4年		196
令和5年		286
令和6年		279
令和7年		264

(4) 司法試験予備試験合格者の法科大学院生数の推移

年	法科大学院生数	法科大学院生数
平成28年		153
平成29年		107
平成30年		148
令和元年		115
令和2年		95
令和3年		99
令和4年		124
令和5年		21
令和6年		8
令和7年		10

(5) 司法試験予備試験の合格率の推移

年	合格率	合格率
平成28年		3.88%
平成29年		4.13%
平成30年		3.89%
令和元年		4.04%
令和2年		4.17%
令和3年		3.99%
令和4年		3.63%
令和5年		3.58%
令和6年		3.57%
令和7年		3.64%

(注1) 本データは、出願者の自己申告によるものである(合格率を除く。)

(注2) 「平均年齢」については、各年の12月31日現在である(ただし、令和2年のみ令和3年1月31日現在。)

(注3) 「大学生数」及び「法科大学院生数」については、試験実施前年度の出願時現在である。

38. 公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移（平成28年度～令和7年度）及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）の数（令和7年度）

① 公証人の任免状況

年 度	定 員	現在員	年齢別内訳 （上段から）			前職別内訳 （上段から）		
			60歳以下	61歳～65歳	66歳以上	判 事	検 事	法務事務官等
平成28年度	669人	497人	66人 (13.3%)	268人 (53.9%)	163人 (32.8%)	139人 (28.0%)	194人 (39.0%)	164人 (33.0%)
平成29年度	669人	495人	59人 (11.9%)	268人 (54.1%)	168人 (33.9%)	136人 (27.5%)	196人 (39.6%)	163人 (32.9%)
平成30年度	678人	500人	59人 (11.8%)	225人 (45.0%)	216人 (43.2%)	140人 (28.0%)	201人 (40.2%)	159人 (31.8%)
令和元年度	678人	502人	61人 (12.2%)	264人 (52.6%)	177人 (35.3%)	141人 (28.1%)	203人 (40.4%)	158人 (31.5%)
令和2年度	678人	504人	63人 (12.5%)	266人 (52.8%)	175人 (34.7%)	139人 (27.6%)	205人 (40.7%)	160人 (31.8%)
令和3年度	678人	501人	58人 (11.6%)	276人 (55.1%)	167人 (33.3%)	138人 (27.5%)	202人 (40.3%)	161人 (32.1%)
令和4年度	678人	506人	58人 (11.5%)	271人 (53.6%)	177人 (35.0%)	138人 (27.3%)	205人 (40.5%)	163人 (32.2%)

令和5年度	678人	507人	63人 (12.4%)	136人 (26.8%)
			267人 (52.7%)	207人 (40.8%)
			177人 (34.9%)	164人 (32.4%)
令和6年度	678人	503人	54人 (10.7%)	135人 (26.8%)
			267人 (53.1%)	201人 (40.0%)
			182人 (36.2%)	167人 (33.2%)
令和7年度	687人	503人	50人 (9.9%)	131人 (26.0%)
			259人 (51.5%)	204人 (40.6%)
			194人 (38.6%)	168人 (33.4%)

(注) いずれも、各年度の12月1日を基準日とした。

② 指定公証人の数

503人 (令和7年12月1日現在)

39. 登記所数の推移（平成8年～令和8年1月1日現在）、令和7年度の法務局・地方法務局の支局・出張所統廃合状況（具体名列挙）及び今後の統廃合計画

1 登記所適正配置実施状況

- ・登記所は、明治中期に、利用者が1日で往復することができるように、全国に数多く配置された。
- ・昭和30年代から、法務省は、登記所の適正配置に取り組んできた。（注①）
- ・昭和47年9月、民事行政審議会から登記所の整理統合の基準について答申を受け、以後、この答申及びその後の数次にわたる閣議決定に基づき、小規模登記所の統合を中心として統合を行った。（注②）

年 度	昭和30年	昭和46年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
登記所数(庁)	2,085	1,769	1,021	992	938	895	855	823	783	727	683	634
備 考	注①	注②	注③									

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
582	550	510	490	461	445	434	428	426	420	418	417

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年1月1日現在
416	416	416	414	414	414	413	413	412

(注)令和7年までの登記所数は4月1日現在

2 令和7年度の法務局・地方法務局の支局・出張所適正配置状況
別紙のとおり

3 今後の登記所適正配置

- ・平成5年7月、総務庁から登記の行政監察に基づき「統廃合基準の見直しを行うとともに、当該基準に基づき全国的な統廃合計画を策定し、その計画に従って統廃合を一層推進すること」との勧告を受けた。
- ・平成7年7月4日、民事行政審議会から、登記所の適正配置の新たな基準について答申を受けた。（注③）
- ・平成8年12月25日の閣議決定（「行政改革プログラム」）において、「引き続き、省庁の内部部局の改革・合理化を進めるとともに、（一部省略）法務局・地方法務局の出張所、（一部省略）の整理統合など附属機関及び地方支分部局についても改革・合理化を進める。」こととされた。
- ・平成11年1月26日に決定された「中央省庁等改革に係る大綱」において、法務局及び地方法務局の支局・出張所の整理統合を実施することとされたことを踏まえ、同年4月27日には、「中央省庁等改革の推進に関する方針」により法務局及び地方法務局の支局・出張所については、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則って整理統合を進め、平成17年度頃までに同答申時の箇所数（1,003箇所）の概ね半分程度までの縮減を図るこ

ととされた。

- ・平成16年12月24日の閣議決定（「今後の行政改革の方針」）において、「法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進める」こととされた。
- ・平成18年6月30日の閣議決定（「国の行政機関の定員の純減について」）において、定員削減の取組の一つとして、法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合が列挙された。
- ・今後も、民事行政審議会の答申にかかる登記所の適正配置の基準に基づき、引き続き必要な登記所の適正配置を実施することとしている。
- ・なお、統合によって住民の利便を低下させないための対策として、廃止登記所が所在していた地域における登記事項証明書等発行請求機を設置したり、登記事項証明書等の郵送・オンライン請求及び登記の郵送・オンライン申請を積極的に推進している。

（参考）登記所の適正配置の基準（平成7年7月4日民事行政審議会答申）

ア 原則として、一つの広域市町村圏に一つの登記所（広域市町村圏を基礎とした登記行政サービス圏を設定）

ただし、当面は、以下のいずれかに該当する登記所を統合

a 登記申請事件数15,000件未満

b 隣接登記所への所要時間概ね30分以内

イ 一つの圏域の事件数の合計が10,000件未満の場合は、隣接する圏域の登記所へ統合

ウ 広域市町村圏が設定されていない地域（大都市周辺地域広域行政圏が設定されている地域を含む。）は、アの基準に準ずる。

令和7年度登記所適正配置実施状況

R8.4.1現在

別紙

	局名	廃止庁	受入庁	施行日	備考
1	鹿児島	屋久島	本局	令和 7. 7. 22	
2	岡山	岡山西	本局	令和 8. 1. 5	

40. 法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和7年4月1日現在）
及び登記所備付地図整備計画関連予算（法務省・令和8年度）

(1) 法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和7年4月1日現在）

局名	総枚数	登記所備付地図	地図に準ずる図面
東京	64,164	15,289	48,875
横浜	77,316	7,563	69,753
さいたま	141,567	28,843	112,724
千葉	226,060	30,990	195,070
水戸	271,218	201,118	70,100
宇都宮	150,733	62,220	88,513
前橋	150,521	88,828	61,693
静岡	215,200	90,440	124,760
甲府	78,960	56,223	22,737
長野	253,354	160,753	92,601
新潟	354,537	169,366	185,171
大阪	54,914	9,286	45,628
京都	115,870	23,126	92,744
神戸	245,441	106,661	138,780
奈良	60,877	30,827	30,050
大津	98,176	36,932	61,244
和歌山	138,240	123,665	14,575
名古屋	209,187	48,175	161,012
津	143,348	36,822	106,526
岐阜	169,332	67,537	101,795
福井	114,974	26,040	88,934
金沢	106,274	44,563	61,711
富山	103,676	34,313	69,363
広島	244,311	168,556	75,755
山口	170,359	122,275	48,084
岡山	236,474	212,893	23,581
鳥取	122,755	66,310	56,445
松江	169,530	127,275	42,255

局名	総枚数	登記所備付地図	地図に準ずる図面
福岡	182,775	112,571	70,204
佐賀	120,912	118,947	1,965
長崎	134,456	114,751	19,705
大分	175,254	99,394	75,860
熊本	172,940	153,072	19,868
鹿児島	186,255	147,316	38,939
宮崎	124,267	88,232	36,035
那覇	51,089	43,906	7,183
仙台	172,593	142,258	30,335
福島	291,084	224,263	66,821
山形	181,562	93,396	88,166
盛岡	200,676	160,607	40,069
秋田	196,756	138,065	58,691
青森	97,834	90,038	7,796
札幌	74,163	44,388	29,775
函館	23,098	15,769	7,329
旭川	55,673	35,411	20,262
釧路	45,282	27,034	18,248
高松	76,293	68,407	7,886
徳島	80,072	59,643	20,429
高知	178,682	100,868	77,814
松山	135,512	119,701	15,811
合計	7,444,596	4,394,926	3,049,670

(2) 登記所備付地図整備計画関連予算政府案（法務省・令和8年度）※令和7年度補正予算額を含む。

法務局地図作成事業経費	4,730百万円
内訳 防災・まちづくり型	3,532百万円
大都市特化型	928百万円
被災地域復興型（震災復興型）	270百万円

41. 相続登記の件数（直近5か年）及び相続登記の促進関連予算（法務省・令和8年度）

○相続登記の件数（直近5か年）

（単位：件）

		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
総	計	1,554,881	1,502,709	1,361,757	1,236,875	1,137,096
	土地	1,332,377	1,291,315	1,172,051	1,064,941	980,420
	建物	222,504	211,394	189,706	171,934	156,676
相続その他一般承継による 所有権の移転	計	…	1,502,709	1,361,757	1,236,875	1,137,096
	土地	…	1,291,315	1,172,051	1,064,941	980,420
	建物	…	211,394	189,706	171,934	156,676
相続による所有権の移転	計	1,496,105	…	…	…	…
	土地	1,275,193	…	…	…	…
	建物	220,912	…	…	…	…
一般承継（相続を除く。） による所有権の移転	計	58,776	…	…	…	…
	土地	57,184	…	…	…	…
	建物	1,592	…	…	…	…

- (注) 1 「相続その他一般承継による所有権の移転」とは、相続（相続人に対する遺贈を含む。）、旧民法による家督相続又は遺産相続、遺留分減殺、合併その他の法人の一般承継（会社分割を除く。）を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
- 2 「相続による所有権の移転」とは、相続（相続人に対する遺贈を含む。）、旧民法による家督相続又は遺産相続、遺留分減殺を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
- 3 「一般承継（相続を除く。）による所有権の移転」とは、合併その他の法人の一般承継（会社分割を除く。）を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
- 4 令和6年4月以降、「相続その他一般承継による所有権の移転」の種別を「相続による所有権の移転」及び「一般承継（相続を除く。）による所有権の移転」に分割し、それぞれの登記の種別ごとに件数を計上している。
- 5 「…」は、該当数値が得られないものである。
- 6 令和6年度の数値は速報値である。

相続登記の促進関連予算（法務省・令和8年度）

- 相続登記の促進関連経費 令和8年度予算政府案（法務省所管） 1,296百万円（①+②+③+④）
近時、登記上の所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となり、各種公共事業における迅速な用地取得などに支障を来している問題、いわゆる所有者不明土地問題が取り沙汰され、その要因の一つとして相続登記が未了のまま放置されていることがあるとの指摘がされていることを踏まえ、所有者とその所在の明確化を図るため、相続登記の促進に取り組む必要がある。
- 1 長期相続登記等未了土地の解消
長期間相続登記等が未了となっている土地について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人となり得る者が誰かを登記官が調査し、調査結果を踏まえて相続登記の促進を図る。
- 339百万円・・・・・・・・①
- 2 表題部所有者不明土地の解消
変則型登記がされた土地（表題部所有者不明土地）について、登記官の調査を補充するために所有者等探索委員に必要な調査を行わせ、調査の結果を登記簿に反映させるとともに、調査の結果、所有者を特定することができなかった土地について、適切な管理を可能とする。
- 278百万円・・・・・・・・②
- 3 法定相続情報証明制度等の円滑な運用等
法定相続情報証明制度及び遺言書保管制度を安定的に運用をすることにより、相続手続の円滑化・相続登記の促進を図る。
- | | |
|------------------|-----------------|
| ・ 法定相続情報証明制度実施経費 | 574百万円・・・・・・・・③ |
| ・ 遺言書保管事務処理経費 | 518百万円 |
| | 56百万円 |
- 4 相続登記の申請義務化等の円滑な実施
相続登記の申請義務化等について、様々な広報媒体による国民各層に向けた周知広報を行うとともに、登記手続案内の効果的な実施、専門資格者団体との連携など相談体制を強化する。
- 105百万円・・・・・・・・④

42. 各種会社の登記数（株式会社は資本金別）（令和7年12月末）

種 別	現存会社数(令和7年12月末)
総 数	4,101,500
株式会社	2,200,800
100万円未満	205,600
100万円以上 - 1000万円未満	1,138,500
1000万円以上 - 5000万円未満	753,800
5000万円以上 - 1億円未満	67,600
1億円以上 - 3億円未満	22,600
3億円以上 - 5億円未満	5,300
5億円以上 - 10億円未満	1,600
10億円以上 - 50億円未満	3,200
50億円以上	2,100
合名会社	17,800
合資会社	86,800
合同会社	390,200
特例有限会社	1,405,600

※1 現存会社数は、登記記録上の会社(本店)数を調査した結果である。

※2 「特例有限会社」とは、旧有限会社法の規定による有限会社であって、会社法の施行後もその商号中に有限会社という文字を用いて存続している株式会社をいう。

※3 現存会社数の表示は、下二桁を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

43. 株式会社の合併数の推移（平成27年度～令和6年度）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
560	565	457	453	410	332	297	279	216	238

※1 合併数は、「合併による設立」及び「合併による資本金の額の増加」の登記件数を計上したものである。
なお、資本金の額の増加を伴わない合併は計上していない。

※2 令和6年度の数値は速報値である。

44. 動産及び債権譲渡登記の件数、登記申請にかかる債権の個数、登記事項概要証明書・登記事項証明書の交付件数、手数料収入額の推移（平成28年～令和7年）

年 別	動産譲渡登記の件数	登記申請にかかる 動 産 の 個 数	登記事項概要証明書	登記事項証明書	手数料収入額
平成28年	7,894	85,793	3,758	10,765	56,867千円
平成29年	7,769	48,674	4,020	9,759	55,332千円
平成30年	8,296	22,710	3,986	10,107	51,024千円
令和元年	8,991	22,982	3,662	9,645	53,036千円
令和2年	8,850	19,231	3,439	9,348	50,338千円
令和3年	7,417	19,085	3,867	8,455	44,599千円
令和4年	7,308	26,139	3,785	7,439	41,242千円
令和5年	7,489	28,711	3,585	8,220	43,488千円
令和6年	7,689	81,797	3,216	6,064	41,563千円
令和7年	7,290	29,759	3,136	5,520	39,086千円

年 別	債権譲渡登記の件数	登記申請にかかる 債 権 の 個 数	登記事項概要証明書	登記事項証明書	手数料収入額
平成28年	34,406	53,357,812	246,886	79,352	234,044千円
平成29年	34,850	48,139,745	166,373	61,082	202,774千円
平成30年	38,781	53,060,922	134,970	61,788	202,933千円
令和元年	37,342	47,603,772	137,855	66,843	210,234千円
令和2年	36,221	51,873,300	140,639	76,189	200,995千円
令和3年	33,329	54,744,929	146,981	65,763	193,079千円
令和4年	34,315	45,412,871	152,096	56,991	194,800千円
令和5年	40,922	44,893,919	147,394	57,030	215,882千円
令和6年	55,973	86,329,179	160,893	69,360	273,615千円
令和7年	67,507	55,922,382	177,828	86,228	314,370千円

- ・動産譲渡登記の件数欄には、動産譲渡登記及び抹消登記等の申請件数を計上した。
- ・債権譲渡登記の件数欄には、債権譲渡登記、質権設定登記及びこれらの抹消登記等の申請件数を計上した。
- ・登記事項概要証明書及び登記事項証明書欄には、交付通数を計上した。
- ・手数料収入額欄には、登記申請及び証明書交付請求に係る手数料を計上した（動産譲渡登記申請及び債権譲渡登記申請については登録免許税）。
- ・令和7年の数値は速報値である。
なお、令和6年の「動産譲渡登記の件数」については、速報値から変更があったため修正した。

45. 登記事項証明書の交付請求件数(請求の方式<窓口、オンライン>別)、及び個別手数料と収入額(平成27年度～令和6年度)

登記事項証明書の交付等請求件数(請求の方式(窓口、オンライン)別)及び収入額(平成27年度～令和6年度)

	登記事項証明書の 交付等請求件数	内 訳		収 入 額
		窓 口	オンライン	
平成27年度	55,218,213	42,024,234	13,193,979	21,148,168,120
平成28年度	53,297,846	40,310,730	12,987,116	20,391,541,460
平成29年度	51,824,289	38,926,549	12,897,740	19,584,376,860
平成30年度	51,398,139	38,445,457	12,952,682	19,156,649,180
令和元年度	49,955,422	36,774,803	13,180,619	18,598,811,860
令和2年度	49,613,278	36,505,604	13,107,674	18,658,476,970
令和3年度	48,433,899	34,638,651	13,795,248	18,076,069,970
令和4年度	46,734,672	32,810,711	13,923,961	17,483,475,700
令和5年度	45,732,004	31,658,596	14,073,408	16,945,715,910
令和6年度	45,519,802	31,096,289	14,423,513	16,824,201,540

※登記事項証明書の交付請求件数の単位は通数です。

※収入額の単位は円です。

※登記事項証明書のオンラインによる請求の制度は平成17年3月7日から導入されたものです。

※不動産登記等及び商業・法人登記に係る件数等を計上しています。

個別手数料

	手 数 料 額	
登記事項証明書(代表者事項証明書を含む。), 登記簿の謄抄本の交付	1 通	600円
登記事項証明書の窓口交付(オンライン請求)	1 通	490円

46. 登記情報提供サービスにおける申請件数、個別手数料及び収入額(平成27年度～令和6年度)

種別	単価	全部事項	所有者事項	地図	図面(土地)	図面(建物)	商業・法人	債権譲渡	動産譲渡	計
		¥320	¥130	¥350	¥350	¥350	¥320	¥130	¥130	
平成27年度	件数	77,418,845	17,194,557	11,477,099	4,734,447	2,550,210	7,683,970	269,071	182,730	121,510,929
	手数料額	24,774,030,400	2,235,292,410	4,016,984,650	1,657,056,450	892,573,500	2,458,870,400	34,979,230	23,754,900	36,093,541,940
平成28年度	件数	82,345,248	18,841,962	12,617,293	5,256,230	2,843,560	8,495,645	307,837	204,757	130,912,532
	手数料額	26,350,479,360	2,449,455,060	4,416,052,550	1,839,680,500	995,246,000	2,718,606,400	40,018,810	26,618,410	38,836,157,090
平成29年度	件数	85,453,459	19,325,202	13,419,999	5,689,739	2,985,975	9,102,358	344,448	214,677	136,535,857
	手数料額	27,345,106,880	2,512,276,260	4,696,999,650	1,991,408,650	1,045,091,250	2,912,754,560	44,778,240	27,908,010	40,576,323,500
平成30年度	件数	86,710,383	20,186,131	14,148,916	6,086,356	3,182,795	9,505,585	408,548	234,205	140,462,919
	手数料額	27,747,322,560	2,624,197,030	4,952,120,600	2,130,224,600	1,113,978,250	3,041,787,200	53,111,240	30,446,650	41,693,188,130
令和元年度	件数	85,416,676	20,495,546	13,770,416	6,138,733	3,174,908	9,964,533	456,126	251,045	139,667,983
	手数料額	27,333,336,320	2,664,420,980	4,819,645,600	2,148,556,550	1,111,217,800	3,188,650,560	59,296,380	32,635,850	41,357,760,040
令和2年度	件数	84,292,020	20,820,070	13,605,291	6,117,412	3,079,025	10,616,005	483,493	254,633	139,267,949
	手数料額	26,973,446,400	2,706,609,100	4,761,851,850	2,141,094,200	1,077,658,750	3,397,121,600	62,854,090	33,102,290	41,153,738,280
令和3年度	件数	89,133,059	27,240,620	14,538,492	6,718,055	3,412,459	14,682,927	497,218	261,581	156,484,411
	手数料額	28,522,578,880	3,541,280,600	5,088,472,200	2,351,319,250	1,194,360,650	4,698,536,640	64,638,340	34,005,530	45,495,192,090
令和4年度	件数	92,302,455	27,402,596	14,651,320	6,804,432	3,563,373	13,269,799	560,508	279,701	158,834,184
	手数料額	29,536,785,600	3,562,337,480	5,127,962,000	2,381,551,200	1,247,180,550	4,246,335,680	72,866,040	36,361,130	46,211,379,680
令和5年度	件数	97,320,213	26,798,337	14,767,079	6,847,605	3,681,660	13,566,567	655,284	290,048	163,926,793
	手数料額	31,142,468,160	3,483,783,810	5,168,477,650	2,396,661,750	1,288,581,000	4,341,301,440	85,186,920	37,706,240	47,944,166,970
令和6年度	件数	100,530,305	32,544,265	15,097,858	7,184,963	3,915,726	14,695,950	747,683	297,902	175,014,652
	手数料額	32,169,697,600	4,230,754,450	5,284,250,300	2,514,737,050	1,370,504,100	4,702,704,000	97,198,790	38,727,260	50,408,573,550

47. 帰化申請数・許可数・不許可数の推移（国籍別）、申請から許可（不許可）までの期間（平成27年～令和6年）

（単位：人）

事項 年	帰化許可申請者数	帰化許可者数				帰化不許可者数			
		合計	韓国・朝鮮	中国	その他	合計	韓国・朝鮮	中国	その他
平成27年	12,442	9,469	5,247	2,813	1,409	603	79	386	138
平成28年	11,477	9,554	5,434	2,626	1,494	607	86	376	145
平成29年	11,063	10,315	5,631	3,088	1,596	625	70	380	175
平成30年	9,942	9,074	4,357	3,025	1,692	670	65	436	169
令和元年	10,457	8,453	4,360	2,374	1,719	596	81	325	190
令和2年	8,673	9,079	4,113	2,881	2,085	900	101	534	265
令和3年	9,562	8,167	3,564	2,526	2,077	863	140	415	308
令和4年	9,023	7,059	2,663	2,262	2,134	686	96	317	273
令和5年	9,836	8,800	2,807	2,651	3,342	813	66	341	406
令和6年	12,248	8,863	2,283	3,122	3,458	639	68	193	378
総計	104,723	88,833	40,459	27,368	21,006	7,002	852	3,703	2,447

※申請から許可（不許可）までの期間は、申請者の国籍や身分関係等により異なるが、許可するに問題ない事案であれば、申請してから8か月ないし10か月程度である。

48. 主要国における重国籍の取扱い

国名	自己志望による外国 国籍取得による自国 籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
日本	○			国籍法第11条第1項	可
アメリカ合衆国		○		移民及び国籍法 第301条、349条	可
オーストラリア		○		市民権法 第18条	可
カナダ		○		市民権法 第9条	可
イギリス		○		国籍法 第12条、第13条	可
フランス		○		国籍法 第19条、87条、88条	可
ドイツ		○		国籍に関する法律 26条	可

国名	自己志望による外国 国籍取得による自国 籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
イタリア		○		国籍法 外国に帰化しても自動的に喪失しない。 他国籍を有するイタリア国籍者が意思表示 を行い、海外での住民登録の維持又は転出届 の提出により、イタリア国籍を離脱すること は可能（外務省回答）。	可
スウェーデン			○	国籍法 第15条	可
スイス			○	国籍法 第42条、43条、44条	可
メキシコ			○	メキシコ憲法第30、32及び37条を改正 する大統領令第30、32、37条 国籍法 第27条、32条	可
中華人民共和国	○			国籍法 第3条、9条	可
韓国	○			国籍法 第15条	可
インド	○			市民権法 9条	可

国名	自己志望による外国 国籍取得による自国 籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
フィリピン		○		帰化等によりフィリピン以外の国の国籍を取得したフィリピン人は、フィリピン共和国法第9225号により、フィリピンの市民権をそのまま保持できる（外務省回答）。	可
インドネシア	○ （成年者）			国籍法 第23条a、第25条 （注）両親の国籍喪失は、18歳未満又は未婚の子に対して自動的に効力を及ぼさない。	可
シンガポール		○		憲法 第128条、130条、134条	可
アルゼンチン				新市民権法及び帰化法 （注）外国に帰化してもアルゼンチン国籍は喪失しない。	否
ブラジル				憲法 （注）国籍の離脱、放棄を認める法令はない。	否

※関係法令等については、令和7年12月時点で確認できたものであるため、現時点において変更されている可能性がある。

49. 外国人被疑事件において通訳人の付された事件数及び費用の推移（平成28年度～令和7年度）

（金額単位：千円）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事件数	10,757件	11,973件	12,809件	15,274件	15,702件	16,660件	15,500件	15,341件	15,182件	15,486件
費 用	375,419	384,333	409,888	493,297	523,144	523,157	486,731	481,738	476,745	462,118

（注）本表は、予算件数・額に基づいて作成したものである。

50. 捜査通訳の確保状況（令和8年1月現在、言語別）

検察庁における言語別通訳人登録人数（令和8年1月現在。）

（単位：人）

登録総数	5,717
中国語（北京語、広東語等）	1,157
英語	713
ベトナム語	495
韓国語	330
ポルトガル語	282
スペイン語	276
タガログ語	250
タイ語	204
ロシア語	147
インドネシア語	138
その他の言語	1,725
通訳人実数	4,325

注1 その他の言語には、ペルシア語、ウルドゥー語、ベンガル語、パンジャビ語、ミャンマー語、シンハリ語、ドイツ語、トルコ語、フランス語、ヒンディー語等がある。

注2 1人の通訳人が複数言語の通訳人として登録されている場合には、それぞれの言語につき各別に計上しているため、登録総数と通訳人実数が一致しない。

51. 少年院数、少年院定員数、少年院入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成28年～令和7年）

年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
施設数（庁）	47	46	45	43	42	41	40	38	37	36	
定員（人）	5,558	5,558	5,473	5,361	5,278	5,237	5,141	4,921	4,862	3,776	
入院者数（人）	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377	1,332	1,632	1,828	2,044	
教官数（人）	2,347	2,347	2,344	2,319	2,301	2,280	2,265	2,207	2,199	2,168	
平均 （日） 入院 （期間）	SE、SA対象者以外	388	388	386	381	383	379	383	389	384	388
	SE、SA対象者	148	147	148	148	146	147	145	144	144	145
	特修短期処遇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 平均入院期間以外は各年末の総数である。
 2 教官数は、公安職俸給表(二)が適用されている職員数を記載した。
 3 入院者数は、当該年の新収容者数を計上している。
 4 令和7年の入院者数は、速報値である。
 5 平均入院期間は、仮退院者の平均在院期間を計上している。単位は、日である。
 6 平均入院期間の区分については、原則として、「長期処遇／SE、SA対象者以外」は2年以内、「一般短期処遇／SE、SA対象者」は6か月以内、「特修短期処遇」は4か月以内の期間を目安に処遇している。SEは短期義務教育課程、SAは短期社会適応課程を示す。

52. 少年鑑別所数、少年鑑別所定員数、少年鑑別所入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成28年～令和7年）

年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
施設数(庁)	51	51	49	46	45	44	44	44	44	44
定員(人)	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,625	2,625	2,625	1,866
入所者数(人)	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197	4,568	4,658	5,451	6,012	6,823
教官数(人)	1,164	1,163	1,156	1,146	1,136	1,125	1,116	1,109	1,112	1,100
平均入所期間	24.2	23.8	24.3	24.0	24.1	23.1	23.8	24.4	24.2	24.2

- (注) 1 平均入所期間以外は各年末の総数である。
 2 教官数は、公安職俸給表(二)が適用されている職員数を記載した。
 3 入所者数は、当該年の新収容人員を計上している。
 4 令和7年の入所者数は、速報値である。
 5 平均入所期間の単位は、日である。

53. 少年刑務所数、少年刑務所定員数、少年受刑者及び少年刑務所刑務官数（いずれも総数）の推移（平成28年～令和7年）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
施設数（庁）	7	6	6	6	6	6	6	7	7	7
定員（人）	5,098	4,458	4,402	4,402	4,402	4,402	4,382	4,454	4,314	4,314
少年受刑者数（人）	19	19	8	5	8	8	7	17	11	18
刑務官数（人）	1,011	857	850	842	839	838	842	894	896	889

（注1）各年末の総数である。

（注2）刑務官数は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第13条第1項に基づく職員数を記載した。

（注3）令和7年の少年受刑者数は、速報値である。

（注4）少年受刑者数は、20歳未満の受刑者数を記載した。

54. 少年院及び少年鑑別所における保護室の数、保護室収容件数の推移及び手錠の使用件数の推移（平成28年～令和7年）

1 保護室の数（令和7年4月1日現在）

少年院	52
少年鑑別所	20

2 保護室収容件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
少年院	475	299	509	346	272	221	199	210	237	187
少年鑑別所	56	35	43	43	44	47	68	35	37	30

3 手錠の使用件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
少年院	49	30	42	55	34	22	14	20	15	11
少年鑑別所	32	12	11	7	43	17	26	7	10	5

55. 少年院における、少年院法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情申出及び少年院の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和3年～7年）

（単位：件数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
法務大臣に対する救済の申出	53	43	72	73	111
監査官に対する苦情の申出	79	81	86	83	85
少年院長に対する苦情の申出	519	794	－(※)	－(※)	－(※)

※令和5年以降の件数は集計していない。

56. 少年鑑別所における、少年鑑別所法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年鑑別所の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和3年～7年）

（単位：件数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
法務大臣に対する救済の申出	3	3	2	6	9
監査官に対する苦情の申出	2	17	1	3	3
少年鑑別所長に対する苦情の申出	30	36	－（※）	－（※）	－（※）

※令和5年以降の件数は集計していない。

57. 被害回復給付金制度の運用状況（平成28年～令和7年の年ごとの、開始決定事件数、開始決定時における給付資金総額、被害回復事務管理事件数、被害回復事務管理人ののべ人数）

年次	開始決定事件数	開始決定時における給付資金総額	被害回復事務管理事件数	被害回復事務管理人数
平成28	8	9,749万6,880円	0	0
29	16	3億8,986万7,026円	0	0
30	15	5億5,179万3,284円	0	0
平成31/令和元	19	2億7,781万2,134円	0	0
2	13	5億6,540万8,817円	0	0
3	12	1億4,259万6,825円	0	0
4	16	2億2,448万6,563円	0	0
5	23	12億8,723万5,298円	0	0
6	13	15億7,043万7,369円	0	0
7	44	10億4,612万6,602円	0	0
計	179	61億5,326万0,798円	0	0

(注) 法務省刑事局調べによる。(令和8年1月31日現在)

58. 被疑者補償事件の推移（補償人員、不起訴裁定主文の内容、日数、金額、1日当たりの平均金額）（平成7年～令和7年）

年次	補償人員	不起訴裁定主文			日数	金額 (円)	1日当たりの 平均金額(円)
		嫌疑なし	罪とならず	その他			
平成7	9	7	0	2	98	1,009,800	10,304
8	5	5	0	0	31	360,000	11,613
9	10	6	1	3	62	431,900	6,966
10	4	3	1	0	27	257,500	9,537
11	3	2	0	1	46	380,000	8,261
12	7	7	0	0	65	754,500	11,608
13	10	9	0	1	72	832,500	11,563
14	18	18	0	0	132	1,650,000	12,500
15	18	15	1	2	87	999,500	11,489
16	16	15	1	0	86	1,035,500	12,041
17	14	13	1	0	117	1,410,500	12,056
18	17	13	3	1	99	1,235,000	12,475
19	19	16	0	3	153	1,822,500	11,912
20	6	4	2	0	44	550,000	12,500
21	10	8	2	0	58	635,500	10,957
22	15	11	2	2	103	1,275,000	12,379
23	6	5	0	1	15	180,000	12,000
24	14	12	1	1	122	1,474,000	12,082
25	12	9	2	1	92	934,500	10,158
26	9	5	2	2	56	690,000	12,321
27	9	7	2	0	36	429,500	11,931
28	6	5	1	0	37	462,500	12,500
29	6	3	2	1	51	630,000	12,353
30	9	7	2	0	45	552,500	12,278
平成31/令和元	2	2	0	0	7	87,500	12,500
2	8	3	5	0	45	540,000	12,000
3	4	1	3	0	5	36,500	7,300
4	5	4	1	0	28	342,500	12,232
5	2	2	0	0	45	562,500	12,500
6	10	8	2	0	29	355,000	12,241
7	2	2	0	0	3	32,500	10,833
計	285	227	37	21	1,896	21,949,200	11,577

(注) 法務省刑事局調べによる。(令和8年1月31日現在)

59. 国際捜査共助の実施状況（令和7年）、逃亡犯罪人引渡し人員（平成28年～令和7年）、国際受刑者移送の実績（平成28年～令和7年）

国際捜査共助の実施状況（令和7年）

我が国が令和7年中に受託した事件は119件（合計25か国分）。

また、令和7年までに受託した事件について、令和7年中に要請国に回答したものは、合計138件である（一部回答を含む。）。

検察庁から囑託した事件は10件（合計6か国分）であり、そのうち4件については既に捜査共助が実施されている。

逃亡犯罪人引渡し人員（平成28年～令和7年）

我が国から正式に犯罪人の身柄を引き渡した事例（受託）

年次	件数
H28	0
H29	1
H30	2
R1	4
R2	0
R3	1
R4	0
R5	0
R6	1
R7	0

外国から正式に犯罪人の身柄の引渡しを受けた事例（囑託）

年次	件数
H28～R3	2
R4	0
R5	0
R6	0
R7	0

計上の対象は、検察庁の依頼によるものであり、警察庁の依頼によるものは含まない。

我が国における国際受刑者移送の実績(平成28年～令和7年)

(単位:人)

1. 送出移送(日本→外国)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
アメリカ	6	6	7	11	2	0	8	6	4	2	52
イギリス	0	0	0	8	0	5	2	4	1	0	20
ドイツ	2	6	4	4	2	1	2	4	2	1	28
メキシコ	3	2	3	0	0	0	3	0	3	2	16
カナダ	2	2	2	1	0	0	2	2	7	4	22
スペイン	9	0	2	0	0	0	0	4	0	0	15
韓国	2	1	0	3	1	0	1	2	2	3	15
フランス	6	2	1	0	0	1	1	2	0	1	14
オランダ	0	0	3	0	1	0	1	1	2	1	9
ルーマニア	3	0	0	2	1	1	0	1	0	0	8
イラン	0	0	0	0	0	3	3	0	1	1	8
チェコ	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	5
ポルトガル	0	0	2	3	0	1	0	0	0	0	6
オーストリア	0	1	0	0	0	0	1	1	2	1	6
ベルギー	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3
リトアニア	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	4
イタリア	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
スウェーデン	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3
トルコ	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	3
ブラジル	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	4
ラトビア	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
タイ	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
ポーランド	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3
イスラエル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
エストニア	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
オーストラリア	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
スロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
セルビア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
デンマーク	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ノルウェー	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ハンガリー	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
フィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
ボリビア	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ベトナム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	38	27	28	41	8	14	27	31	28	20	262

2. 受入移送(外国→日本)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
タイ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
韓国	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2

60. 平成27年度～令和6年度における「裁判員裁判対象事件」、「独自捜査事件」、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件」、「精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件」、「公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど）」、「公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなど）」別（最後の項目を除き、それぞれ、一部、全過程の別も）の取調べの録音・録画の実施事件数

1 裁判員裁判対象事件（その余罪事件を含む）

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成27年度	3183	(2940)
平成28年度	2734	(2553)
平成29年度	2772	(2733)
平成30年度	2603	(2561)
令和元年度	2707	(2693)
令和2年度	2473	(2461)
令和3年度	2194	(2182)
令和4年度	2498	(2493)
令和5年度	3212	(3203)
令和6年度	2846	(2839)

2 独自捜査事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成 27 年度	128	(123)
平成 28 年度	103	(96)
平成 29 年度	83	(83)
平成 30 年度	115	(112)
令和 元 年度	94	(93)
令和 2 年度	67	(63)
令和 3 年度	60	(60)
令和 4 年度	97	(95)
令和 5 年度	64	(64)
令和 6 年度	35	(35)

3 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成 27 年度	1071	(777)
平成 28 年度	874	(739)
平成 29 年度	631	(571)
平成 30 年度	469	(437)
令和 元 年度	347	(336)
令和 2 年度	293	(289)
令和 3 年度	264	(259)
令和 4 年度	264	(263)
令和 5 年度	269	(265)
令和 6 年度	266	(261)

4 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成 27 年度	2610	(1736)
平成 28 年度	2318	(1762)
平成 29 年度	1858	(1615)
平成 30 年度	1654	(1523)
令和 元 年度	1487	(1407)
令和 2 年度	1193	(1153)
令和 3 年度	1402	(1356)
令和 4 年度	1472	(1448)
令和 5 年度	1444	(1431)
令和 6 年度	1386	(1371)

5 公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成 27 年度	52419	(30383)
平成 28 年度	74407	(51034)
平成 29 年度	95053	(78401)
平成 30 年度	97314	(84790)
令和 元 年度	98745	(89750)

6 公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

	実施事件数
平成 27 年度	2217
平成 28 年度	3048
平成 29 年度	3445
平成 30 年度	2845
令和 元 年度	2452

7 4 類型事件以外の事件（被疑者）

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
令和 2 年度	92814	(86150)
令和 3 年度	87687	(83021)
令和 4 年度	88048	(84164)
令和 5 年度	96429	(93462)
令和 6 年度	101764	(99578)

8 4 類型事件以外の事件（被害者・参考人）

	実施事件数
令和2年度	2902
令和3年度	2828
令和4年度	2705
令和5年度	2710
令和6年度	2739

- (注1) いずれも身柄事件が対象であり、事件数は、共犯事件については、被疑者ごとに1件として計上したものである。
- (注2) 裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画については、否認事件等を含めて試行が拡大されたのが平成23年8月9日からであり、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、裁判員裁判対象事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注3) 独自捜査事件の被疑者取調べの録音・録画については、平成24年11月から、特別捜査部・特別刑事部以外で取り扱う独自捜査事件にも試行の対象が拡大されている。なお、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、検察官独自捜査事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注4) 項目5及び項目6については、令和2年度から項目7及び項目8のとおり調査対象を変更した。なお、項目7においては、被疑者として逮捕・勾留されておらず別事件による起訴後勾留中の状況下で被疑者の取調べの録音・録画を行った場合の件数は含んでいない。

61. 裁判員裁判において録音・録画DVDが裁判で取調べられた事件数及び任意性肯定・否定の内訳（平成27年度～令和6年度各年度の数値）

年度	DVDの証拠調べ件数	調書の任意性	
		肯定	否定
平成27年度	55	13	0
平成28年度	38	6	1
平成29年度	20	6	0
平成30年度	13	5	0
令和元年度	11	1	0
令和2年度	6	3	0
令和3年度	9	4	0
令和4年度	11	2	0
令和5年度	13	4	0
令和6年度	14	2	1

※録音・録画DVDは、任意性立証以外の目的でも取り調べられているところ、上記の「調書の任意性」欄に記載した数値は、任意性が争われた事件のみを取り上げて、その肯定又は否定件数を計上したものである。

62. 年別死刑確定者数・執行者数、各年末時点における死刑未執行者数、確定から執行までの拘留期間の最長・最短・平均(平成元年～令和7年)

区分	年次													
	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
死刑確定者数	5	6	5	5	7	3	3	3	4	7	4	6	5	3
死刑執行者数	1	0	0	0	7	2	6	6	4	6	5	3	2	2
死刑未執行者数	40	46	51	56	56	57	54	51	51	52	50	53	55	57

区分	年次													
	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
死刑確定者数	2	14	11	21	23	10	17	9	23	9	8	7	2	7
死刑執行者数	1	2	1	4	9	15	7	2	0	7	8	3	3	3
死刑未執行者数	56	66	77	94	107	100	104	111	128	133	130	128	127	129

区分	平成		平成31 令和 元		令和									
	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7					
死刑確定者数	2	2	4	3	4	0	3	2	2					
死刑執行者数	4	15	3	0	3	1	0	0	1					
死刑未執行者数	123	110	111	110	108	107	107	106	105					

(注) 平成元年から令和6年までは、矯正統計年報等による。令和7年は、法務省刑事局調べによる。

平成28年から令和7年までの死刑執行者のうち、確定から執行までの拘留期間の最長期間は約18年2月、最短期間は約4年2月、平均期間は約9年10月である。

63. 死刑制度の存廃に関する国際比較

(2020年5月現在)

死刑存置国又は地域			全ての犯罪についての死刑廃止国又は地域		
アフガニスタン・イスラム共和国 バーレーン王国 バングラデシュ人民共和国 ベラルーシ共和国 ボツワナ共和国 中華人民共和国 北朝鮮 エジプト・アラブ共和国 インド インドネシア共和国	イラン・イスラム共和国 イラク共和国 日本国 ヨルダン クウェート国 リビア マレーシア ナイジェリア連邦共和国 パキスタン・イスラム共和国 サウジアラビア王国	シンガポール共和国 ソマリア連邦共和国 南スーダン共和国 スーダン共和国 シリア・アラブ共和国 タイ王国 アラブ首長国連邦 アメリカ合衆国 ベトナム社会主義共和国 イエメン共和国 (計30か国又は地域)	アルバニア共和国 アンドラ公国 アンゴラ共和国 アルゼンチン共和国 アルメニア共和国 オーストラリア連邦 オーストリア共和国 アゼルバイジャン共和国 ベルギー王国 ベナン共和国 ブータン王国 ボリビア多民族国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ブルガリア共和国 ブルンジ共和国 カーボベルデ共和国 カンボジア王国 カナダ チャド共和国 コロンビア共和国 コンゴ共和国 クック諸島 コスタリカ共和国 コートジボワール共和国 クロアチア共和国 キプロス共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ジブチ共和国 ドミニカ共和国 エクアドル共和国 エストニア共和国 フィジー共和国 フィンランド共和国 フランス共和国 ガボン共和国 ガンビア共和国 ジョージア	ドイツ連邦共和国 ギリシャ共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ハイチ共和国 ホンジュラス共和国 ハンガリー アイスランド共和国 アイルランド イタリア共和国 キリバス共和国 キルギス共和国 ラトビア共和国 リベリア共和国 リヒテンシュタイン公国 リトアニア共和国 ルクセンブルク大公国 マダガスカル共和国 マルタ共和国 マーシャル諸島共和国 モリシャス共和国 メキシコ合衆国 ミクロネシア連邦 モナコ公国 モンゴル国 モンテネグロ モザンビーク共和国 ナミビア共和国 ナウル共和国 ネパール連邦民主共和国 オランダ王国 ニュージーランド ニカラグア共和国 ニウエ 北マケドニア共和国 ノルウェー王国 パラオ共和国 パナマ共和国	バラグアイ共和国 フィリピン共和国 ポーランド共和国 ポルトガル共和国 モルドバ共和国 ルーマニア ロシア連邦 ルワンダ共和国 サモア独立国 サンマリノ共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 セネガル共和国 セルビア共和国 セーシェル共和国 スロバキア共和国 スロベニア共和国 ソロモン諸島 南アフリカ共和国 スペイン王国 スリナム共和国 スウェーデン王国 スイス連邦 東ティモール民主共和国 トーゴ共和国 トルコ共和国 トルクメニスタン ツバル ウクライナ 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) ウルグアイ東方共和国 ウズベキスタン共和国 バヌアツ共和国 ベネズエラ・ボリバル共和国 バチカン市国 パレスチナ (計111か国又は地域)
事実上の死刑廃止国又は地域					
アルジェリア民主人民共和国 アンティグア・バーブーダ バハマ バルバドス ベリーズ ブルネイ・ダルサラーム国 カメルーン共和国 中央アフリカ共和国 コモロ連合 キューバ共和国 コンゴ民主共和国 ドミニカ国 赤道ギニア共和国 エリトリア国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共和国 ガーナ共和国	グレナダ ガイアナ共和国 ジャマイカ ケニア共和国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国 レソト王国 マラウイ共和国 モルディブ共和国 マリ共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モロッコ王国 ミャンマー連邦共和国 ナウル共和国 ニジェール共和国 オマーン国 バプアニューギニア独立国	カタール国 大韓民国 セントクリストファー・ネイビス セントルシア セントビンセント及びグレナディーン諸島 シエラレオネ共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タジキスタン共和国 トンガ王国 トリニダード・トバゴ共和国 チュニジア共和国 ウガンダ共和国 タンザニア連合共和国 ザンビア共和国 ジンバブエ共和国 (計49か国又は地域)			
通常の犯罪のみについての死刑廃止国又は地域					
ブラジル連邦共和国 ブルキナファソ チリ共和国	エルサルバドル共和国 グアテマラ共和国 イスラエル国	カザフスタン共和国 ペルー共和国 (計6か国又は地域)			

※ 2020年国連事務総長報告による。

64. 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の種類別件数、実績及び具体例（昭和40年～令和7年）

1 種類別件数及び実績

年次	種類	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
昭和44年		1	35,204	1	19,813				
同 58年		1	5,050						
平成18年		1	37,610						
同 29年		1	27,110						

2 具体例

番号	給付の原因となった事実	被害の程度	給付の種類及び金額
1	S43.11.13 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人からボールペンで顔面を突き刺された。	右眼瞼裂傷外傷性散瞳症等（全治3か月位）	療養給付 35,204円 休業給付 19,813円
2	S58.2.8 現住建造物等放火被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から左手甲で顔面を殴打された。	右頬部挫傷（全治6日間）	療養給付 5,050円
3	H17.7.28 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から右手拳で顔面を殴打された。	右点状表層角結膜炎、右網膜振盪症（全治8日間）	療養給付 37,610円
4	H28.11.11 脅迫等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から頸部及び口付近を右腕で絞め付けられ、頭髪を左手でつかんで強く引っ張られるなどされた。	頸椎捻挫、背部打撲傷、顔面擦過傷等（全治約17日間）	療養給付 27,110円

65. 矯正協会における刑務所作業提供事業等の収支（平成28年度～令和7年度）

（単位：千円）

区 分	平成28年度 （実績）	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （実績）	令和6年度 （実績）	令和7年度 （計画）
（収入）										
製品販売収入	5,216,403	5,011,161	4,995,579	4,635,823	3,504,991	3,483,023	3,051,428	3,625,490	3,512,610	3,566,827
雑収入	32,286	33,202	32,038	31,655	35,203	32,993	41,733	34,633	31,278	35,732
計	5,248,689	5,044,363	5,027,617	4,667,478	3,540,194	3,516,016	3,093,161	3,660,123	3,543,888	3,602,559
（支出）										
原材料購入費	4,480,516	4,281,240	4,312,788	3,963,082	3,111,739	3,072,779	2,587,757	3,111,905	3,002,367	2,861,787
原材料購入費	3,462,186	3,279,968	3,325,749	3,044,360	2,391,883	2,401,923	2,026,332	2,476,083	2,368,669	2,222,332
国庫納入金	1,018,330	1,001,272	987,039	918,722	719,856	670,856	561,425	635,822	633,698	639,455
管理運営費	704,551	695,106	701,724	705,432	619,825	644,310	717,609	756,588	735,826	754,771
その他	63,622	68,017	13,105	△ 1,036	△ 191,370	△ 201,073	△ 212,205	△ 208,370	△ 194,305	△ 13,999
計	5,248,689	5,044,363	5,027,617	4,667,478	3,540,194	3,516,016	3,093,161	3,660,123	3,543,888	3,602,559

（注）金額には、消費税が含まれている。

（注）支出の「その他」については、「当期経常増減額」に相当する金額を示す。

（注）本表は、矯正協会刑務作業協力事業部から提供された資料を基に作成。

66. 被収容者1人1日当たりの収容費の使途別内訳・食糧費の単価内訳の推移（平成28年度～令和7年度）

（被収容者1人1日当たりの収容費の使途別内訳の推移）

（単位：円）

区 分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被収容者食糧費	544	543	544	546	547	552	544	567	582	629
生活管理経費	918	948	976	1,055	1,172	1,273	1,182	1,251	1,288	1,281
矯正教育関連経費	97	106	114	118	129	144	146	191	238	226
矯正医療関連経費	257	249	244	255	271	317	386	328	324	304
作業報奨金等	107	107	110	112	115	119	118	123	122	119
合 計	1,923	1,953	1,988	2,086	2,234	2,405	2,376	2,460	2,554	2,559

（被収容者1人1日当たりの食糧費単価内訳の推移）

（単位：円）

区 分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
刑 事 施 設	被疑・被告	505.26	505.26	505.26	505.26	505.26	507.58	501.51	515.89	515.89	557.97
	成人受刑者	533.17	533.17	533.17	533.17	533.17	536.07	528.50	543.21	543.21	592.22
	少年受刑者	618.01	618.01	618.01	618.01	618.01	621.33	612.66	629.74	629.74	686.16
少 年 院	622.61	622.61	622.61	622.61	622.61	626.07	617.03	634.43	634.43	691.61	
少 年 鑑 別 所	588.97	588.97	588.97	588.97	588.97	592.02	584.06	600.73	600.73	652.52	
婦 人 補 導 院	479.90	479.90	479.90	-	-	-	-	-	-	-	

※令和6年度婦人補導院廃庁

67. 矯正施設職員の年齢層・男女別（女子は内数）在職状況

令和7年7月1日現在

年 齢	～29	30～39	40～49	50～	計
職員数	(960) 4,213	(837) 5,210	(859) 6,188	(862) 7,036	(3,518) 22,647

* () 内は、女性職員数を内数で示す。

68. 矯正施設職員の官職別定員・現在員内訳

令和7年12月末日
【単位:人】

官職等	刑務官・法務教官等 (指定職・公安職俸給表適用職員)	医師等 (医療職俸給表適用職員)	事務官 (行政職俸給表(一)適用職員)	技能労務職員 (行政職俸給表(二)適用職員)	計
定員	21,913	1,029	147	6	23,095
現在員	■	963	142	5	■

69. 矯正施設収容人員（定員と実績）の推移（平成28年～令和7年）、過員となっている施設名及び収容率上位10施設（令和7年末現在、収容率も明記のこと）

(1) 矯正施設収容人員の推移

(単位：人)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
刑事施設	年末収容定員	89,395	88,670	88,591	87,825	87,679	88,250	85,680	85,029	81,204	79,992
	一日平均収容人員	57,369	54,876	51,947	49,562	47,332	45,680	43,166	40,853	40,451	41,154
少年院	年末収容定員	5,558	5,558	5,473	5,361	5,278	5,237	5,141	4,921	4,862	3,776
	一日平均収容人員	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616	1,393	1,283	1,448	1,699	1,862
少年鑑別所	年末収容定員	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,625	2,625	2,625	1,866
	一日平均収容人員	533	464	447	378	343	301	304	365	397	452

(注) 令和7年は、速報値である。

(2) 収容過員施設（令和7年末現在速報値）

刑事施設	該当施設なし
少年院	愛知少年院、宮川医療少年院
少年鑑別所	該当施設なし

(3) 収容率上位10施設（令和7年末現在速報値）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
刑事施設	施設名	岡山刑務所	千葉刑務所	佐賀少年刑務所	水戸刑務所	山口刑務所	鹿児島刑務所	前橋刑務所	甲府刑務所	新潟刑務所	栃木刑務所
	収容率	85.4%	81.1%	80.1%	79.1%	79.1%	79.1%	75.7%	75.7%	75.6%	74.8%
少年院	施設名	愛知少年院	宮川医療少年院	多摩少年院	浪速少年院	瀬戸少年院	喜連川少年院	新潟少年学院	広島少年院	茨城農芸学院	福岡少年院
	収容率	113.3%	103.1%	96.6%	93.5%	92.6%	89.5%	87.5%	87.5%	86.6%	85.0%
少年鑑別所	施設名	さいたま少年鑑別所	前橋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所	横浜少年鑑別所	千葉少年鑑別所	高松少年鑑別所	神戸少年鑑別所	大阪少年鑑別所	福岡少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所
	収容率	72.5%	68.2%	62.9%	52.0%	51.5%	50.0%	44.7%	43.5%	43.1%	40.7%

(注) 刑事施設のうち、水戸刑務所、山口刑務所及び鹿児島刑務所と前橋刑務所、甲府刑務所は同率であるため、官制順で記載している。

70. 外国人受刑者数（施設別・国籍別）の推移（平成28年～令和7年）

(1) 施設別外国人受刑者数の推移（各年末現在）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
札幌刑務所	14	15	14	9	10	9	4	7	7	17
札幌刑務支所	2	1	1	-	1	2	2	-	-	-
札幌拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小樽拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
室蘭拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭川刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
名寄拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
帯広刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
釧路刑務支所	-	-	1	1	2	1	3	3	4	4
網走刑務所	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
月形刑務所	2	2	1	1	1	-	1	1	1	1
岩見沢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
函館少年刑務所	8	9	5	4	6	5	6	6	9	6
北海道矯正管区計	26	27	22	16	20	17	16	17	22	29
青森刑務所	-	1	2	2	2	2	1	1	1	-
弘前拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八戸拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城刑務所	-	1	-	-	-	-	-	2	-	2
仙台拘置支所	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1
石巻拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
古川拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田刑務所	-	-	-	2	1	1	1	2	1	-
横手拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大館拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形刑務所	6	5	5	6	6	8	8	6	8	8
米沢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
酒田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島刑務所	11	11	7	9	8	9	9	8	5	18
福島刑務支所	22	20	18	23	23	17	20	12	7	4
会津若松拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
郡山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
いわき拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白河拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盛岡少年刑務所	-	1	1	2	5	4	3	2	1	-
一関拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東北矯正管区計	39	40	33	44	46	41	42	34	24	33

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
水戸刑務所	1	-	5	1	5	7	8	6	4	13
水戸拘置支所	-	-	1	1	1	-	-	1	-	1
土浦拘置支所	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
下妻拘置支所	-	-	-	-	-	-	1	1	2	1
栃木刑務所	140	140	127	121	140	167	170	153	155	146
黒羽刑務所	97	89	69	51	3	-	-	-	-	-
群馬川村金沢伸保センター	-	1	-	-	1	-	-	-	1	1
宇都宮拘置支所	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-
大田原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前橋刑務所	32	25	24	21	38	38	49	41	63	70
足利拘置支所	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
高崎拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
太田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
千葉刑務所	12	13	23	17	30	15	13	19	15	25
木更津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八日市場拘置支所	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
市原刑務所	-	-	-	-	-	1	-	1	2	1
黒日本成人矯正感化センター	6	4	8	7	7	2	10	4	7	5
府中刑務所	343	339	325	303	344	357	367	347	358	388
横浜刑務所	103	115	106	96	98	105	104	124	136	159
横浜刑務支所	-	-	-	2	1	-	1	4	3	4
横浜拘置支所	1	2	1	-	-	3	5	2	5	5
小田原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
相模原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟刑務所	20	18	18	17	26	37	39	33	46	81
長岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上越拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐渡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲府刑務所	23	13	15	18	28	36	37	56	68	72
長野刑務所	8	9	6	8	5	7	7	15	11	19
上田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
静岡刑務所	80	74	104	108	84	61	52	41	30	33
浜松拘置支所	1	2	1	1	3	-	1	-	2	2
沼津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
川越少年刑務所	28	21	16	15	25	28	32	34	35	22
さいたま拘置支所	4	-	1	-	1	1	-	1	4	1
熊谷拘置支所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
市原青年矯正センター	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
松本少年刑務所	6	3	3	1	1	2	4	3	2	2
飯田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上原防拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京拘置支所	15	11	28	21	14	20	19	19	18	32
松戸拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立川拘置支所	2	1	1	-	2	2	2	2	2	2
関東矯正管区計	923	880	883	809	859	890	924	908	974	1,090
富山刑務所	-	-	2	2	1	-	-	-	1	3
高岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金沢刑務所	13	6	9	10	10	15	17	24	28	28
七尾拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井刑務所	-	-	2	1	2	2	1	3	6	5
岐阜刑務所	2	1	1	-	2	2	-	6	2	1
岐阜拘置支所	-	-	-	-	2	-	1	-	-	2
高山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御嵩拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笠松刑務所	-	1	1	3	3	-	-	1	2	-
岡崎医療刑務所	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
名古屋刑務所	134	150	157	158	128	153	161	145	126	60
豊橋刑務支所	-	-	1	2	2	3	3	1	6	6
岡崎拘置支所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
三重刑務所	3	1	3	4	5	7	5	5	12	11
四日市拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊勢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋拘置支所	5	7	5	1	4	5	7	6	5	16
一宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
半田拘置支所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
中部矯正管区計	158	167	181	182	160	187	195	192	188	132

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
滋賀刑務所	2	3	4	2	2	4	-	-	-	-
彦根拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都刑務所	56	61	46	42	44	38	42	46	69	98
舞鶴拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
大阪刑務所	183	185	164	155	161	175	184	176	155	168
堺拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岸和田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
丸の内拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田辺拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西日本成人矯正医療センター	1	1	-	-	2	3	1	-	1	3
神戸刑務所	63	64	55	47	54	48	51	65	74	105
洲本拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加古川刑務所	8	10	8	8	7	4	3	3	5	7
播磨社会復帰促進センター	2	-	-	-	-	-	-	-	1	9
和歌山刑務所	66	69	55	46	41	40	47	51	50	51
姫路少年刑務所	1	2	1	1	1	-	1	2	1	-
姫路拘置支所	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
京都拘置支所	-	2	-	-	1	1	1	1	-	-
奈良拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
葛城拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪拘置支所	4	-	4	4	8	11	11	4	6	7
尼崎拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸拘置支所	-	2	2	-	4	3	-	-	1	1
近畿矯正管区計	386	399	339	305	326	327	341	348	364	451
鳥取刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松江刑務所	1	-	1	2	1	1	1	-	-	3
米子拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取あさひ社会復帰促進センター	3	2	-	2	-	-	-	1	2	3
岡山刑務所	2	3	4	5	2	3	5	3	7	4
津山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島刑務所	31	25	23	24	22	19	24	29	29	29
尾道刑務所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
呉拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注1) 本表の外国人とは、永住者、特別永住者等を除く外国人である。
(注2) 令和6年の人員は、速報値である。
(注3) 奈良少年刑務所は、平成29年3月31日をもって廃庁となり、奈良拘置支所が新設された。
(注4) 八王子医療刑務所は、平成30年2月28日をもって廃庁となり、新設された東日本成人矯正医療センターへ業務引継ぎされている。
(注5) 黒羽刑務所は、令和4年4月1日をもって廃庁となった。
(注6) 滋賀刑務所及び彦根拘置支所は、令和4年4月1日をもって廃庁となり、滋賀拘置支所が新設された。
(注7) 弘前拘置支所、高岡拘置支所及び京町拘置支所は、令和5年4月1日をもって廃庁となり、市原青年矯正センターが新設された。
(注8) 大阪医療刑務所は、令和6年4月1日をもって西日本成人矯正医療センターに名称が変更された。
(注9) 室蘭拘置支所及び洲本拘置支所は、令和6年4月1日をもって廃庁となった。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
福山拘置支所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
三次拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口刑務所	-	-	-	-	2	2	3	1	2	1
下関拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇部拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萩拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周南拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩国刑務所	3	2	1	1	-	-	-	1	-	-
興祥社会復帰促進センター	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2
広島拘置支所	-	1	-	1	-	1	1	-	1	2
中国矯正管区計	41	34	29	35	27	26	34	38	42	44
徳島刑務所	2	1	3	1	1	1	1	1	1	3
高松刑務所	11	10	6	5	6	6	7	10	13	9
丸亀拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松山刑務所	1	1	2	3	2	3	-	-	1	3
西条刑務所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
今治拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大洲拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知刑務所	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
中村拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四国矯正管区計	15	13	11	9	9	10	9	11	15	15
北九州医療刑務所	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-
福岡刑務所	39	33	27	36	37	31	29	31	35	39
大牟田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久留米拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯塚拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
藤原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎刑務所	1	5	4	4	4	2	8	9	10	6
長崎拘置支所	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
佐世保拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位:人) :人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
熊本刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京町拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八代拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天草拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分刑務所	1	1	2	1	2	2	3	2	1	2
中津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎刑務所	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
都城拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄刑務所	-	-	-	-	-	-	2	1	4	3
八重山刑務支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇拘置支所	-	-	-	-	1	1	2	-	1	-
宮古拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀少年刑務所	-	-	1	2	1	1	2	3	2	2
福岡拘置支所	1	1	-	4	4	5	1	1	1	1
小倉拘置支所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
九州矯正管区計	42	42	37	47	49	42	45	48	54	55

全 国 計	1,630	1,602	1,535	1,447	1,496	1,540	1,606	1,596	1,683	1,849
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(2) 国籍別外国人受刑者数の推移 (各年末現在)

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
韓国・朝鮮	82	88	72	60	69	63	58	54	47	53
中国	433	435	412	390	419	418	411	371	361	348
イラン	129	104	94	83	71	63	57	51	43	43
インド	6	9	8	9	7	8	5	6	7	2
インドネシア	16	19	14	6	6	5	6	8	10	15
シンガポール	16	15	5	4	6	4	6	4	3	3
スリランカ	16	17	10	11	12	17	31	28	32	28
タイ	56	61	64	61	79	105	117	103	105	99
パキスタン	14	10	11	14	15	14	10	8	10	14
バングラデシュ	4	4	4	2	5	4	6	8	8	7
フィリピン	86	86	74	91	85	73	69	79	78	77
ベトナム	98	101	129	122	109	155	209	306	370	423
マレーシア	11	14	37	43	54	56	66	56	52	62
英国	10	13	15	13	12	7	9	5	8	13
ドイツ	12	11	8	8	9	12	10	6	4	3
フランス	4	2	3	5	4	3	4	4	6	3
ロシア	17	14	14	13	12	10	9	5	6	5
アメリカ合衆国	41	43	39	37	41	42	36	35	33	41
メキシコ	60	52	47	49	61	56	46	45	47	51
コロンビア	13	9	10	12	16	16	12	6	6	64
ブラジル	222	209	191	156	147	150	157	165	164	204
ペルー	43	46	46	55	41	41	50	32	40	45
ナイジェリア	55	55	56	45	40	39	37	31	23	22
その他	185	183	171	158	175	179	185	179	220	224
無国籍	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
国籍不詳	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,630	1,602	1,535	1,447	1,496	1,540	1,606	1,596	1,683	1,849

(注1) 本表の外国人とは、永住者、特別永住者等を除く外国人である。

(注2) 令和7年の人員は、速報値である。

71. 矯正施設における事故数（事由別）の推移（平成28年～令和7年）

（単位：件数）

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
刑事施設	逃走	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	11	14	3	7	12	13	13	3	8	9
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
	同衆傷害	6	7	8	5	3	2	4	1	7	2
	作業上死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事故死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
少年院	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	外部侵入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
少年鑑別所	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-
	外部侵入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

（注）令和7年は、速報値である。

72. 矯正施設の施設別建て替え計画及び進捗状況

(1) 工事施設

施設名	整備開始年度	進捗状況（完成予定時期）	備考
【刑務所・拘置所等】			
1 川越少年刑務所	令和元年度	令和7年度以降	
2 大阪拘置所	平成6年度	令和8年度以降	
【刑務支所・拘置支所】			
岡崎拘置支所	令和元年度	令和9年度以降	

74. 全国矯正施設の医療費の推移（平成28年度～令和7年度）

（単位：千円）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
矯正施設医療関係経費	5,724,426	5,368,744	5,059,065	5,009,581	5,020,679	5,610,259	6,669,552	5,460,656	5,405,595	5,200,035

75. 矯正処遇課程別の刑事施設一覧（令和7年12月現在）

（1）男性刑事施設等（Wを指定されていない受刑者を収容する刑事施設等）

施設名	医療措置		矯正処遇課程																							
	M	P	Jt	ST	F	FX	FZ	I	J	DS	DH	DM	L1	L2	L3	L4	A	0	Y1	Y2	Y3	G1	G2	G3	G4	
札幌刑務所	○	○		○	○					○	○	○			○	○	○								○	○
旭川刑務所				○						○		○			○	○		○							○	○
帯広刑務所				○						○		○						○							○	○
釧路刑務支所				○						○		○											○	○		
網走刑務所				○						○		○					○	○							○	○
月形刑務所				○						○	○	○													○	○
函館少年刑務所				○				○	○		○	○							○	○			○	○		
青森刑務所				○						○		○					○								○	○
宮城刑務所	○	○		○						○	○	○			○	○									○	○
秋田刑務所				○						○		○													○	○
山形刑務所				○				○		○	○	○	○	○									○	○		
福島刑務所				○	○					○		○													○	○
盛岡少年刑務所				○								○										○			○	○
水戸刑務所				○						○	○	○													○	○
喜連川社会復帰促進センター				○				○		○	○	○						○						○	○	○
前橋刑務所				○	○					○	○	○													○	○
千葉刑務所				○						○	○	○	○	○												
市原刑務所																		○								
東日本成人矯正医療センター	○	○																					○			
府中刑務所	○	○				○	○			○	○	○			○	○	○								○	○
横浜刑務所				○	○	○				○	○	○													○	○
横須賀刑務支所				○			○																○	○		
新潟刑務所				○	○					○	○	○													○	○
甲府刑務所				○	○			○		○	○	○					○						○	○	○	○
長野刑務所				○				○		○	○	○											○	○		

静岡刑務所				○	○					○	○	○						○				○	○				
川越少年刑務所				○				○	○		○	○	○	○					○	○		○	○				
市原青年矯正センター								○			○	○															
松本少年刑務所				○								○										○			○	○	
東京拘置所				○																		○					
立川拘置所		○		○																					○		
富山刑務所				○						○		○													○	○	
金沢刑務所				○	○					○	○	○						○							○	○	
福井刑務所				○						○	○	○										○	○				
岐阜刑務所				○						○	○	○				○	○								○	○	
岡崎医療刑務所	○																						○				
名古屋刑務所	○	○		○						○	○	○						○							○	○	
豊橋刑務支所																							○				
三重刑務所				○				○		○	○	○											○	○			
名古屋拘置所				○																			○				
京都刑務所				○	○					○	○	○				○	○	○							○	○	
大阪刑務所	○	○		○		○		○		○	○	○				○	○	○							○	○	
西日本成人矯正医療センター	○	○																					○				
神戸刑務所				○	○					○	○	○						○							○	○	
加古川刑務所								○	○	○	○	○						○	○	○	○		○	○			
播磨社会復帰促進センター										○	○	○						○					○	○	○		
姫路少年刑務所				○								○											○			○	○
京都拘置所				○																			○				
大阪拘置所				○																			○				
神戸拘置所				○																			○				
鳥取刑務所				○						○	○	○													○	○	
松江刑務所				○						○		○											○	○			
島根あさひ社会復帰促進センター				○						○	○	○						○	○	○			○	○			
岡山刑務所				○						○	○	○	○	○													
広島刑務所		○		○	○					○	○	○				○	○	○							○	○	
尾道刑務支所				○				○		○	○	○						○					○	○			

山口刑務所				○						○		○									○	○			
美祢社会復帰促進センター																○	○	○				○	○		
広島拘置所				○																		○			
徳島刑務所				○						○		○												○	○
高松刑務所		○		○	○					○	○	○												○	○
松山刑務所				○				○		○	○	○					○	○	○	○			○	○	
西条刑務支所																						○			
高知刑務所				○						○		○												○	○
北九州医療刑務所	○																						○		
福岡刑務所	○	○		○	○					○	○	○												○	○
長崎刑務所				○	○					○	○	○												○	○
熊本刑務所				○						○	○	○												○	○
大分刑務所				○				○		○		○	○										○	○	
宮崎刑務所				○						○		○												○	○
鹿児島刑務所				○						○		○				○	○							○	○
沖縄刑務所	○	○		○				○		○	○	○										○	○	○	○
佐賀少年刑務所				○				○		○	○							○	○				○	○	
福岡拘置所				○																			○		
東日本少年矯正医療・教育センター	○	○	○																						
久里浜少年院				○																					
京都医療少年院	○	○	○																						
奈良少年院				○																					

(2) 女性刑事施設等 (Wを指定されている受刑者を収容する刑事施設等)

施設名 (拘置支所を有する施設については、当該支所を含む。)	医療措置		矯正処遇課程																							
	M	P	Jt	ST	F	FX	FZ	I	J	DS	DH	DM	L1	L2	L3	L4	A	0	Y1	Y2	Y3	G1	G2	G3	G4	
札幌刑務所札幌刑務支所				○				○		○	○	○					○					○	○	○	○	
福島刑務所福島刑務支所				○				○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	
栃木刑務所				○	○	○	○	○		○	○	○										○	○	○	○	
喜連川社会復帰促進センター				○				○	○											○	○	○	○	○	○	
東日本成人矯正医療センター	○	○																					○			
東京拘置所																							○			
立川拘置所		○		○																			○		○	
笠松刑務所				○				○		○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○
名古屋刑務所豊橋刑務支所				○						○	○	○											○	○	○	○
名古屋拘置所																							○			
西日本成人矯正医療センター	○	○																					○			
加古川刑務所				○					○	○	○	○					○			○	○	○	○	○	○	○
和歌山刑務所				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○
京都拘置所																							○		○	
大阪拘置所																							○		○	
神戸拘置所																							○		○	
岩国刑務所				○				○		○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○
美祢社会復帰促進センター									○				○	○					○	○	○		○	○	○	
広島拘置所																							○		○	
松山刑務所西条刑務支所				○																			○	○		
北九州医療刑務所	○																						○		○	
籠刑務所				○				○		○	○	○					○			○	○	○	○	○	○	○
福岡拘置所																							○		○	
榛名女子学園			○																							
東日本少年矯正医療・教育センター	○	○	○																							
京都医療少年院	○	○	○																							
交野女子学院			○																							

(参考) 矯正処遇課程等の種類

M	精神疾患により医療措置を必要とする者
P	身体疾患により医療措置を必要とする者
Jt	少年院在院受刑者処遇課程
ST	短期処遇課程
F	外国人処遇課程 (一般)
FX	外国人処遇課程 (特別)
FZ	外国人処遇課程 (条約)
I	禁錮課程
J	少年処遇課程
DS	高齢福祉課程
DH	福祉的支援課程 (知的障害・発達障害)
DM	福祉的支援課程 (精神上の疾病又は障害)
L1、L2、L3、L4	長期処遇課程 (処遇レベル1から4まで)
A	依存症回復処遇課程
O	開放的処遇課程
Y1、Y2、Y3	若年処遇課程 (処遇レベル1から3まで)
G1、G2、G3、G4	一般処遇課程 (処遇レベル1から4まで)

76. 刑事施設における各特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導、暴力防止指導（令7.6.1新設））の実施庁一覧（令和7年度）

（1）男性刑事施設等（Wを指定されていない受刑者を収容する刑事施設等）

施設名 （拘置支所を有する施設については、当該支所を含む。）	特別改善指導					
	R1	R2	R3	R4	R5	R7
札幌刑務所	○	○	○	○	○	○
旭川刑務所	○	○	○	○	○	○
帯広刑務所	○	○	○	○	○	○
釧路刑務支所	○		○	○	○	○
網走刑務所	○	○	○	○	○	○
月形刑務所	○	○	○	○	○	○
函館少年刑務所	○		○	○	○	○
青森刑務所	○	○	○	○	○	○
宮城刑務所	○	○	○	○	○	○
秋田刑務所	○	○	○	○	○	○
山形刑務所	○		○	○	○	○
福島刑務所	○	○	○	○	○	○
盛岡少年刑務所	○		○	○	○	○
水戸刑務所	○	○	○	○	○	○
喜連川社会復帰促進センター	○		○	○	○	○
前橋刑務所	○	○	○	○	○	○
千葉刑務所	○		○	○	○	○
市原刑務所	○			○	○	○
東日本成人矯正医療センター	○		○	○		○
府中刑務所	○	○	○	○		○
横浜刑務所	○	○	○	○	○	○
横須賀刑務支所	○		○	○	○	○
新潟刑務所	○	○	○	○	○	○
甲府刑務所	○	○	○	○	○	○
長野刑務所	○		○	○	○	○

静岡刑務所	○		○	○	○	○
川越少年刑務所	○		○	○	○	○
市原青年矯正センター	○			○	○	○
松本少年刑務所	○		○	○	○	○
東京拘置所	○		○	○	○	○
立川拘置所	○	○	○	○	○	○
富山刑務所	○	○	○	○	○	○
金沢刑務所	○	○	○	○	○	○
福井刑務所	○		○	○	○	○
岐阜刑務所	○	○	○	○	○	○
岡崎医療刑務所	○		○	○		○
名古屋刑務所	○	○	○	○	○	○
豊橋刑務支所						
三重刑務所	○		○	○	○	○
名古屋拘置所	○		○	○	○	○
京都刑務所	○	○	○	○	○	○
大阪刑務所	○	○	○	○	○	○
西日本成人矯正医療センター	○		○	○		○
神戸刑務所	○	○	○	○	○	○
加古川刑務所	○		○	○	○	○
播磨社会復帰促進センター	○		○	○	○	○
姫路少年刑務所	○		○	○	○	○
京都拘置所	○		○	○	○	○
大阪拘置所	○		○	○	○	○
神戸拘置所	○		○	○	○	○
鳥取刑務所	○	○	○	○	○	○
松江刑務所	○	○	○	○	○	○
島根あさひ社会復帰促進センター	○		○	○	○	○
岡山刑務所	○		○	○	○	○
広島刑務所	○	○	○	○	○	○
尾道刑務支所	○		○	○	○	○
山口刑務所	○		○	○	○	○
美祢社会復帰促進センター	○			○	○	○
広島拘置所	○		○	○	○	○
徳島刑務所	○	○	○	○	○	○

高松刑務所	○	○	○	○	○	○
松山刑務所	○		○	○	○	○
西条刑務支所						
高知刑務所	○	○	○	○	○	○
北九州医療刑務所	○		○	○		○
福岡刑務所	○	○	○	○	○	○
長崎刑務所	○	○	○	○	○	○
熊本刑務所	○	○	○	○	○	○
大分刑務所	○		○	○	○	○
宮崎刑務所	○	○	○	○	○	○
鹿児島刑務所	○	○	○	○	○	○
沖縄刑務所	○	○	○	○	○	○
佐賀少年刑務所	○		○	○	○	○
福岡拘置所	○		○	○	○	○

(2) 女性刑事施設等 (Wを指定されている受刑者を収容する刑事施設等)

施設名 (拘置支所を有する施設については、当該支所を含む。)	特別改善指導					
	R1	R2	R3	R4	R5	R7
札幌刑務所札幌刑務支所	○			○	○	○
福島刑務所福島刑務支所	○			○	○	○
栃木刑務所	○			○	○	○
喜連川社会復帰促進センター	○			○	○	○
東日本成人矯正医療センター	○			○		○
東京拘置所	○			○	○	○
立川拘置所	○			○	○	○
笠松刑務所	○			○	○	○
名古屋刑務所豊橋刑務支所	○			○	○	○
名古屋拘置所	○			○	○	○
西日本成人矯正医療センター	○			○		○
加古川刑務所	○			○	○	○
和歌山刑務所	○			○	○	○
京都拘置所	○			○	○	○
大阪拘置所	○			○	○	○
神戸拘置所	○			○	○	○
岩国刑務所	○			○	○	○
美祢社会復帰促進センター	○			○	○	○
広島拘置所	○			○	○	○
松山刑務所西条刑務支所	○			○	○	○
北九州医療刑務所	○			○		○
麓刑務所	○			○	○	○
福岡拘置所	○			○	○	○

(参考) 特別改善指導の種類

R1	薬物依存離脱指導
R2	暴力団離脱指導
R3	性犯罪再犯防止指導
R4	被害者の視点を取り入れた教育
R5	交通安全指導
R7	暴力防止指導

77. 刑事施設視察委員会の活動状況（各施設の委員数（職業別、男女別）、会議の開催回数、視察回数、被收容者との面接件数、刑事施設の長に対して提出された意見の数）（令和6年度）

（令和6年度）

施設名	委員数							会議開催数	視察回数	面接件数 (被收容者)	意見数	施設名	委員数							会議開催数	視察回数	面接件数 (被收容者)	意見数
	計	男	女	弁護士	医師	地方公務員	その他						計	男	女	弁護士	医師	地方公務員	その他				
札幌刑務所	7	6	1	1	1	1	4	7	3	25	12	三重刑務所	4	3	1	1	1	0	2	7	3	7	2
旭川刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	17	4	名古屋拘置所	4	3	1	2	1	1	0	7	3	3	1
青森刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	5	1	3	京都刑務所	7	6	1	1	1	1	4	6	2	6	0
網走刑務所	4	4	0	1	0	1	2	7	2	2	9	大阪刑務所	9	8	1	1	1	1	6	8	3	12	10
月形刑務所	4	4	0	1	0	0	3	6	2	13	5	西日本成人矯正医療センター	5	4	1	1	1	1	2	7	7	3	9
函館少年刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	0	18	1	神戸刑務所	7	7	0	1	1	2	3	6	6	43	14
青森刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	3	9	5	加古川刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	3	8	4
宮城刑務所	5	4	1	1	1	1	2	6	1	6	6	播磨社会復帰促進センター	4	4	0	1	1	1	1	6	6	4	3
秋田刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	4	10	12	和歌山刑務所	5	2	3	1	1	1	2	7	7	5	15
山形刑務所	4	3	1	1	1	0	2	7	3	26	5	姫路少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	6	7	2
福島刑務所	5	3	2	1	1	0	3	6	7	19	5	京都拘置所	4	3	1	1	1	1	1	6	2	1	12
盛岡少年刑務所	4	3	1	1	1	1	1	7	2	7	8	大阪拘置所	6	5	1	1	1	1	3	9	8	11	11
水戸刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	4	3	4	神戸拘置所	4	4	0	1	1	1	1	7	7	1	4
栃木刑務所	5	3	2	1	1	1	2	7	2	3	13	鳥取刑務所	4	4	0	1	1	0	2	7	1	2	3
喜連川社会復帰促進センター	5	3	2	1	1	1	2	7	6	10	3	松江刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	4	0	1
前橋刑務所	5	4	1	1	1	1	2	7	5	7	17	島根あさひ社会復帰促進センター	5	4	1	1	1	1	2	6	2	3	12
千葉刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	3	11	2	岡山刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	4	22	10
市原刑務所	4	4	0	1	1	0	2	7	2	1	0	広島刑務所	6	5	1	1	1	1	3	6	5	13	4
東日本成人矯正医療センター	5	5	0	1	1	1	2	7	1	4	3	山口刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	7	2	11
府中刑務所	10	9	1	1	1	1	7	8	2	33	25	岩国刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	1	4	5
横浜刑務所	8	5	3	1	1	1	5	7	4	11	5	美祿社会復帰促進センター	4	3	1	1	1	1	1	7	7	29	11
新潟刑務所	5	3	2	1	1	0	3	6	4	7	10	広島拘置所	4	3	1	1	1	0	2	7	6	5	5
甲府刑務所	5	4	1	1	1	1	2	7	1	14	5	徳島刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	4	9	3
長野刑務所	4	3	1	1	1	1	1	7	7	5	4	高松刑務所	5	5	0	1	1	1	2	7	2	4	3
静岡刑務所	6	6	0	2	1	1	2	7	5	6	3	松山刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	4	5	0
川越少年刑務所	7	5	2	1	1	1	4	7	3	4	2	高知刑務所	4	3	1	1	0	1	2	7	3	2	3
市原青年矯正センター	4	4	0	1	1	0	2	6	1	12	4	北九州医療刑務所	5	3	2	1	1	1	2	7	7	12	3
松本少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	4	2	6	福岡刑務所	7	7	0	1	1	1	4	6	5	9	5
東京拘置所	7	6	1	1	1	1	4	8	4	24	43	札幌刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	1	5	7
立川拘置所	4	4	0	1	1	1	1	7	1	24	8	長崎刑務所	5	3	2	1	1	1	2	7	4	9	11
富山刑務所	4	3	1	1	1	1	1	6	1	2	4	熊本刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	4	3	0
金沢刑務所	5	5	0	1	1	1	2	7	2	17	13	大分刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	10	2
福井刑務所	4	4	0	1	1	0	2	7	3	1	2	宮崎刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	7	2	5
岐阜刑務所	4	4	0	1	1	1	1	7	3	5	1	鹿児島刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	3	1	3
徳島刑務所	4	3	1	1	1	1	1	7	2	5	1	沖縄刑務所	5	4	1	1	1	1	2	7	4	7	5
岡崎医療刑務所	5	5	0	1	1	1	2	6	0	2	1	佐賀少年刑務所	4	4	0	1	1	1	1	6	1	3	4
名古屋刑務所	9	9	0	1	1	1	6	6	3	9	5	福岡拘置所	4	3	1	1	1	1	1	6	4	5	4
計	357	309	48	76	71	65	145	495	260	652	466												

1 委員数は、令和7年3月31日現在
 2 視察回数は、刑務支所及び拘置支所を含む。また、同一日に支所を含め複数の施設を視察した場合は1件として計上。
 3 意見数は、「各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表（令和6年度）」（法務省ホームページ公表）に基づく。

78. 保護司の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成29年～令和8年）

(1) 定員及び現在員の推移調（1月1日現在）

区分	定員	現員
平成29年	52,500	47,909
平成30年	52,500	47,641
平成31年	52,500	47,245
令和2年	52,500	46,763
令和3年	52,500	46,358
令和4年	52,500	46,705
令和5年	52,500	46,956
令和6年	52,500	46,584
令和7年	52,500	46,043
令和8年	52,500	45,033

(2) 保護司男女別平均年齢調（1月1日現在）

区分	保護司総数			平均年齢		
	男	女	計	男	女	計
平成29年	35,400	12,509	47,909	64.8	65.3	65.0
平成30年	35,160	12,481	47,641	65.0	65.6	65.1
平成31年	34,816	12,429	47,245	64.9	65.6	65.1
令和2年	34,374	12,389	46,763	64.9	65.7	65.1
令和3年	34,026	12,332	46,358	64.8	65.6	65.0
令和4年	34,222	12,483	46,705	65.2	65.8	65.4
令和5年	34,382	12,574	46,956	65.4	66.1	65.6
令和6年	34,156	12,428	46,584	65.4	66.2	65.6
令和7年	33,470	12,573	46,043	65.2	65.9	65.4
令和8年	32,702	12,331	45,033	65.1	65.9	65.3

(3) 保護司年齢構成調（1月1日現在）

区分	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～76歳	77歳以上	計
平成29年	13	299	2,077	7,175	24,574	13,522	249	47,909
平成30年	10	301	2,163	6,985	23,132	14,695	355	47,641
平成31年	10	316	2,307	6,917	22,031	15,307	357	47,245
令和2年	11	321	2,419	6,802	20,863	15,970	377	46,763
令和3年	12	350	2,502	6,890	20,205	16,030	369	46,358
令和4年	4	333	2,619	6,860	19,643	16,437	809	46,705
令和5年	11	350	2,597	6,955	18,944	16,820	1,279	46,956
令和6年	13	358	2,663	7,078	18,344	16,587	1,541	46,584
令和7年	21	370	2,773	7,175	17,947	15,676	2,081	46,043
令和8年	32	348	2,717	7,237	17,314	14,964	2,421	45,033

(4) 保護司職業調（1月1日現在）

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
農業漁業	3,466	3,363	3,237	3,162	3,081	3,152	3,102	2,982	2,779	2,570
製造加工業	1,039	1,002	959	907	867	781	743	712	674	638
商業	2,626	2,475	2,345	2,192	2,062	1,805	1,709	1,617	1,475	1,387
サービス業	1,624	1,638	1,657	1,634	1,631	1,639	1,657	1,632	1,607	1,592
土木建設業	963	978	983	960	975	911	946	973	925	914
会社員	3,845	3,857	3,825	3,760	3,743	3,623	3,634	3,689	3,804	3,856
公務員	2,445	2,485	2,510	2,477	2,561	2,097	2,237	2,359	2,596	2,573
教員	904	926	960	956	980	852	860	912	911	925
会社・団体役員	4,713	4,721	4,723	4,720	4,783	4,995	5,002	5,040	5,086	5,073
医師	105	103	106	98	97	91	88	93	85	82
宗教家	5,399	5,429	5,471	5,494	5,468	5,573	5,627	5,658	5,631	5,505
弁護士	71	72	77	78	81	77	79	78	78	76
貸家・アパート経営業	613	595	564	539	534	541	548	520	503	466
社会福祉事業従事者	1,455	1,518	1,597	1,630	1,716	1,785	1,871	1,929	2,042	2,102
無職（主婦を含む）	12,806	12,565	12,199	11,933	11,487	12,385	12,188	11,767	11,105	10,497
その他	5,835	5,914	6,032	6,223	6,292	6,398	6,665	6,623	6,742	6,777
計	47,909	47,641	47,245	46,763	46,358	46,705	46,956	46,584	46,043	45,033

79. 保護司実費弁償金の推移（総額及び1人当たりの支給額単価）（平成29年度～令和8年度）

（単位：千円）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (案)
総 額	4,790,849	4,812,051	4,852,984	4,717,878	4,618,426	4,412,509	4,374,925	4,287,857	4,399,234	4,434,942
1人当たりの 金 額	100	101	102	100	100	97	96	91	94	96
(参考) 保護司 予算積算人員	47,794	47,724	47,349	47,113	46,307	45,699	45,776	46,956	46,584	46,043

80. 保護観察官の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別）（平成29年度～令和8年度）

(1) 定員及び現在員(各年1月1日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)
定員	1,396	1,410	1,406	1,410	1,402	1,392	1,392	1,389	1,421	1,431
現在員	1,389	1,401	1,398	1,396	1,396	1,386	1,382	1,376	1,407	-

(2) 男女別(各年1月1日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	973	976	968	960	965	942	914	897	926
女性	416	425	430	436	431	444	468	479	481
計	1,389	1,401	1,398	1,396	1,396	1,386	1,382	1,376	1,407

(3) 年齢別(各年1月1日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
20歳～29歳	15.0%	15.4%	15.2%	15.6%	15.0%	15.8%	17.0%	16.9%	17.5%
30歳～39歳	25.2%	24.4%	23.7%	22.4%	21.8%	21.2%	20.6%	19.5%	18.8%
40歳～49歳	28.3%	28.1%	29.1%	28.9%	29.0%	29.3%	28.5%	26.6%	26.4%
50歳～	31.5%	32.1%	32.0%	33.1%	34.2%	33.7%	33.9%	37.0%	37.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

81. 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数、整備状況及び今後の整備計画

(1) 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数（令和8年1月1日現在）

施設数 102 定員数 2,378人

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
1	更生保護法人 大谷染香苑	大谷染香苑	47	札幌市
2	更生保護法人 札幌大化院	札幌大化院希望寮	30	札幌市
3	更生保護法人 函館創生会	巴寮	20	函館市
4	更生保護法人 旭川保護会	旭川清和荘	20	旭川市
5	更生保護法人 釧路慈徳会	釧路慈徳会	20	釧路市
6	更生保護法人 十勝自営会	十勝自営会	17	帯広市
7	更生保護法人 網走慈恵院	錦水寮	17	網走市
8	更生保護法人 北見更生保護会	清泉寮	20	北見市
9	更生保護法人 あすなろ	プラザあすなろ	15	青森市
10	更生保護法人 岩手保護院	岩手保護院	12	盛岡市
11	更生保護法人 宮城東華会	宮城東華会	35	仙台市
12	更生保護法人 秋田至仁会	秋田至仁会	20	秋田市
13	更生保護法人 羽陽和光会	羽陽和光会	20	山形市
14	更生保護法人 至道会	至道会	24	福島市
15	更生保護法人 有光苑	有光苑	20	ひたちなか市
16	更生保護法人 尚徳有隣会	尚徳会館	30	宇都宮市
17	更生保護法人 栃木明德会	栃木明德会	20	栃木市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
18	更生保護法人 群馬県仏教保護会	群馬県仏教保護会	40	前橋市
19	更生保護法人 清心寮	清心寮	20	さいたま市
20	更生保護法人 千葉県婦性会	千葉県婦性会	23	千葉市
21	更生保護法人 更新会	更新会	20	新宿区
22	更生保護法人 興楽会	興楽会	22	板橋区
23	更生保護法人 斉修会	斉修会	20	新宿区
24	更生保護法人 慈濟会	慈濟会	20	荒川区
25	更生保護法人 新興会	新興会	27	豊島区
26	更生保護法人 真哉会	真哉会	20	足立区
27	更生保護法人 静修会	足立寮	45	足立区
28	更生保護法人 静修会	荒川寮	20	荒川区
29	更生保護法人 清和会	清和会	36	足立区
30	更生保護法人 善隣厚生会	善隣厚生会	20	渋谷区
31	更生保護法人 東京実華道場	ステップ押上	30	墨田区
32	更生保護法人 東京都更生保護協会	敬和園	20	中野区
33	更生保護法人 日新協会	日新協会	20	荒川区
34	更生保護法人 両全会	両全会	20	渋谷区

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
35	更生保護法人 鶴舞会	鶴舞会	20	町田市
36	更生保護法人 自愛会	自愛会	15	八王子市
37	更生保護法人 くにしたち安立	くにしたち安立	35	国立市
38	更生保護法人 紫翠苑	紫翠苑	20	八王子市
39	更生保護法人 まこと寮	まこと寮	34	横浜市
40	更生保護法人 横浜力行舎	横浜力行舎	19	横浜市
41	更生保護法人 川崎自立会	川崎自立会	40	川崎市
42	更生保護法人 報徳更生寮	報徳更生寮	33	小田原市
43	更生保護法人 新潟県保護会	新潟川岸寮	34	新潟市
44	更生保護法人 山梨以徳会	山梨以徳会	20	甲府市
45	更生保護法人 長野司法厚生協会	裾花寮	20	長野市
46	更生保護法人 松本保護会	みすず寮	17	松本市
47	更生保護法人 静岡県勸善会	静岡県勸善会	20	静岡市
48	更生保護法人 少年の家	少年の家	21	静岡市
49	更生保護法人 富山養得園	富山養得園	20	富山市
50	更生保護法人 徳風苑	親和寮	20	金沢市
51	更生保護法人 福井福田会	福井福田会	20	福井市
52	更生保護法人 岐阜県共助会	光風荘	20	岐阜市
53	更生保護法人 洗心之家	洗心之家	14	岐阜市
54	更生保護法人 愛知自啓会	愛知自啓会	24	名古屋市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
55	更生保護法人 中協園	中協園	19	名古屋市
56	更生保護法人 立正園	立正園	20	名古屋市
57	更生保護法人 岡崎自啓会	岡崎自啓会	34	岡崎市
58	更生保護法人 徳永会大徳塾	徳永会大徳塾	12	豊田市
59	更生保護法人 東三更生保護会	東三更生保護会	30	豊橋市
60	更生保護法人 三重県保護会	三重県保護会	20	津市
61	更生保護法人 滋賀好善会	光風寮	20	大津市
62	更生保護法人 京都保護育成会	京都保護育成会	20	京都市
63	更生保護法人 西本願寺白光荘	西本願寺白光荘	20	京都市
64	更生保護法人 盟親	盟親	40	京都市
65	更生保護法人 和衷会	和衷会	110	大阪市
66	更生保護法人 愛正会	愛正会	20	大阪市
67	更生保護法人 宝珠園	宝珠園	17	堺市
68	更生保護法人 泉州寮	泉州寮	20	泉佐野市
69	更生保護法人 神戸学而園	湊川寮	20	神戸市
70	更生保護法人 播磨保正会	播磨保正会	30	姫路市
71	更生保護法人 姫路薬師寮	姫路薬師寮	20	姫路市
72	更生保護法人 至徳会	至徳会	19	奈良市
73	更生保護法人 端正会	端正会	20	和歌山市
74	更生保護法人 鳥取県更生保護給産会	鳥取県更生保護給産会	20	鳥取市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
75	更生保護法人 しらふじ	しらふじ	20	松江市
76	更生保護法人 備作恵済会古松園	備作恵済会古松園	20	岡山市
77	更生保護法人 美作自修会	美作自修会	17	津山市
78	更生保護法人 ウィズ広島	ウィズ広島	45	広島市
79	更生保護法人 呉清明園	呉清明園	20	呉市
80	更生保護法人 山口更生保護会	山口更生保護会	20	山口市
81	更生保護法人 たちばな会	たちばな荘	14	下関市
82	更生保護法人 徳島自立会	徳島自立会	18	徳島市
83	更生保護法人 讃岐修斉会	讃岐修斉会	20	丸亀市
84	更生保護法人 愛媛県更生保護会	愛媛県更生保護会	20	松山市
85	更生保護法人 高坂寮	高坂寮	18	高知市
86	更生保護法人 福岡梅香会	梅香寮	20	福岡市
87	更生保護法人 福岡弥生寮	福岡弥生寮	20	福岡市
88	更生保護法人 福正会	福正会	20	福岡市
89	更生保護法人 恵辰会	恵辰会	30	糟屋郡須恵町
90	更生保護法人 筑豊宏済会	筑豊宏済会	20	飯塚市
91	特定非営利活動法人 TFG (田川ふれ愛義塾)	田川ふれ愛義塾	19	田川市
92	更生保護法人 湧金寮	湧金寮	20	北九州市
93	更生保護法人 佐賀県恒産会	佐賀県恒産会	20	佐賀市
94	更生保護法人 長崎啓成会	長崎啓成会	20	長崎市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
95	更生保護法人 佐世保白雲	佐世保白雲	20	佐世保市
96	社会福祉法人 南高愛隣会	雲仙・虹	20	雲仙市
97	更生保護法人 熊本自営会	熊本自営会	20	熊本市
98	更生保護法人 豊州保護会	あけぼの寮	20	大分市
99	更生保護法人 みやざき青雲	みやざき青雲	20	宮崎市
100	更生保護法人 草牟田寮	草牟田寮	20	鹿児島市
101	更生保護法人 がじゅまる沖縄	がじゅまる沖縄	20	那覇市
102	一般社団法人 沖縄産業開発青年協会	やんばる青年隊	10	国頭郡東村

(2) 更生保護施設の整備状況（主要建物の構造別・経過年数別施設数）

令和7年6月1日現在

構造	経過年数					総計
	0-10	11-20	21-30	31-40	41-	
木					1	1
ブロック						0
鉄筋コンクリート	17	18	22	10	13	80
鉄骨	7	3	1	4	3	18
鉄骨鉄筋コンクリート						0
総計	24	21	23	14	17	99

※更生保護法人が運営している更生保護施設に限る。

(3) 今後の整備計画（令和7年度補正予算及び令和8年度（案））

補助対象の事業	全面改築事業（2施設）	その他の施設整備事業	計
補助金額（千円）（令和6年度補正）	458,950	31,856	490,806
補助金額（千円）（令和7年度（案））	0	26,490	26,490

82. 更生保護委託費予算額、更生保護委託費予算単価及び更生保護施設整備費補助金予算額の推移（平成29年度～令和8年度）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (案)
更生保護委託費 予算額（千円）	5,026,746	5,279,450	5,377,099	5,430,965	5,473,533	5,341,737	5,372,765	5,392,954	5,303,729	5,598,140
更生保護委託費 予算単価（円）										
入 所 委 託 分										
補 導 援 護 費 (一 般 分)	145.80	145.80	147.15	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50
補 導 援 護 費 (加 算 分)	126.36	126.36	127.53	128.70	128.70	128.70	128.70	128.70	128.70	128.70
薬物依存回復訓練費	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00
食事付宿泊費	2,000.39	2,000.39	2,018.91	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,287.00
宿 泊 費 (更 生 保 護 施 設)	690.20	690.20	696.59	702.98	702.98	702.98	702.98	702.98	702.98	916.00
宿 泊 費 (そ の 他 施 設 等)	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,968.00	2,012.00	2,012.00	2,012.00	2,012.00
食事給与費	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,334.30	1,334.30	1,359.00	1,361.00	1,371.00
委託事務費	5,321.86	5,772.26	5,891.03	5,935.38	6,010.12	6,040.09	6,486.23	6,977.18	7,830.93	8,199.28
自立準備支援費	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
支援計画書作成費	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (案)
通 所 委 託 分										
補 導 援 護 費 (職 業 訓 練 委 託 分)	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00
薬 物 依 存 回 復 訓 練 費	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00
通 所 等 処 遇 費 (地 域 移 行 支 援 (通 所 支 援 分))	145.80	145.80	147.15	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50
通 所 等 処 遇 費 (地 域 移 行 支 援 (訪 問 支 援 分))	—	—	—	—	2,354.00	2,354.00	2,354.00	2,354.00	2,354.00	2,354.00
特定補導費 (処遇メニュー)										
認 知 行 動 療 法 群	—	—	—	—	—	—	3,400.00	3,400.00	3,400.00	3,400.00
依 存 回 復 訓 練 群	—	—	—	—	—	—	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00
社 会 適 応 訓 練 群	—	—	—	—	—	—	814.00	814.00	814.00	814.00
地 域 移 行 支 援 群	—	—	—	—	—	—	349.00	349.00	349.00	349.00
更 生 保 護 施 設 整 備 費 補 助 金 予 算 額 (千 円) (※)	395,123	394,387	404,050	356,750	0	314,953	174,740	27,180	26,280	26,490

※ 令和5年度以前の予算額は (目) 更生保護事業費補助金のうち更生保護施設整備事業費分

83. 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成28年～令和7年）

(1) 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（平成28年～令和7年）

（各年1月1日現在）

区分	年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
定員		14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252
現在員		13,878	13,938	13,957	13,965	13,960	13,991	13,956	13,957	13,926	13,865

(2) 人権擁護委員の男女別の推移（平成28年～令和7年）

（各年1月1日現在）

区分	年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
男		7,476	7,509	7,482	7,445	7,396	7,423	7,363	7,290	7,234	7,138
女		6,402	6,429	6,475	6,520	6,564	6,568	6,593	6,667	6,692	6,727

(3) 人権擁護委員の年齢構成別及び平均年齢の推移（平成28年～令和7年）

（各年1月1日現在）

区分	年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
20～29		1	2	1	2	1	1	1	1	1	1
30～39		61	47	52	55	60	65	58	56	57	60
40～49		296	320	305	313	311	326	343	341	342	335
50～59		1,410	1,308	1,176	1,132	1,089	1,060	1,065	1,070	1,068	1,062
60～69		9,448	9,569	8,789	8,741	8,473	8,217	7,915	7,726	7,491	7,319
70～79		2,658	2,682	3,625	3,709	4,010	4,303	4,552	4,737	4,920	5,028
80～		4	10	9	13	16	19	22	26	47	60
平均年齢		65.0	65.3	65.9	66.0	66.1	66.1	66.1	67.0	67.0	67.0

(4) 人権擁護委員の職種別の推移（平成28年～令和7年）

（各年1月1日現在）

区分	年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
無職		7,922	7,919	7,865	7,804	7,725	7,674	7,559	7,445	7,291	7,163
農林漁業		647	633	593	566	532	505	472	440	416	378
宗教関係		762	753	735	717	694	678	668	643	632	608
会社役員		650	632	606	615	593	583	560	531	530	499
商業		224	216	201	191	167	159	146	148	147	138
団体役員		330	327	324	339	343	363	351	350	335	339
弁護士		403	402	400	388	386	390	396	395	388	385
司法書士・税理士等		241	252	252	259	247	238	237	239	237	254
会社員		445	467	476	495	516	532	553	576	606	677
教育関係		437	470	530	589	652	697	773	834	895	933
各種委員		34	33	31	32	34	30	24	21	22	19
公務員		404	543	694	775	838	890	922	949	969	994
製造・加工業		23	22	22	27	26	28	29	29	24	16
議員		36	38	38	39	40	41	45	43	48	50
医療関係		87	91	99	98	96	92	100	99	95	94
報道関係		12	11	11	10	13	15	15	14	11	12
その他		1,221	1,129	1,080	1,021	1,058	1,076	1,106	1,201	1,280	1,306

84. 人権擁護委員実費弁償金(総額及び1人当たりの金額)(平成29年度～令和8年度)

区 分	年 度									
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
総 額 (千円)	(1,244,760)	(1,304,500)	(1,321,948)	(1,183,622)	(1,319,921)	(1,323,551)	(1,324,849)	(1,330,528)	(1,341,901)	
	1,244,760	1,304,500	1,321,948	1,341,876	1,319,921	1,323,551	1,324,849	1,330,528	1,341,901	1,335,423
委員1人当たりの金額	(87)	(92)	(93)	(83)	(93)	(93)	(93)	(93)	(94)	
(千円)	87	92	93	94	93	93	93	93	94	94

※ 委員1人当たりの金額は、人権擁護委員実費弁償金の総額を予算定数で除した金額である。

※ 上段()内は、補正後予算額である。

85. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の人数の推移（平成28年～令和7年）

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年末現在収容人員	1,133	1,351	1,246	1,054	346	124	229	432	529	570

※令和7年の数値は速報値である。

86. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に退去強制令書に基づいて収容されている外国人の収容期間別の人数（令和6年12月末現在）
 （単位：人）

被収容者数	退去強制令書に基づく収容期間						
	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	3年以上
461	414	28	12	4	0	0	3

87. 入国者収容所及び地方入管局の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）

令和8年1月1日現在

施設名	常勤・常勤以外	定員	現在員	欠員数
東日本	常勤医師	2	1	1
	常勤以外の医師		12	
大村	常勤医師	2	0	2
	常勤以外の医師		9	
東京	常勤医師	2	1	1
	常勤以外の医師		12	
横浜	常勤医師	2	1	1
	常勤以外の医師		6	
名古屋	常勤医師	2	2	0
	常勤以外の医師		3	
大阪	常勤医師	2	0	2
	常勤以外の医師		4	
合計	常勤医師	12	5	7
	常勤以外の医師		46	

88. 異議の申出件数（国籍別）及び在留特別許可者数（国籍別・退去強制事由別）の状況（令和6年）

（人員）

国籍	異議申出件数（注1） （総数）	在留特別許可数（注2） （総数）	退去強制事由別		
			不法入国・上陸	不法残留	刑罰法令違反等
フィリピン	133	202	16	164	22
中国	123	158	3	126	29
韓国・朝鮮	34	45	2	39	4
その他	688	575	38	447	90
計	978	980	59	776	145

（注1）令和6年6月10日に施行された令和5年入管法等改正により、在留特別許可の申請手続が創設され、法務大臣に対する異議の申出を経ることなく在留特別許可を受けることが可能となった。

（注2）外国人出入国情報システムにより集計した数値であり、出入国管理統計年報上の数値と異なる場合がある。

89. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、2号への変更許可数、3号への変更許可数及び失踪者数の推移（平成27年～令和6年）

「技能実習1号イ」新規入国者数

国籍・地域	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	6,680	6,665	7,492	6,222	6,300	1,652	218	3,575	4,008	3,544
ベトナム	1,023	852	1,265	1,214	1,020	293	58	914	880	872
フィリピン	1,043	1,243	1,382	1,254	1,199	297	21	1,071	1,199	825
インドネシア	658	797	923	722	710	349	0	785	810	611
タイ	1,217	1,392	1,477	1,040	936	272	50	370	479	463
中国	2,141	1,846	1,819	1,330	1,592	263	85	239	249	304
バキスタン	9	13	21	4	15	0	0	0	26	99
ミャンマー	50	47	30	67	184	21	4	27	110	96
南アフリカ共和国	0	14	29	16	25	8	0	28	33	58
メキシコ	30	21	165	116	43	33	0	2	53	51
インド	33	56	84	131	106	10	0	15	21	29
その他	476	384	297	328	470	106	0	124	148	136

「技能実習1号ロ」新規入国者数

国籍・地域	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	90,307	99,453	120,179	137,973	167,405	74,804	21,899	163,882	169,774	140,621
ベトナム	31,629	42,922	57,425	71,368	90,150	41,048	16,392	82,489	76,754	57,084
インドネシア	6,631	7,253	8,658	11,511	15,036	7,912	494	29,563	38,311	36,910
ミャンマー	1,719	2,356	3,203	3,656	6,276	3,522	821	11,563	15,217	13,816
フィリピン	8,875	9,498	11,541	10,806	12,640	4,822	224	12,918	12,859	12,543
中国	36,186	31,049	32,253	32,310	33,093	10,786	3,420	11,673	11,098	7,872
カンボジア	2,078	2,727	2,951	3,284	4,189	2,735	273	6,813	5,723	3,809
タイ	2,441	2,734	2,972	3,539	3,877	2,499	222	4,157	4,132	3,428
ネパール	89	97	88	116	184	118	8	986	1,142	1,273
スリランカ	121	127	196	256	326	236	40	651	878	972
モンゴル	321	403	606	789	1,122	772	0	1,547	1,271	894
その他	217	287	286	338	512	354	5	1,522	2,389	2,020

「技能実習2号イ」新規入国者数

国籍・地域	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	1	2	0	12	8	2	0	8	3	2
中国	0	0	0	2	3	1	0	0	3	1
タイ	0	0	0	0	4	1	0	7	0	1
フィリピン	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0
ベトナム	1	2	0	5	1	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「技能実習2号ロ」新規入国者数

国籍・地域	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	16	11	9	242	183	116	23	120	190	199
ベトナム	4	3	1	94	108	47	8	45	94	103
中国	11	4	7	92	56	43	14	48	60	23
インドネシア	1	1	1	15	5	9	0	9	5	23
フィリピン	0	2	0	9	5	3	0	12	16	17
モンゴル	0	0	0	1	6	0	0	2	3	15
カンボジア	0	0	0	7	1	12	0	1	4	7
ネパール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
ミャンマー	0	0	0	20	0	2	1	3	6	2
タイ	0	1	0	3	1	0	0	0	2	2
バングラデシュ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
スリランカ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「技能実習3号イ」新規入国者数

国籍・地域	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数			0	64	226	63	3	148	138	61
フィリピン			0	20	81	33	0	65	61	34
ベトナム			0	23	95	9	0	65	52	15
インドネシア			0	1	7	3	0	0	8	10
タイ			0	3	2	1	0	2	3	2
中国			0	12	38	17	3	14	12	0
インド			0	0	0	0	0	0	2	0
ミャンマー			0	4	3	0	0	2	0	0
マレーシア			0	1	0	0	0	0	0	0
その他			0	0	0	0	0	0	0	0

「技能実習3号ロ」新規入国者数

国籍・地域	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数			8	5,648	14,750	7,189	1,280	11,299	8,917	3,495
ベトナム			8	3,217	7,682	3,708	803	4,073	3,835	1,416
中国			0	1,050	2,668	1,092	285	1,932	1,833	976
インドネシア			0	490	1,118	700	57	2,028	1,141	411
フィリピン			0	491	1,806	821	46	2,036	1,091	263
タイ			0	164	537	349	29	417	383	196
カンボジア			0	135	466	255	17	384	295	127
ミャンマー			0	62	379	205	41	286	220	57
モンゴル			0	16	47	24	0	81	69	22
スリランカ			0	9	19	11	2	21	12	14
ラオス			0	9	16	15	0	19	15	7
その他			0	5	12	9	0	22	23	6

(注) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された（平成22年7月1日施行）。

その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」の施行（平成29年11月1日）に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

「技能実習1号イ」在留外国人数

国籍・地域	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
総数	4,815	4,943	5,971	5,128	4,975	1,205	211	3,310	3,531	2,826
ベトナム	955	784	1,175	1,140	915	270	56	892	834	776
フィリピン	830	1,041	1,198	1,112	1,023	245	31	967	1,065	704
インドネシア	555	662	831	635	596	230	0	751	769	560
タイ	659	900	963	748	660	162	34	363	429	352
中国	1,562	1,305	1,394	1,057	1,235	225	86	227	155	218
その他	254	251	410	436	546	73	4	110	279	216

「技能実習1号ロ」在留外国人数

国籍・地域	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
総数	87,070	97,642	118,101	138,249	164,408	74,476	24,005	161,683	167,734	139,475
ベトナム	31,444	43,084	57,618	73,010	89,861	41,294	17,737	82,049	76,711	57,048
インドネシア	6,439	7,228	8,689	11,527	14,823	7,800	735	29,289	37,995	36,719
ミャンマー	1,535	2,274	3,061	3,611	6,116	3,439	933	10,935	14,472	13,499
フィリピン	8,545	9,124	11,122	10,681	12,248	4,573	350	12,719	12,708	12,404
中国	33,928	29,694	30,701	31,121	31,254	10,666	3,558	11,184	10,506	7,423
その他	5,179	6,238	6,910	8,299	10,106	6,704	692	15,507	15,342	12,382

「技能実習2号イ」在留外国人数

国籍・地域	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
総数	2,684	3,207	3,424	3,712	4,268	4,490	2,818	878	2,255	4,049
フィリピン	284	342	573	706	777	949	674	177	687	1,358
ベトナム	611	819	853	1,105	1,447	1,359	737	213	721	1,278
インドネシア	289	416	482	552	595	603	478	188	494	981
タイ	135	178	249	269	272	192	134	75	142	181
中国	1,340	1,397	1,170	1,009	1,060	1,169	645	203	176	142
その他	25	55	97	71	117	218	150	22	35	109

「技能実習2号ロ」在留外国人数

国籍・地域	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
総数	98,086	122,796	146,729	173,873	210,965	258,173	202,006	83,508	163,274	280,723
ベトナム	24,571	43,524	63,909	85,050	112,363	144,784	115,909	52,206	89,610	137,734
インドネシア	8,024	10,419	11,892	13,592	17,459	22,838	19,669	7,349	27,060	59,286
フィリピン	8,081	12,167	14,916	17,092	18,581	20,468	15,613	4,569	12,278	23,147
ミャンマー	389	1,602	2,999	4,595	6,000	8,916	8,552	3,875	10,010	21,398
中国	52,256	48,461	44,302	43,322	44,352	45,755	28,145	9,450	10,367	13,793
その他	4,765	6,623	8,711	10,222	12,210	15,412	14,118	6,059	13,949	25,365

「技能実習3号イ」在留外国人数

国籍・地域	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
総数			0	220	605	707	779	1,206	982	368
フィリピン			0	44	155	264	335	485	400	163
ベトナム			0	38	152	182	250	503	417	119
中国			0	108	209	202	108	122	92	34
タイ			0	19	63	30	25	35	35	27
インドネシア			0	1	8	11	14	14	19	22
その他			0	10	18	18	47	47	19	3

「技能実習3号ロ」在留外国人数

国籍・地域	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
総数			8	7,178	25,751	39,149	46,304	74,355	66,780	29,154
ベトナム			8	4,156	13,989	20,990	25,874	40,483	34,891	15,186
中国			0	1,189	4,260	5,724	4,947	7,616	7,564	4,350
インドネシア			0	607	1,923	2,977	4,111	8,328	8,050	3,186
フィリピン			0	686	3,090	5,149	6,183	10,223	8,794	2,924
カンボジア			0	185	759	1,290	1,516	2,340	2,457	1,199
その他			0	355	1,730	3,019	3,673	5,365	5,024	2,309

(注) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された(平成22年7月1日施行)。

その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)」の施行(平成29年11月1日)に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

「技能実習2号」への在留資格変更許可人員

国籍・地域	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ
総 数	1,665	62,259	1,879	75,671	1,865	87,416	3,599	176,876	2,527	130,314	2,388	147,845	776	66,225	183	23,438	2,152	143,233	2,073	150,265
ベトナム	340	17,234	508	28,986	416	39,528	1,057	85,835	852	70,423	595	82,873	192	37,752	47	17,450	704	73,547	652	70,258
インドネシア	184	4,949	251	6,046	265	6,603	537	13,502	349	11,106	321	13,221	186	6,734	4	752	488	26,330	529	34,071
ミャンマー	4	400	19	1,378	41	2,105	17	4,554	62	3,653	128	5,696	16	3,169	4	941	19	9,556	52	13,000
フィリピン	185	5,204	247	7,731	374	8,384	690	17,304	448	10,538	544	11,648	146	4,363	31	398	679	12,026	703	12,078
中国	844	31,291	733	27,214	584	25,165	973	45,352	622	26,818	696	25,441	173	8,322	83	3,220	126	8,404	44	7,480
その他	108	3,181	121	4,316	185	5,631	325	10,329	194	7,776	104	8,966	63	5,885	14	677	136	13,370	93	13,378

「技能実習3号」への在留資格変更許可人員

国籍・地域	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ
総 数	158	1,550	180	4,508	293	14,130	503	26,385	629	37,681	142	12,157	30	3,550
ベトナム	16	945	20	2,553	63	7,658	191	15,012	279	22,013	34	6,613	6	2,517
中国	96	147	81	550	82	1,846	57	2,436	82	3,698	15	1,172	15	453
フィリピン	24	198	30	639	121	2,030	193	3,497	226	4,524	72	1,318	3	171
インドネシア	0	119	0	254	3	1,026	9	2,593	11	3,811	4	1,277	0	164
ミャンマー	0	49	4	257	12	595	20	971	10	867	0	401	0	93
その他	22	92	45	255	12	975	33	1,876	21	2,768	17	1,376	6	152

(注1) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された(平成22年7月1日施行)。

その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)」の施行(平成29年11月1日)に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

(注2) 平成29年及び平成30年の「技能実習2号」の在留資格変更許可人員には、技能実習法の施行に伴う旧制度の「技能実習2号」から新制度の「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。

○ 平成27年から令和6年までの在留資格「研修」、「技能実習」及び「特定活動（技能実習）」に係る失踪者数の推移

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	5,808	5,060	7,091	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753	6,510
ベトナム	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481	3,865
ミャンマー	336	216	446	345	347	250	447	607	1,765	1,263
インドネシア	252	200	242	339	307	240	208	367	662	520
中国	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922	816	335
カンボジア	58	284	656	758	462	494	667	829	694	275
その他	341	348	402	272	245	196	177	265	335	252

(注) 平成27年から平成29年までは在留資格「研修」の失踪者数を含み、平成30年以降は在留資格「技能実習」のみの失踪者数である。

○ 平成27年から令和6年までの在留資格「技能実習」に係る失踪者数の推移

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753	6,510
ベトナム	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481	3,865
ミャンマー	336	216	446	345	347	250	447	607	1,765	1,263
インドネシア	252	200	242	339	307	240	208	367	662	520
中国	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922	816	335
カンボジア	58	284	656	758	462	494	667	829	694	275
その他	336	346	400	272	245	196	177	265	335	252

90. 在留資格「特定技能」による国籍別の入国者数、国籍別・分野別の在留者数（令和元年～令和7年）

「特定技能1号」新規入国者数

国籍・地域	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年（速報値）
総 数	563	3,760	1,093	20,418	43,626	64,626	76,063
インドネシア	112	717	56	8,068	14,904	19,658	27,747
ミャンマー	37	184	42	994	4,750	16,175	17,724
ベトナム	304	1,816	765	3,221	9,981	11,816	10,072
フィリピン	1	46	9	3,668	5,827	6,084	6,279
ネパール	7	28	3	1,072	2,075	2,841	5,253
中 国	2	503	157	1,972	3,415	4,598	4,719
スリランカ	0	15	0	64	413	1,085	1,687
カンボジア	59	235	27	652	931	897	800
タイ	27	139	31	448	837	686	577
インド	1	3	0	61	87	174	320
その他	13	74	3	198	406	612	885

「特定技能2号」新規入国者数

国籍・地域	令和7年（速報値）
総 数	41
ベトナム	13
カンボジア	12
インドネシア	10
中 国	6
その他	0

（注）令和6年以前の新規入国者数は0人である。

第4表

国籍・地域別 分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和元年12月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
総数	1,621	19	13	193	198	38	107	58	10	-	15	292	21	557	100
アジア	1,619	19	13	193	198	38	107	58	10	-	14	292	21	557	99
ミャンマー	100	-	-	5	6	12	1	1	-	-	1	6	-	61	7
バングラデシュ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
カンボジア	94	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	74	-	17	-
スリランカ	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
中国	100	-	-	22	12	4	10	-	-	-	1	21	3	17	10
台湾	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
インド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
インドネシア	189	3	-	33	49	3	3	7	-	-	3	42	7	37	2
韓国	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
ラオス	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1
モンゴル	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
ネパール	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	9
フィリピン	111	14	-	10	7	2	7	35	8	-	1	17	-	8	2
タイ	79	-	1	35	12	7	-	10	-	-	-	7	-	6	1
ベトナム	901	2	12	85	112	9	86	5	2	-	8	112	11	407	50
ヨーロッパ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
イタリア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
南米	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
チリ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和2年12月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	15,663	939	184	1,235	1,248	725	1,319	413	151	13	67	2,387	220	5,764	998
アジア	15,620	937	180	1,235	1,246	725	1,319	413	151	11	63	2,386	220	5,763	971
ミャンマー	674	67	33	27	16	45	16	2	2	-	5	52	-	352	57
ブータン	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1
バングラデシュ	7	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	3
カンボジア	488	12	12	3	2	1	24	3	1	-	-	339	-	90	1
スリランカ	63	-	2	7	3	2	-	-	1	2	-	14	-	9	23
中国	1,575	92	1	167	167	64	120	63	1	1	4	264	26	496	109
台湾	63	3	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	-	9	42
インド	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インドネシア	1,514	217	5	180	234	30	51	35	4	-	12	315	143	272	16
韓国	59	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	7	49
ラオス	27	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	10	2
マレーシア	7	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4
モンゴル	75	22	-	-	2	-	6	-	3	5	3	7	-	13	14
ネパール	135	28	16	-	-	-	10	-	1	1	9	15	-	4	51
パキスタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
フィリピン	1,059	116	12	83	68	69	63	197	82	1	3	222	-	123	20
タイ	455	4	2	101	48	58	34	20	-	-	-	81	-	96	11
ベトナム	9,412	368	97	667	706	456	991	93	54	1	22	1,058	51	4,281	567
ヨーロッパ	27	-	4	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	19
フィンランド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
フランス	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2

国籍・地域		総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	製外食業分野
	ハンガリー	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	イタリア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	キルギス	5	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	カザフスタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ロシア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	スペイン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	英国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ウズベキスタン	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	5
北	米	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	コスタリカ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	エルサルバドル	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	メキシコ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	アメリカ合衆国	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
南	米	9	1	-	-	2	-	-	-	-	2	1	-	-	1	2
	アルゼンチン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	チリ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	コロンビア	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ペルー	5	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1
オセアニア		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	オーストラリア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和2年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年12月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野	
総	数	49,666	5,155	650	3,066	4,365	2,371	4,871	1,458	708	36	121	6,232	549	18,099	1,985	
ア	ジ	ア小計	49,591	5,132	646	3,066	4,363	2,371	4,869	708	34	117	6,227	549	18,099	1,952	
ア	ジ	アミヤンマー	2,294	410	68	47	33	76	85	4	38	0	8	135	0	1,268	122
ア	ジ	アブータン	17	9	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	1	1
ア	ジ	アバングラデシュ	37	9	0	2	0	1	9	0	0	0	1	1	0	2	12
ア	ジ	アカンボジア	990	19	29	10	14	4	96	3	1	0	0	574	0	239	1
ア	ジ	アスリランカ	140	20	2	10	7	9	1	0	6	3	0	29	0	22	31
ア	ジ	ア中国	3,694	293	12	249	311	149	336	154	3	2	5	608	37	1,347	188
ア	ジ	ア台湾	121	28	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9	0	16	63
ア	ジ	アインド	15	4	0	0	0	2	0	0	5	0	1	2	0	0	1
ア	ジ	アインドネシア	3,889	574	50	370	563	147	200	82	5	0	14	823	368	662	31
ア	ジ	ア韓国	108	10	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	20	73
ア	ジ	アラオス	51	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	32	0	10	2
ア	ジ	アマレーシア	13	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	8
ア	ジ	アモンゴル	191	65	9	0	16	2	29	0	2	6	4	19	0	23	16
ア	ジ	アネパール	668	400	15	0	0	0	20	0	3	9	26	43	0	51	101
ア	ジ	アパキスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ア	ジ	アフィリピン	4,607	535	63	253	618	211	451	884	273	0	3	632	3	654	27
ア	ジ	アタイ	1,034	22	4	199	106	88	59	41	1	0	0	236	0	261	17
ア	ジ	アベトナム	31,721	2,730	394	1,926	2,690	1,682	3,579	290	369	13	47	3,081	141	13,522	1,257
ヨ	一	ロッパ小計	50	17	4	0	0	0	2	0	0	0	3	3	0	0	21
ヨ	一	ロッパエストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨ	一	ロッパフィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨ	一	ロッパフランス	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨ	一	ロッパドイツ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
ヨ	ヨーロッパハンガリー	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨ	ヨーロッパイタリア	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
ヨ	ヨーロッパキルギス	7	2	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨ	ヨーロッパカザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨ	ヨーロッパオランダ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨ	ヨーロッパポーランド	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨ	ヨーロッパロシア	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
ヨ	ヨーロッパスペイン	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨ	ヨーロッパスウェーデン	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨ	ヨーロッパ英国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨ	ヨーロッパウズベキスタン	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
ヨ	ヨーロッパスロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北	米小計	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
北	米エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	米メキシコ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
北	米アメリカ合衆国	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南	米小計	18	4	0	0	2	0	0	0	0	2	1	2	0	0	7
南	米アルゼンチン	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南	米ブラジル	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
南	米チリ	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
南	米ペルー	5	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
オセアニア小	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
オセアニア	オーストラリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和3年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和4年12月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材・産 業機械・電 気電子情報 関連製造業 分野	建設分野	造船・船用 工業分野	自動車整備 分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	食料品 製造業分 野	外食業分 野
総	数 総 数	130,915	16,081	1,867	27,725	12,768	4,602	1,738	167	206	16,459	1,638	42,505	5,159
ア	ジ ア小 計	130,781	16,035	1,859	27,721	12,761	4,602	1,737	161	200	16,452	1,638	42,503	5,112
ア	ジ アイ ン ド	120	60	0	18	0	0	36	0	0	5	0	0	1
ア	ジ アイ ン ド ネ シ ア	16,327	3,286	182	3,390	1,003	469	123	0	22	3,436	1,268	2,940	208
ア	ジ ア 韓 国	157	15	0	0	0	0	1	1	3	0	0	29	108
ア	ジ ア カ ン ボ ジ ア	2,666	182	47	95	328	7	14	0	2	1,389	0	584	18
ア	ジ ア ス リ ラ ン カ	374	67	14	47	37	0	10	3	4	73	0	55	64
ア	ジ ア タ イ	2,580	99	10	907	136	101	7	0	2	595	0	674	49
ア	ジ ア 台 湾	171	31	0	0	0	0	1	2	7	10	0	31	89
ア	ジ ア 中 国	8,882	682	48	1,719	695	604	8	1	10	1,494	76	3,233	312
ア	ジ ア ネ パ ー ル	2,340	1,381	63	11	74	0	4	21	21	302	0	89	374
ア	ジ ア バ ー レ ー ン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ア	ジ ア バ キ ス タ ン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ア	ジ ア バ ン グ ラ デ シ ュ	140	26	5	9	24	0	1	0	2	17	0	14	42
ア	ジ ア フ ィ リ ピ ン	13,214	2,049	215	2,570	1,293	2,615	614	89	3	1,831	9	1,741	185
ア	ジ ア ブ ー タ ン	33	19	0	0	3	0	0	0	0	9	0	1	1
ア	ジ ア ベ ト ナ ム	77,135	5,958	1,034	18,454	8,847	791	827	32	83	6,869	285	30,714	3,241
ア	ジ ア マ レ ー シ ア	18	2	0	0	1	0	1	0	1	1	0	3	9
ア	ジ ア ミ ャ ン マ ー	5,956	1,927	226	449	238	14	87	1	37	256	0	2,332	389
ア	ジ ア モ ン ゴ ル	539	248	15	38	78	1	3	11	3	77	0	44	21
ア	ジ ア ラ オ ス	127	3	0	14	4	0	0	0	0	86	0	19	1
ヨ	ー ロ ッ パ 小 計	96	33	6	1	7	0	1	6	4	5	0	1	32
ヨ	ー ロ ッ パ イ タ リ ア	12	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
ヨ	ー ロ ッ パ ウ ク ラ イ ナ	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
ヨ	ー ロ ッ パ ウ ズ ベ キ ス タ ン	16	4	2	0	0	0	0	5	1	3	0	0	1
ヨ	ー ロ ッ パ 英 国	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
ヨ	ー ロ ッ パ エ ス ト ニ ア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨ	ー ロ ッ パ オ ラ ン ダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨ	ー ロ ッ パ カ ザ フ ス タ ン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨ	ー ロ ッ パ キ ル ギ ス	27	14	2	0	7	0	0	0	1	0	0	0	3

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	食品分野	
													飲製造業	外食業
ヨーロッパ	スウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパ	スペイン	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパ	スロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	ドイツ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ハンガリー	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーロッパ	フィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	フランス	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
ヨーロッパ	ベルギー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	ポーランド	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	リトアニア	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ルーマニア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ロシア	11	5	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
アフリカ	小計	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカ	ガーナ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	マダガスカル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米	小計	15	5	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6
北米	エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米	カナダ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
北米	コスタリカ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米	米国	5	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
北米	メキシコ	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
南米	小計	19	6	0	3	0	0	0	0	1	1	0	0	8
南米	アルゼンチン	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
南米	チリ	6	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
南米	ブラジル	6	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
南米	ペルー	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オセアニア	小計	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
オセアニア	オーストラリア	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和4年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

(令和4年12月末現在)

区分	国籍・地域	総数	建設分野
総	数 総 数	8	8
ア	ジ ア小 計	8	8
ア	ジ ア中 国	6	6
ア	ジ アベ ト ナ ム	2	2

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れのある国籍・地域・特定産業分野のみ記載している。

注3) 令和4年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和5年12月末現在)

区分	国籍・地域	総数	特定産業分野別												
			介護分野	ビルクリーニング分野	素材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	食料品製造業分野	外食業分野	
総数	総計	208,425	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312	
アジア小計	アジア小計	208,170	28,328	3,505	40,054	24,416	7,514	2,513	618	387	23,847	2,668	61,082	13,238	
アジアインド	インド	230	126	0	28	1	0	54	1	0	15	0	1	4	
アジアインドネシア	インドネシア	34,253	7,411	686	5,983	2,201	1,274	216	37	73	6,743	2,141	6,574	914	
アジア韓国	韓国	246	21	0	0	0	0	0	2	9	0	0	44	170	
アジアカンボジア	カンボジア	4,664	290	133	156	690	9	46	0	3	2,294	1	980	62	
アジアシンガポール	シンガポール	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
アジアスリランカ	スリランカ	995	258	20	82	107	0	33	5	4	139	0	98	249	
アジアタイ	タイ	4,359	237	49	1,454	224	142	24	1	6	905	0	1,199	118	
アジア台湾	台湾	222	31	0	0	0	0	1	3	13	12	0	45	117	
アジア中国	中国	13,456	1,032	222	2,780	1,301	770	20	5	26	2,009	124	4,547	620	
アジアネパール	ネパール	4,430	2,282	113	31	134	0	4	22	33	563	0	140	1,108	
アジアバーレーン	バーレーン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
アジアパキスタン	パキスタン	9	2	0	1	0	0	0	2	0	2	0	1	1	
アジアバングラデシュ	バングラデシュ	285	38	14	25	73	0	5	1	5	32	0	16	76	
アジアフィリピン	フィリピン	21,364	3,497	294	3,905	2,452	4,098	815	413	26	2,495	10	2,601	758	
アジアブータン	ブータン	43	20	0	0	6	0	0	0	0	9	0	7	1	
アジアベトナム	ベトナム	110,628	7,937	1,611	24,886	16,583	1,191	1,165	93	122	8,002	389	41,883	6,766	
アジアマレーシア	マレーシア	34	9	0	0	1	0	2	0	2	2	0	5	13	
アジアミャンマー	ミャンマー	11,873	4,730	330	623	466	29	124	20	56	437	0	2,839	2,219	
アジアモンゴル	モンゴル	902	401	31	84	171	1	4	13	8	71	3	79	36	
アジアアラオス	アラオス	173	6	2	16	6	0	0	0	0	116	0	23	4	
ヨーロッパ小計	ヨーロッパ小計	183	52	12	2	17	0	6	8	10	12	1	9	54	
ヨーロッパイタリア	イタリア	15	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	10	
ヨーロッパウクライナ	ウクライナ	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
ヨーロッパウズベキスタン	ウズベキスタン	57	13	8	1	9	0	4	7	1	8	0	2	4	
ヨーロッパ英国	英国	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
ヨーロッパエストニア	エストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ヨーロッパオランダ	オランダ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
ヨーロッパカザフスタン	カザフスタン	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ヨーロッパキルギス	キルギス	35	18	1	0	8	0	0	0	2	1	0	1	4	
ヨーロッパクロアチア	クロアチア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ヨーロッパスウェーデン	スウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
ヨーロッパスイス	スイス	7	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	
ヨーロッパロシア	ロシア	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	資材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパセルビア		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパタジキスタン		2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパドイツ		4	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパハンガリー		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパフランス		19	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	12
ヨーロッパベラルーシ		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパベルギー		3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
ヨーロッパポーランド		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパポルトガル		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパルーマニア		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパロシア		19	7	0	1	0	0	0	0	2	1	0	2	6
アフリカ小計		6	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
アフリカエジプト		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカガーナ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカケニア		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカブルキナファソ		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
アフリカマダガスカル		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカモロッコ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米小計		22	8	3	0	0	0	0	0	1	1	0	1	8
北米エルサルバドル		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米カナダ		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
北米キューバ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米コスタリカ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米米		11	4	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4
北米メキシコ		6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南米小計		37	8	0	13	0	0	0	0	2	1	0	3	10
南米アルゼンチン		8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	6
南米コロンビア		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南米チリ		5	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
南米ブラジル		4	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
南米ペルー		19	5	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1
オセアニア小計		7	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0
オセアニアオーストラリア		2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
オセアニアフィジー		5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0

注1) 本表の数値は速報値である。
注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。
注3) 令和5年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人人数

(令和5年12月末現在)

区分	国籍・地域	総数	建設分野	
			素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	造船・舶用工業分野
総数	総計	37	1	6
アジア	小計	37	1	6
アジア	インドネシア	2	1	0
アジア	中国	12	0	0
アジア	フィリピン	3	0	3
アジア	ベトナム	20	0	3

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れのある国籍・地域・特定産業分野のみ記載している。

注3) 令和5年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和6年12月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	工業製品製造業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	自動車運送業分野	鉄道分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野	林業分野	木材産業分野
総数	総数	283,634	44,367	8,140	45,183	38,385	9,665	3,076	1,382	671	0	1	29,157	3,488	74,380	27,759	0	0
アジア小計	アジア小計	283,259	44,282	8,112	45,165	38,341	9,665	3,068	1,370	646	0	1	29,138	3,487	74,360	27,624	0	0
アジア	イスラエル	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
アジア	インド	404	248	1	27	3	0	70	5	17	0	0	22	0	3	8	0	0
アジア	インドネシア	53,496	12,242	1,462	7,579	3,903	1,946	308	98	147	0	0	9,382	2,888	11,753	1,788	0	0
アジア	韓国	338	28	0	1	7	0	3	6	18	0	0	0	0	51	224	0	0
アジア	アカンボジア	5,999	320	176	218	1,173	9	52	1	3	0	0	2,773	0	1,158	116	0	0
アジア	シンガポール	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
アジア	スリランカ	2,190	638	23	95	161	0	51	58	11	0	0	277	0	138	738	0	0
アジア	タイ	5,563	334	70	1,835	359	147	52	1	8	0	0	1,017	0	1,541	199	0	0
アジア	台湾	269	35	0	0	0	0	1	2	18	0	0	8	0	54	151	0	0
アジア	中国	17,645	1,103	1,210	3,282	2,139	764	26	5	37	0	0	2,389	133	5,082	1,475	0	0
アジア	トルコ	6	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
アジア	ネパール	7,003	3,602	120	32	170	0	5	205	70	0	0	640	0	175	1,984	0	0
アジア	パキスタン	8	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0
アジア	バングラデシュ	439	77	16	24	77	0	12	3	8	0	0	98	0	21	103	0	0
アジア	フィリピン	28,180	4,538	405	4,716	4,150	5,235	911	644	48	0	0	2,901	16	3,128	1,488	0	0
アジア	ブータン	45	16	0	0	5	0	0	0	0	0	0	9	0	13	2	0	0
アジア	ベトナム	132,920	8,910	1,843	26,648	25,177	1,526	1,391	190	142	0	1	8,452	449	47,492	10,699	0	0
アジア	マレーシア	45	9	0	0	6	0	3	0	3	0	0	4	0	3	17	0	0
アジア	ミャンマー	27,337	11,717	744	627	717	37	180	119	100	0	0	892	0	3,643	8,561	0	0
アジア	モンゴル	1,118	442	39	66	279	1	3	31	16	0	0	104	1	81	55	0	0
アジア	アラオス	251	21	2	14	13	0	0	0	0	0	0	168	0	22	11	0	0
ヨーロッパ小計	ヨーロッパ小計	267	58	22	1	22	0	6	7	20	0	0	14	1	16	100	0	0
ヨーロッパ	イタリア	26	3	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	1	17	0	0
ヨーロッパ	ウクライナ	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
ヨーロッパ	ウズベキスタン	72	19	13	0	10	0	2	4	5	0	0	6	0	5	8	0	0
ヨーロッパ	英国	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5	0	0
ヨーロッパ	エストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
ヨーロッパ	オーストリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパ	オランダ	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0
ヨーロッパ	バカザフスタン	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
ヨーロッパ	キルギス	35	15	1	0	12	0	0	0	3	0	0	1	0	0	3	0	0
ヨーロッパ	スウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	スペイン	15	3	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	8	0	0
ヨーロッパ	スロバキア	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
ヨーロッパ	セルビア	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
ヨーロッパ	タジキスタン	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ドイツ	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
ヨーロッパ	ハンガリー	3	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	フィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

区分	国籍・地域	総数	産業分野																
			介護分野	ビルクリーニング分野	工業製品製造業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備業分野	航空分野	宿泊分野	自動車運送業分野	鉄道分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野	林業分野	木竹産物分野	
ヨーロッパ	フランス	30	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	22	0	0	
ヨーロッパ	イタリア	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
ヨーロッパ	ベルギー	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0		
ヨーロッパ	オランダ	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0		
ヨーロッパ	ポルトガル	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0		
ヨーロッパ	ルーマニア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ヨーロッパ	ロシア	40	9	0	1	0	0	2	1	3	0	0	2	0	4	18	0	0	
アフリカ	計	17	6	2	0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	0	4	0	0	
アフリカ	アルジェリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
アフリカ	カウガンダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
アフリカ	エジプト	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
アフリカ	エチオピア	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
アフリカ	ガーナ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アフリカ	カメルーン	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アフリカ	ケニア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アフリカ	セネガル	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アフリカ	コートゴ	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アフリカ	ナイジェリア	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アフリカ	ブルキナファソ	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
アフリカ	マダガスカル	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	
アフリカ	モロッコ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北米	計	28	9	4	1	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	10	0	0	
北米	エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北米	カナダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
北米	キューバ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
北米	グアテマラ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北米	メキシコ	16	4	2	1	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	5	0	0	
南米	計	8	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	
南米	アルゼンチン	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	
南米	コロンビア	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
南米	チリ	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	
南米	ブラジル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
南米	ペルー	18	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	4	7	0	0	
オセアニア	計	21	4	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
オセアニア	オーストラリア	7	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
オセアニア	フィジー	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
オセアニア	その他	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 本表の数値は速報値である。
注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。
注3) 令和6年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

(令和6年12月末現在)

区分	国籍・地域	総数	ビルクリーニング分野	工業製品製造業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	総数	832	3	96	213	74	3	0	4	174	2	158	105
アジア小計	アジア小計	827	3	96	213	74	3	0	4	174	2	157	101
アジア	インドネシア	42	0	10	6	0	0	0	1	16	2	6	1
アジア	韓国	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
アジア	カンボジア	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
アジア	スリランカ	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
アジア	タイ	8	0	1	1	5	0	0	0	1	0	0	0
アジア	台湾	9	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	5
アジア	中国	116	0	14	41	1	0	0	0	29	0	18	13
アジア	ネパール	11	0	0	0	0	1	0	0	2	0	4	4
アジア	バングラデシュ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
アジア	フィリピン	54	1	1	3	37	0	0	0	8	0	2	2
アジア	ベトナム	558	2	70	161	31	2	0	2	106	0	118	66
アジア	マレーシア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジア	ミャンマー	11	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	4

区分	国籍・地域	総数	業種別												
			ビルクリーニング分野	工業製品製造業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野		
ア	ジ アラ オ ス	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ヨ	ー ロ ッ パ 小 計	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
ヨ	ー ロ ッ パ イ タ リ ア	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨ	ー ロ ッ パ 英 国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
北	米 小 計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北	米 米 国	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和6年12月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和7年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	工業製品製造業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	自動車運送業分野	鉄道分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野	林業分野	木材産業分野
総数	総計	333,123	54,916	7,418	51,083	43,599	10,645	3,747	1,818	1,285	10	21	34,935	3,842	84,071	35,771	0	2
アジア小計	アジア小計	332,699	54,830	7,392	51,047	43,583	10,645	3,740	1,808	1,224	10	21	34,915	3,841	84,051	35,812	0	2
アジア	イスラエル	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
アジア	インド	578	336	1	32	11	0	84	11	46	0	0	24	0	3	30	0	0
アジア	インドネシア	69,384	16,249	1,943	9,388	4,915	2,240	479	186	261	0	14	12,565	3,186	15,403	2,555	0	0
アジア	韓国	429	34	0	2	12	0	4	13	20	0	0	0	0	65	279	0	0
アジア	カンボジア	7,159	374	186	290	1,405	13	67	1	3	0	0	3,226	0	1,468	126	0	0
アジア	シンガポール	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0
アジア	スリランカ	2,990	982	56	108	188	0	59	80	11	0	0	400	0	148	958	0	0
アジア	タイ	6,212	375	77	2,057	437	161	67	0	5	0	0	1,143	0	1,685	205	0	0
アジア	台湾	285	30	0	0	0	0	1	4	19	0	0	8	0	72	151	0	0
アジア	中国	19,901	1,220	1,381	3,690	2,424	796	25	5	46	4	3	2,585	132	5,468	2,120	0	2
アジア	トルコ	11	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0
アジア	ネパール	9,329	4,713	161	38	205	0	7	301	152	0	0	707	0	172	2,873	0	0
アジア	パキスタン	9	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	1	0	0
アジア	バングラデシュ	563	117	15	29	88	0	22	2	10	0	0	147	0	29	104	0	0
アジア	フィリピン	32,396	5,122	486	5,357	4,866	5,763	1,121	800	77	0	0	3,388	19	3,554	1,843	0	0
アジア	ブータン	39	14	0	0	5	0	0	0	0	0	0	7	0	11	2	0	0
アジア	ベトナム	146,270	9,713	2,076	29,327	27,811	1,637	1,540	198	184	1	4	9,221	503	51,590	12,465	198	0
アジア	マレーシア	50	9	0	0	6	0	5	0	1	0	0	3	0	2	24	0	0
アジア	ミャンマー	35,557	15,046	963	643	868	35	253	169	362	1	0	1,184	0	4,264	11,769	0	0
アジア	モンゴル	1,191	461	44	72	302	0	5	34	23	4	0	101	1	85	59	0	0
アジア	アラオス	341	32	2	13	18	0	0	0	3	0	0	204	0	30	39	0	0
ヨーロッパ小計	ヨーロッパ小計	303	55	18	2	33	0	5	6	32	0	0	15	1	15	121	0	0
ヨーロッパ	アゼルバイジャン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
ヨーロッパ	イタリア	36	3	0	0	1	0	1	1	6	0	0	0	0	0	24	0	0
ヨーロッパ	ウクライナ	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ウズベキスタン	78	23	11	0	18	0	1	4	6	0	0	6	0	2	7	0	0
ヨーロッパ	英国	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5	0	0
ヨーロッパ	エストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
ヨーロッパ	オーストリア	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパ	オランダ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
ヨーロッパ	カザフスタン	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0
ヨーロッパ	キルギス	32	11	0	1	13	0	0	0	4	0	0	0	0	0	3	0	0
ヨーロッパ	スイス	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	スウェーデン	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
ヨーロッパ	スペイン	17	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	10	0	0
ヨーロッパ	スロバキア	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
ヨーロッパ	セルビア	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
ヨーロッパ	タジキスタン	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ドイツ	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0
ヨーロッパ	ハンガリー	4	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	工業製品製造業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	自動車運送業分野	鉄道分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野	林業分野	木材産業分野
ヨーロッパ	フィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパ	フランス	34	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	1	3	21	0	0
ヨーロッパ	ベラルーシ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
ヨーロッパ	ベルギー	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0
ヨーロッパ	ポーランド	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
ヨーロッパ	ポルトガル	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
ヨーロッパ	ルーマニア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ロシア	52	8	0	1	0	0	2	0	6	0	0	3	0	5	27	0	0
アフリカ小計		21	10	2	0	1	0	1	0	2	0	0	3	0	0	2	0	0
アフリカ	アルジェリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
アフリカ	ウガンダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
アフリカ	エジプト	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
アフリカ	エチオピア	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	ガーナ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	カメルーン	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	ケニア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	セネガル	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	トーゴ	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	ナイジェリア	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	ブルキナファソ	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	マダガスカル	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
アフリカ	モロッコ	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
北米小計		31	8	4	1	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	14	0	0
北米	カナダ	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
北米	キューバ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
北米	グアテマラ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米	パナマ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
北米	米国	18	4	2	1	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	7	0	0
北米	メキシコ	7	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
南米小計		60	12	2	13	1	0	0	1	5	0	0	0	0	5	21	0	0
南米	アルゼンチン	9	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	0	0
南米	コロンビア	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
南米	チリ	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
南米	パラグアイ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
南米	ブラジル	19	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	7	0	0
南米	ペルー	21	4	0	13	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
オセアニア小計		9	1	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	1	0	0
オセアニア	オーストラリア	4	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
オセアニア	フィジー	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 本表の数値は速報値である。
注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。
注3) 令和7年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

(令和7年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	ビルクリーニング分野	工業製品製造分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
総数	総数	3,073	5	410	561	146	73	0	17	519	11	821	510
アジア小計	アジア小計	3,064	5	410	561	146	73	0	17	519	11	820	502
アジア	インド	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アジア	インドネシア	153	0	23	12	10	2	0	2	61	10	29	4
アジア	韓国	12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	9
アジア	カンボジア	49	0	0	0	0	0	0	0	46	0	2	1
アジア	スリランカ	16	0	0	0	0	0	0	0	6	0	4	6
アジア	タイ	20	0	6	1	7	0	0	0	3	0	0	3
アジア	台湾	21	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4	14
アジア	中国	303	0	43	77	6	1	0	3	73	0	62	38
アジア	ネパール	52	0	0	3	0	1	0	1	9	0	12	26
アジア	バングラデシュ	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
アジア	フィリピン	122	1	3	5	61	22	0	0	19	0	4	7
アジア	ブータン	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0

区分	国籍・地域	総数	ビルクリーニング分野	工業製品製造分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
アジア	アベトナム	2,216	4	332	462	61	44	0	6	294	1	660	352
アジア	アマレーシア	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
アジア	アミャンマー	83	0	2	1	1	3	0	3	1	0	39	33
アジア	アモンゴル	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
アジア	アラオス	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ヨーロッパ	小計	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
ヨーロッパ	イタリア	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
ヨーロッパ	英国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
アフリカ	小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカ	カマダガスカル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米	小計	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
北米	米国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
北米	メキシコ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注1)本表の数値は速報値である。

注2)特定技能2号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3)令和7年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

91. 出入国管理及び難民認定法施行令第25条の規定により手数料の納付を要する各許可
又は交付手数料収入額の推移(令和元年度～令和6年度)

(千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在留資格の変更	1,103,168	1,680,868	1,493,088	1,385,900	1,998,148	1,636,972
在留期間の更新	3,084,712	3,560,272	3,434,888	2,874,052	3,875,192	4,533,204
永住許可	219,680	253,904	258,352	288,296	251,600	303,776
再入国許可	162,765	153,099	207,198	256,311	254,217	189,975
難民旅行証明書	230	150	210	450	530	945
就労資格証明書	9,669	7,991	6,427	5,476	6,349	5,700
在留カード任意再交付	13,142	8,030	7,714	21,310	24,723	22,173
特定登録者カードの交付再交付	1,055	7	-	1,401	12,753	12,838
合計	4,594,421	5,664,321	5,407,877	4,833,196	6,423,512	6,705,583

92. 難民の流入状況、対応状況及び認定率（昭和53年～令和6年）

本邦定住難民の推移（平成17年12月31日現在）

(1) インドシナ難民

我が国のインドシナ難民対策としては、ボート・ピープルに対する上陸の許可と海外キャンプ等からの定住受け入れがあるが、昭和53年から受け入れが終了した平成17年末までのインドシナ難民の受け入れ数は、右表のとおりである。

ボート・ピープルについては、平成元年6月に開催されたインドシナ難民国際会議の合意を踏まえ、同年9月の閣議了解により、一時庇護のための上陸の許可の審査を、いわゆるスクリーニング制度として実施してきたが、平成6年2月に開催されたインドシナ難民国際会議運営委員会において同制度が廃止されたのを受け、同年3月の閣議了解により、これを廃止し、出入国管理及び難民認定法等に基づき取り扱うこととした。

一方、インドシナ難民の定住受け入れについては、平成6年12月の閣議了解により、それまでの定住枠1万人を超えても、引き続き受け入れを行っていくこととした。

なお、ベトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う合法出国計画（ODP）に係る申請手続きについては、インドシナ三国の政情が安定して久しく、受け入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、平成15年3月14日の閣議了解に基づき、平成16年3月末日をもって申請受付を終了している。

年 別	定 住 数	内 訳				年 別 定 住 数	定 住 数 累 計
		国内の一時 滞在者	海外キャン プ滞在者	政変前入国 の元留学生	合法出国者 (O. D. P)		
53	ベトナム	3,527	1,801	625	1,420	7,373	7,373
7	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
	カンボジア	0	1,210	44	0	1,254	1,254
	小計	3,527	4,244	742	1,420	9,933	9,933
8	ベトナム	1	4	0	146	151	7,524
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
小計	1	4	0	146	151	10,084	
9	ベトナム	1	4	0	152	157	7,681
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
小計	1	4	0	152	157	10,241	
10	ベトナム	5	0	0	122	127	7,808
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	5	0	0	5	1,259
小計	5	5	0	122	132	10,373	
11	ベトナム	1	5	0	152	158	7,966
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,259
小計	1	5	0	152	158	10,531	
12	ベトナム	0	0	0	126	126	8,092
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,268
小計	0	9	0	126	135	10,666	
13	ベトナム	0	0	0	91	91	8,183
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	40	0	0	40	1,308
小計	0	40	0	91	131	10,797	
14	ベトナム	0	6	0	129	135	8,318
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,317
小計	0	15	0	129	144	10,941	
15	ベトナム	1	0	0	136	137	8,455
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,326
小計	1	9	0	136	146	11,087	
16	ベトナム	0	6	0	126	132	8,587
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	12	0	0	12	1,338
小計	0	18	0	126	144	11,231	
17	ベトナム	0	0	0	69	69	8,656
	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	19	0	0	19	1,357
小計	0	19	0	69	88	11,319	
合計	ベトナム	3,536	1,826	625	2,669	8,656	8,656
	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
	カンボジア	0	1,313	44	0	1,357	1,357
	合計	3,536	4,372	742	2,669	11,319	11,319

(2) 第三国定住受入難民

我が国の第三国定住による難民の受入れについては、平成20年12月16日付け閣議了解等に基づきタイのメーラ・キャンプ等に滞在するミャンマー難民を、パイロットケースとして年に1回約30人（家族単位）、5年にわたり受け入れることとされ、平成22年度から平成26年度までに18家族86人を受け入れた。

また、平成26年1月24日付け閣議了解及び同日付け難民対策連絡調整会議決定に基づき、平成27年度からは、マレーシアに滞在するミャンマー難民を受け入れることとなり、平成27年度には6家族19人を、平成28年度には7家族18人を、平成29年度には8家族29人を、平成30年度は5家族22人を、令和元年度は6家族20人を受け入れた。

さらに、令和元年6月28日に上記閣議了解を一部変更し、同変更等により、令和2年度以降の受入れから受入対象や受入人数等の範囲を拡大した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の社会的な状況等を踏まえて受入れの延期等を余儀なくされ、受入れには至らなかったが、令和3年度は4家族6名、令和4年度は36家族50名、令和5年度は32家族55名、令和6年度は13家族27名を受け入れた。

(3) 難民

難民条約上の難民として申請した数やその処分状況は、次のとおりである。

(令和6年12月31日現在)

年別	区分	申請数	処 理 数			未処理数	認 定 率
			認 定	不 認 定	取 下 げ		
昭和57年~平成30年		71,168	750(136)	48,114	7,182	15,317	1.5%
令和元年		10,375	44(1)	4,936	2,152	18,562	0.9%
令和2年		3,936	47(1)	3,477	1,916	17,061	1.3%
令和3年		2,413	74(9)	4,196	1,889	13,324	1.7%
令和4年		3,772	202(15)	5,418	1,632	9,860	3.6%
令和5年		13,823	303(14)	5,045	2,850	15,501	5.7%
令和6年		12,373	190(14)	5,117	3,084	19,500	3.6%
合 計		117,860	1,610(190)	76,303	20,705	—	2.1%

(注) () 内は、不認定となった者が不服申立てをした結果認定されたもので、内数である。

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

(注) 難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者が、令和5年に2人、令和6年に45人いる(不認定者の内数。)

(4) 補完的保護対象者

入管法上の補完的保護対象者として申請した数やその処分状況は、次のとおりである。

(令和6年12月31日現在)

年別	区分	申請数	処 理 数			未処理数	認 定 率
			認 定	不 認 定	取 下 げ		
令和5年		678	0(0)	0	0	678	—
令和6年		1,273	1,616(0)	5	33	297	99.7%

(注) () 内は、不認定となった者が不服申立てをした結果認定されたもので、内数である。

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

(5) 難民及び補完的保護対象者の合計

入管法上の難民等として申請した数やその処分状況の合計は、次のとおりである。

(令和6年12月31日現在)

年別	区 分	申 請 数	処 理 数			未処理数	認 定 率
			認 定	不 認 定	取 下 げ		
令和5年		14,501	305	5,045	2,850	16,179	5.7%
令和6年		13,646	1,851	5,122	3,117	19,797	26.5%

(注) 難民認定申請をした者のうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定したものについては、認定と不認定に重複して計上している。

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

93. 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成27年～令和6年）、難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成27年～令和6年）、審査請求の平均処理期間（令和6年）

(1) 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成27年～令和6年）

難民認定申請から認定・不認定の処分とした事案（一次審査）の平均処理期間は、平成27年においては約8月、平成28年においては約9月、平成29年においては約10月、平成30年においては約1年1月、令和元年においては約1年5月、令和2年においては約2年1月、令和3年においては約2年8月、令和4年においては約2年9月、令和5年においては約2年2月、令和6年においては約1年10月である。

(2) 難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成27年～平成29年）

難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間は、平成27年においては約2年11月、平成28年においては約2年5月、平成29年においては約2年4月である。なお、平成30年以降、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(3) 審査請求の平均処理期間（平成30年～令和6年）※審査請求が行われてから審査請求に対する裁決までの平均処理期間

審査請求の平均処理期間は、平成30年においては約18.0月、令和元年においては約17.9月、令和2年においては約26.8月、令和3年においては約20.9月、令和4年においては約13.3月、令和5年においては約9.9月、令和6年においては約12.6月である。

94. 国籍（出身地）別外国人留学生、就学生及び留学生のうち国内に就職した者の数の推移（平成27年～令和6年）

地域	国籍ないし 出身地	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
ア	中国・本土	8,347	9,847	11,039	10,326	10,886	11,580	10,933	9,331	10,182	13,952	14,511	120,934
	中国・台湾	514	649	689	810	1,065	1,259	927	672	740	1,075	1,258	9,658
	中国・香港	51	61	61	70	93	143	156	139	193	374	414	1,755
	香港(英国系)	2	6	1	4	5	12	12	12	9	43	52	158
	韓国	1,234	1,288	1,422	1,487	1,575	1,663	1,376	1,117	1,212	1,558	1,688	15,620
	マレーシア	161	176	164	181	237	294	293	293	247	334	261	2,641
	タイ	171	200	238	239	298	300	245	225	254	355	445	2,970
	インドネシア	124	147	214	253	362	469	540	608	672	1,088	1,331	5,808
	フィリピン	65	126	168	230	319	447	458	411	501	504	688	3,917
	インド	82	90	116	136	186	287	315	251	348	427	401	2,639
	ブルネイ						3	4		2	5	3	17
	バングラディシュ	69	64	90	110	233	467	501	542	711	651	685	4,123
	シンガポール	16	18	22	26	27	31	35	32	27	39	35	308
	パキスタン	28	26	34	33	45	56	76	82	86	136	223	825
	ミャンマー	129	160	183	212	348	593	672	614	719	713	1,228	5,571
	アフガニスタン		6	2	7	12	5	5	8	14	20	18	97
	イラン		1	3	1	1	4	6		3	4	1	24
	サイウジアラビア	18	21	19	14	30	31	19	26	30	31	34	273
	ネパール	1	10	21	14	16	10	9	15	11	4	5	116
スリランカ	278	503	1,167	2,026	2,934	3,591	3,552	4,403	5,769	5,996	3,909	34,128	
トルコ	87	121	177	242	432	704	1,145	1,477	1,347	855	845	7,432	
ラオス	17	20	11	26	20	28	32	37	38	33	52	314	
ベトナム	12	9	6	10	8	16	11	9	10	23	30	144	
シリア	611	1,153	2,488	4,633	5,244	7,030	6,582	6,885	8,406	10,343	8,484	61,859	
イスラエル	4	5	7	11	8	7	14	8	14	20	20	118	
レバノン	1	2	7	5	5	4	6	5	2	7	11	55	
ヨルダン			1	1	3	6	5	2	4	1	6	3	32
ブータン					14	101	44	38	37	16	8	8	258
カンボジア	22	18	25	36	24	34	55	55	65	73	69	476	
モルゴ	98	99	146	197	275	320	314	296	324	465	571	3,105	
その他	17	7	2	4	12	11	12	15	12	36	33	161	
アジア小計		12,159	14,834	18,524	21,347	24,720	29,506	28,354	27,612	31,988	39,188	37,321	285,553
北米		164	147	164	180	199	240	201	239	185	344	370	2,433
カナダ	30	19	33	30	25	29	38	44	37	59	61	405	
北米小計		194	166	197	210	224	269	239	283	222	403	431	2,838
ブラジル	26	26	18	22	38	49	39	32	39	56	93	438	
メキシコ	22	14	25	31	29	38	30	37	44	77	85	432	
コスタリカ		3	1	5	4	1	3	4	4	3	2	30	
ペルー	10	8	7	3	4	9	14	8	11	16	17	107	
ベネズエラ	8	5	2	5	7	8	5	6	5	7	7	65	
ウルグアイ						1		1				1	3
ドミニカ		1	1	2	3	1	1					8	8
ジャマイカ		1	1	1	1	1	1	1	4	1	3	15	
アルゼンチン	2	6	8	5	10	10	13	6	8	21	16	105	
ペリウ												1	1
ボリビア		2	3	3	3	4	4	1	1	1	2	23	
パラグアイ			1	4	6	6	2	2	3	3	3	21	
チロニア	13	5	8	13	9	16	11	14	12	17	30	148	
ホンジュラス	1	7	4	5	9	5	7	11	14	17	16	96	
その他	6	10	6	2	3	2	2	2	1	1	1	12	
中南米小計		88	88	85	109	133	175	149	138	155	243	308	1,671
オーストラリア	21	22	15	30	34	25	25	24	30	51	44	321	
ニュージーランド	8	14	7	7	14	6	18	2	6	11	22	115	
フィジー		3	2	6	3	4	4	2	8	8	5	45	
アトリン	6	1	5	1	3	7	4	4	4	6	7	48	
ソロモン												4	4
その他	2	3	1	1	1	1	3	5	4	6	3	29	
オセアニア小計		37	43	30	44	55	43	54	37	52	82	85	562

地域	国籍ないし 出身地	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
ヨ	フランス	56	54	88	99	91	89	90	94	86	183	165	1,095
	スウェーデン	19	20	25	30	36	28	19	13	14	23	12	239
	ドイツ	19	28	31	29	22	35	51	27	41	52	50	385
	ベルギー	8	8	6	5	11	7	9	10	7	26	10	107
	英国	33	41	31	45	46	37	40	51	78	86	78	566
	イタリア	40	56	71	47	65	85	89	59	59	114	135	816
	オランダ	3	11	7	6	9	14	9	4	9	13	14	99
	スイス	9	8	8	12	7	12	7	7	12	8	18	108
	フィンランド	6	10	12	8	10	8	7	6	10	12	6	95
	ブルガリア	4	3	5	3	7	8	5	4	6	8	6	59
	ロシア連邦	50	64	72	81	111	126	92	116	128	231	315	1,386
	デンマーク	3	4	1	0	3	1	1	4	3	3	2	25
	ポーランド	9	9	8	11	9	13	10	10	4	16	9	108
	スペイン	32	25	42	48	43	44	31	33	34	80	70	482
	ハンガリー	7	4	4	11	10	5	8	6	6	14	6	81
	チェコ	2	3	2	2	7	1	4	5	3	3	3	33
	ポルトガル	2	5	5	6	7	6	7	5	6	12	10	71
	ルーマニア	14	7	6	5	6	9	3	10	4	7	5	76
	ウクライナ	17	7	10	16	19	27	9	13	11	26	10	165
アゼルバイジャン			1	3	2	5	3	4	2	5	10	38	
アイルランド	3		1	1	3	3	1	3	1	6	6	28	
オーストリア	4	2	3	5	4	7	3	5	4	7	4	44	
ジョージア			2	0	3	1	3	1	1	1	1	11	
ギリシャ			3	3	3	4	1	4	1	3	6	34	
アルバニア				0	2	1	4	2	1	1	1	10	
ルウェー	2	2	4	2	10	6	3	5	4	9	6	53	
アルメニア				1	2	1	1	2	2	2	2	10	
クロアチア			4	4	1	1	1	1	2	1	1	14	
スロバキア			1	2	3	5	3	2	2	2	2	23	
カザフスタン	2	10	5	6	7	9	8	15	11	20	18	111	
エストニア		2	1	1	2	3	1	3	4	1	1	17	
アイスランド			1	1	1	4						8	
ルクセンブルグ				0	2	1	1	2	2	6	1	12	
キルギス			4	2	14	10	16	10	15	26	15	132	
ベラルーシ			1	6	4	4	1	8	10	13	10	57	
ウズベキスタン	13	16	31	58	82	111	123	108	132	186	270	1,130	
タジキスタン			3	1	4	2	10	6	5	15	7	53	
その他	28	14	10	14	18	18	13	13	17	15	19	179	
ヨーロッパ小計		385	428	501	584	668	754	685	668	755	1,225	1,307	7,960
ア	ガーナ	2	6	7	6	17	6	13	18	11	23	22	131
	コートボワール			1	2	1	3	3	1	5	4	8	31
	チュニジア	3	4	6	6	3	6	5	9	3	10	5	60
	コンゴ				1	0	2	1	1	1	1	1	6
	エチオピア	4	1	3	0	5	2	3	9	6	10	43	
	スーダン			1	2	3	1	7	2	6	1	11	35
	エジプト	15	15	10	24	26	34	25	32	31	33	34	279
	ナイジェリア	9	5	4	7	9	22	13	28	34	26	53	210
	セネガル		11	10	8	13	11	11	16	16	12	15	123
	ケニア	9	13	12	10	10	29	14	21	17	24	19	178
	リビア			1	3	3	1	2	1	2	1	1	10
	ガメルーン		6	4	2	6	9	12	28	14	18	19	118
	ザンビア			1	0	1	1	2	4	6	7	2	24
	マダガスカル		2	4	1	2	5	3	7	5	4	4	37
	タンザニア			2	2	3	2	4	6	4	3	7	43
	アルジェリア	7	8	4	5	2	1	3	6	3	8	5	52
	コンゴ民主共和国		4		3	2	4	1	4	1	4	7	27
	南アフリカ	2		1	2	3	3	8	6	6	2	9	42
	シエラ・レオネ				1				1	1	1	4	7
モロッコ	4	2	5	7	6	17	9	9	7	4	8	78	
その他	39	17	19	30	30	43	67	36	56	65	68	470	
アフリカ小計		94	98	98	122	142	199	206	233	240	259	307	1,998
無国籍又は不詳		1			3		1	2	3	3	7	20	
合計		12,958	15,657	19,435	22,419	25,942	30,947	29,689	28,974	33,415	41,400	39,766	300,602

(注)令和5年から在留資格「特定技能」へ変更した者を含む。

95. 在留カード常時携帯義務違反事件数の推移（平成27年～令和6年）

年	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員
平成27年	66	—	68
平成28年	23	—	20
平成29年	13	—	13
平成30年	20	—	20
平成31年／令和元年	20	—	21
令和2年	24	—	24
令和3年	22	—	21
令和4年	25	—	25
令和5年	30	—	26
令和6年	44	—	35

注1 通常受理人員と処理人員の合計が一致しないのは、移送等の中間処分や処分未済による。

注2 平成21年に、外国人登録制度の廃止等を内容とする出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が成立し、同法が平成24年に施行されたため、上表の数値には、外国人登録証常時携帯義務違反人員は含まれていない。

96. 送還忌避者の推移、送還忌避者のうち被收容者、被監理者、被仮放免者、仮放免逃亡者のそれぞれの推移（平成27年～令和6年）
（単位：人）

	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末
送還忌避者数（総数）	4,008	4,038	3,958	3,510	3,228	3,103	3,224	4,233
うち被收容者	290	313	576	681	649	248	79	87
うち被仮放免者	3,606	3,555	3,106	2,501	2,217	2,440	2,546	2,736
うち手配者（逃亡者）	112	170	276	328	362	415	599	1,410

(注1) 被收容者数については、平成27年から平成30年までは、全ての入管收容施設に收容中の者であって、退去強制令書に基づく收容期間が6月以上のものを計上。令和元年から令和4年は、收容期間にかかわらず、全ての入管收容施設に收容している被收容者であって、退去強制令書発付後に本邦からの退去を拒んでいる被收容者を計上。

(注2) 被仮放免者数については、平成27年から令和元年までは、退去強制令書発付後仮放免許可を受けている者の総数を計上。令和2年から令和4年までは、退去強制令書発付後仮放免許可を受けている者のうち、帰国希望者を除いたものを計上。

送還忌避者の推移については、令和5年の入管法改正のために令和4年末までの数値を特別に集計したものであり、令和5年以後の数値については集計していないためお答えすることは困難である。

他方、入管庁は、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」において、令和6年末時点における入管法違反外国人のうち、「被退令收容者数」、「被退令監理者数」及び「被退令仮放免者数」の合計を「退去強制が確定した外国人数」として公表している。

不法滞在者ゼロプランにおいて公表した令和6年末における「退去強制が確定した外国人数」は、3,122人であり、このうち被退令收容者数が461人、被退令監理者数が213人、被退令仮放免者数が2,448人である。

97. 司法書士・土地家屋調査士数の推移（平成28年～令和7年）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
司法書士	22,220	22,519	22,652	22,775	22,777	22,874	23,054	23,121	23,334	23,500
土地家屋調査士	17,020	16,873	16,737	16,526	16,390	16,186	15,964	15,756	15,537	15,453

※ いずれも12月末日現在である。

98. 日本の法曹人口及び各法曹一人当たりの国民数

国名	人口 (単位 千人)	裁判官 (単位 人)	検察官 (単位 人)	弁護士 (単位 人)	法曹人口合計 (単位 人)	各1人当たりの国民数 (単位 人)			
						裁判官	検察官	弁護士	法曹全体
日本	123,397	3,020 (3,826)	1,889 (2,768)	46,974	51,883 (53,568)	40,860 (32,252)	65,324 (44,580)	2,627	2,378 (2,304)

(注) () 内の数字は、裁判官にあつては簡裁判事を加えた裁判官数を、検察官にあつては副検事を加えた検察官数を計上したもの。

(注) 人口は総務省統計局による令和7年4月1日現在の数である。

裁判官数、検察官数は令和7年度の定員である。

弁護士数は令和7年4月1日現在の正会員数（日本弁護士連合会調べ）である。

(注) 各一人当たりの国民数は、人口を、裁判官・検察官・弁護士・法曹人口合計の各数で除したもの（単位未満は四捨五入）。

99. 法教育における取組の実施状況と関係予算（令和8年度）

1 法教育における取組の実施状況

法教育における取組に関し、まず、学校現場における法教育を実践するための支援として、法教育教材について、小学生・中学生・高校生向けの冊子教材及び小学生・中学生向けの視聴覚教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、具体的な法教育授業の実践例として、モデル授業例を法務省ホームページで公開している。このほか、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けリーフレットの作成・配布やデジタルコンテンツ化、小学校、中学校及び高等学校の各段階に応じた、刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材を作成している。

また、法教育の担い手の育成として、令和元年度以降、教員の指導力向上や法教育教材の活用方法の習得等を目的とした「法教育セミナー」を開催し、令和6年度以降はその対象を教職課程の大学生に拡大するなどして、より早い時期からの法教育の担い手の育成に取り組んでいる。

さらに、令和7年度は、学校現場における法教育の実施状況の把握やその取組を更に支援するための方策を検討するため、小学校における法教育の実践状況に関する調査を実施し、その結果について法務省ホームページで公開している。

令和8年度は、法教育セミナーの開催場所を地方に展開するなど開催方式について検討するほか、中学校における法教育の実践状況に関する調査を実施する予定である。

2 令和8年度関係予算（案）

10,464千円

100. 裁判員制度啓発推進費（交通広告経費、シンポジウム開催経費、広報ポスター・パンフレット等制作経費、広報ビデオ制作経費、各検察庁広報活動経費等）及び裁判員制度広報経費の予算及び執行額とその内訳（令和8年度）

法務省における令和8年度裁判員制度広報経費について

■ 予 算 （案） 額

3百万円

※執行額については、年度開始前であるため、計上していない。

101. 裁判員裁判対応・実施経費の予算及び執行額とその内訳(令和8年度)

令和8年度

■ 予 算 (案) 額 17百万円

(内訳)

○ 庁費 (裁判員裁判対応経費) 1百万円

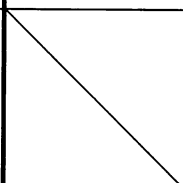
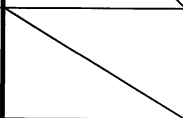
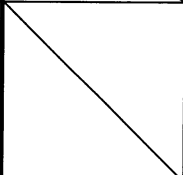
○ 旅費 (裁判員裁判対応旅費) 16百万円

※ 執行額については、年度開始前であるため、計上していない。

102. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和8年2月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年4月10日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。	/	【最高裁判所から別途回答】
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		【最高裁判所から別途回答】
三 当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際し、これまでに付されてきた附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。		【最高裁判所から別途回答】
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	<p>法曹の質に関しては、令和4年3月に「法曹の質に関する検証結果報告書」を、令和7年3月に「第2回法曹の質に関する検証結果報告書」を法務省ホームページにて公表したところである。</p> <p>附帯決議を踏まえて、次回の法曹の質に関する調査・検証に向けて必要な検討を進めているところである。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で、裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働	措置済み（令和7年）	<p>（法務省・文部科学省）</p> <p>法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目</p>

<p>環境を整えること。</p>		<p>的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和7年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>
<p>六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。</p>		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。</p>		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>八 国民に身近で利用しやすい司法の実現という観点から、地域の実情に即した裁判所へのアクセスの向上を図るため、地域の人口及び交通事情の変化や事件数の動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況等を踏まえつつ、適切な人的・物的体制の整備に努めること。</p>		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>

○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年5月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見について必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となろうとする者から援助を受けられるよう配慮するとともに、本法施行後三年を目途にその進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うほか、電磁的記録である書類の電磁的方法による授受について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切替等の検討を進めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>(法務省・海上保安庁) 令和7年11月18日付けで法務省と日本弁護士連合会との間で、オンラインによる外部交通の実施に関する申合せを締結し、令和7年度中に、9道県の計13地域でオンラインによる外部交通の運用を開始することとされ、順次運用を開始している。 引き続き、日本弁護士連合会等と協議し、取組を進める予定である。 電磁的記録である書類の電磁的方法による授受については、使用する機器の通信機能の制限や同機器による自傷他害行為を防止する観点、罪証隠滅の防止や規律秩序の維持のための検査を適切に行う観点などから、特別な対応が必要となるところ、関係機関との協議を進め、設備整備上の課題を含めて運用上の検討を行っている。 法制化の必要性については、今後、前記取組の進捗状況に応じて、必要な検討を行う予定である。 【警察庁から別途回答】</p>
<p>二 検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響を遮断して行われるよう配慮すること。また、ビデオリンク方式による勾留質問は、被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜査機関の影響を遮断して行われるよう配慮すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>ビデオリンク方式による弁解録取に係る改正の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。 今後、ビデオリンク方式による弁解録取に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、適切に周知する予定である。 【最高裁判所から別途回答】</p>

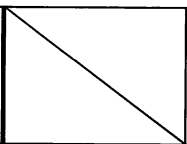
<p>三 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>ビデオリンク方式による証人尋問等に係る改正の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。</p> <p>今後、ビデオリンク方式による証人尋問等に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、適切に周知する予定である。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>四 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、犯罪事実との関連性の認められるものをできる限り具体的に特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように厳格に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知徹底すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報や犯罪事実と関連性のない個人情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うとともに、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>電磁的記録提供命令により収集された情報の適正な管理を含めた電磁的記録提供命令の適切な運用に向けて検討を行うなど必要な準備を進めている。</p> <p>また、電磁的記録提供命令の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。</p> <p>今後、電磁的記録提供命令に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、関係者に対して適切に周知する予定である。</p> <p>【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>五 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示すること。また、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することとならないよう、適切に対処するよう周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>電磁的記録提供命令の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。</p> <p>今後、電磁的記録提供命令に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、関係者に対して適切に周知する予定である。</p> <p>【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>六 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>秘密保持命令の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。</p> <p>今後、秘密保持命令に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、関係者に対して適切に周知する</p>

		<p>予定である。</p> <p>【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
七 電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。	措置済み（令和7年）	<p>電磁的記録文書等偽造罪に係る規定の施行の際、本項目の内容について、関係者に対して周知済みであり、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応しているものと承知している。</p> <p>【警察庁から別途回答】</p>
八 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。	検討中	<p>本法の施行（令和9年3月31日までの間において政令で定める日）に合わせて、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とすることや、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めることについて、日本弁護士連合会等と協議しながら、検討を進めている。</p>
九 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。	措置済み（令和7年）	<p>電磁的記録文書等偽造罪に係る規定の施行の際、本項目の内容について、関係者に対して周知済みであり、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応しているものと承知している。</p> <p>【警察庁から別途回答】</p>
十 捜査機関が収集した証拠に犯罪事実と関連性のない個人情報等が含まれる場合においては、捜査機関において当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。	措置済み（令和7年）	<p>電磁的記録文書等偽造罪に係る規定の施行の際、本項目の内容について、関係者に対して周知済みであり、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応しているものと承知している。</p> <p>【警察庁から別途回答】</p>
十一 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>
十二 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、特に留意すること	措置済み（令和7年）	<p>電磁的記録文書等偽造罪に係る規定の施行の際、本項目の内容について、関係者に対して周知済みであり、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応しているものと承知している。</p> <p>【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>

<p>十三 改正法の施行に必要となるシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないように、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、継続的な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>本法の施行に向けて、厳格なセキュリティ水準の確保、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な対策、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に配慮しつつ、必要な検証・試験運用を行った上でシステムの運用を開始することができるよう、開発を進めている。また、本法の施行に向け、検察庁職員に必要な研修を行い、そのデジタルリテラシー向上につなげることとしている。 【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>十四 刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、裁判所を始めとする関係機関に必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>本法の施行に向けて、刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めることとしている。 【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>十五 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に参与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。</p>	<p>検討中</p>	<p>本法の施行に向けたシステムの開発にあたっては、今後の更なるデジタル化の進展に対応可能なものとなるよう配慮し、デジタル化による刑事手続の一層の効率化等に向けた所要の措置が可能となるよう検討を進めている。 【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>十六 政府は、本法による改正後の刑事訴訟法その他の法律の規定の施行状況や施行後における情報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえて、個人情報保護の必要性や被疑者及び被告人の防御権、犯罪被害者等の名誉・プライバシー等を重視しつつ、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>検討中</p>	<p>今後、本法による改正後の刑事訴訟法等の施行状況や施行後における情報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえ、本項目の趣旨に鑑み、必要に応じ、所要の措置を講ずる予定である。 【警察庁から別途回答】</p>

○民事裁判情報の活用の促進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年5月22日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。</p>	<p>検討中</p>	<p>民事裁判情報管理提供業務を行う指定法人の指定に係る公募手続を行っている。</p> <p>民事裁判情報管理提供業務を行う法人の指定に当たっては、公開予定の公募要領において、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を行う体制その他民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施に関する事項並びに情報漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎その他保有民事裁判情報の安全管理に関する事項について説明した書類を提出させることとし、これらの書類に基づき厳正かつ公平な審査を行う予定である。</p> <p>指定後においても、民事裁判情報の性質に鑑み、業務規程並びに事業計画及び収支予算の認可や業務の委託先の承認等を適切に行うことで、再委託先を含めた情報の厳格な管理とプライバシー保護への配慮を徹底させるとともに、目的外利用を行わないよう指定法人に対して必要な監督を継続して実施していく予定である。</p>
<p>二 仮名加工民事裁判情報等の提供料金については、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施のために必要な経費を勘案しつつ、利用者にとって過度な負担とならないよう配慮すること。</p>	<p>検討中</p>	<p>民事裁判情報管理提供業務を行う法人の指定に係る申請書類の審査や指定後の業務規程の認可を通じて、本制度の趣旨と利用者にとって過度な負担とならない提供料金設定のバランスを考慮し、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施に必要な経費を勘案しつつ、提供料金の設定について適切に対応していく予定である。</p>

<p>三 先例的価値及び社会的関心の高い判例情報を幅広く国民に提供することが本法の施行後も引き続き重要であることに鑑み、現在行われている裁判所ウェブサイトにおける判例情報の提供について、今後とも更に適切な運用に努めること。</p>		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>四 附則第五条に基づく五年経過後の検討を行うに当たっては、諸外国における判例情報の公開に関する法制の動向等も勘案し、民事裁判情報の確実かつ安定的な公開のために必要な体制の在り方について検討を行うこと。</p>		<p>未着手</p>

○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議
(令和7年5月29日)

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証するとともに、その結果を踏まえ、一般債権者保護の実効性向上のための破産財団等への超過分の金銭の組入範囲の在り方や、組入対象財産の保全対策の一層の強化に向けた仕組みの検討を行うこと。また、破産財団等への組入対象財産を確実に保全するための譲渡担保権設定者等による担保請求の円滑な実施に向けた支援など制度の実効性を確保するために必要な措置等を検討すること。併せて、労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ、未払賃金立替払制度の実効性確保に向けた立替払額の見直し等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ILO第百七十三号条約の早期批准に向けて検討に努めること。</p>	<p>(法務省)(厚生労働省) 検討中</p>	<p>(法務省) 令和8年1月時点では譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（以下「譲渡担保法」という。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）はいずれも未施行であるため、組入義務などの新たな制度については、その施行後に、運用の状況を注視していくこととしている。企業の倒産時における労働債権の優先順位の問題については、倒産局面におけるその満足の状況等についての実態調査を行うことを検討しており、その結果も踏まえて必要な検討を行うこととしている。 (厚生労働省) ILO第百七十三号条約については、条約において、例えば3ヶ月以上の労働債権について、税や社会保険等の債権よりも高い優先順位とすることが求められていると認識しており、本条約の締結については、国内法制との整合性等の観点から、なお慎重な検討が必要であると考えているが、引き続き検討に努めていく。</p>
<p>二 動産及び債権譲渡の対抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、法務局を始めとする関係行政機関に必要な体制の整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策について、オンライン申請において利用可能な電子証明書の種類を拡大することなども視野に、施行に向けて政省令等の検討を進めている。</p>

<p>三 本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。</p>	<p>一部措置済み</p>	<p>法務省ホームページにおいて譲渡担保法及び整備法の概要を紹介しているほか、金融機関や事業者団体等に対して両法の趣旨や内容を解説したリーフレットを配布するなどの周知広報を予定しており、附帯決議の趣旨を踏まえ、両法施行に向けた適切な準備に努めることとしている。</p>
---	---------------	--

○更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年12月2日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 保護司の減少傾向や高齢化の流れに対処するための改正法の趣旨を踏まえ、今後とも必要に応じ報酬制の導入を検討するなど、引き続き保護司の量及び質の一層の拡充のための取組を進めること。	一部措置済み (令和7年)	引き続き、保護司の意見を丁寧に向いながら、保護司の適任者確保や、保護司の経済的負担の軽減方策の検討を含めた活動環境の整備など、幅広い世代かつ多様な方に保護司として活躍いただくための取組を推進する。
二 保護司の活動を充実・強化するためには、保護司の経済的な負担軽減が不可欠であることから、国において、保護司実費弁償金の対象となる範囲をその職務範囲に見合ったものとなるよう適切に定めるとともに、必要な予算を確保するよう努めること。	一部措置済み (令和7年)	令和8年度予算政府案においては、保護司実費弁償金に係る予算について約36百万円の増額が盛り込まれたところ。 引き続き、保護司の経済的負担の実態把握を進めるなどし、必要な保護司実費弁償金の確保に努める。
三 保護司が安全・安心に活動を継続していくことができるよう、国は、保護観察対象者の特性に応じて保護観察官の直接担当とすることや、保護司複数指名制を適切に活用するほか、地方公共団体との連携を緊密に行い、更なる安全・安心のための対策強化に向けた取組の推進に努めること。	一部措置済み (令和7年)	令和8年度予算政府案において、保護司複数指名制の積極的な活用に必要な経費を始めとした保護司実費弁償金に係る予算の増額（約36百万円）が盛り込まれたところ。 引き続き、保護司の安全確保及び活動環境の整備等のため、保護観察官の直接関与の強化、保護司複数指名制の積極的な活用、地方公共団体の協力を得た自宅以外の面接場所の確保等に取り組む。
四 保護司が保護区の区域外においても職務を行うことができることとされたこと等を踏まえ、今後ともデジタル技術の活用や、更生保護サポートセンターの増設及び利用時間帯の拡大、地方公共団体と連携した適切な面接場所の確保など、保護司活動の一層の利便性の向上のための取組を進めること。また、これに伴い、保護司等が保護観察対象者との面接時にオンライン又は公の施設等を利用する際は、そのプライバシーの保護に十分に配慮すること。	一部措置済み (令和7年)	引き続き、保護司専用ホームページやウェブ会議サービスといったデジタル技術の活用を促進するとともに、保護区外の更生保護サポートセンターの活用も含めた保護司の活動場所の充実を図り、保護司活動の一層の利便性の向上に努める。 また、保護観察対象者等のプライバシーの保護について、引き続き、保護司等に対する研修の充実等に努める。

<p>五 社会奉仕の精神に基づく保護司の活動を広く国民に周知させ、犯罪の予防のための保護司の意義について世論の啓発に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>“社会を明るくする運動”や保護司セミナー等を通じて、保護司やその活動の意義の周知に努めてきたところ。引き続き、一層の国民の理解が得られるよう取り組んでいく。</p>
<p>六 保護観察対象者の抱える問題が複雑多様化する中、保護観察官は、高い専門性を生かして保護観察処遇等に当たっており、保護司活動をサポートするほか、その安全確保策を進めるに当たっても極めて重要な役割を担っていることから、再犯リスクの分析・評価能力や医療や福祉などの専門的支援が必要な事案等への対応能力の向上を図るための研修の充実など、その職務の遂行に必要な専門性の一層の強化を図るための取組を進めること。あわせて、保護観察官の増員について、引き続き必要な措置を講ずるよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価を含むアセスメント能力や専門的支援が必要な事案等への対応能力の向上を図るための保護観察官を対象とした研修を実施するとともに、保護観察官が積極的に地域に出向くなどして保護司活動のサポートや関係機関等との連携確保を図っているところである。引き続き、それらの取組を進めることにより、保護観察官の専門性の一層の強化を図るとともに、関係機関等とも連携しながら専門性を生かした保護観察処遇の充実を図る。 また、保護司の安全確保策や再犯防止対策の強化を図るため、保護観察官について、必要な人的体制の整備に努める。</p>
<p>七 保護司と保護観察官、更生保護施設その他関係機関との緊密な連携を確保し、情報共有体制の強化に努め、保護観察対象者の改善更生に向けた必要な支援や環境調整を適切な時期に実施するよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>保護観察官が積極的に地域に出向くなどして、保護司活動のサポートや更生保護施設を含む関係機関等との連携確保及び情報共有体制の強化を図っている。引き続き、保護観察対象者が改善更生に必要な支援を適切な時期に受けられるように、生活環境の調整の充実や関係機関等との連携確保及び情報共有体制の強化に努める。</p>

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月4日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	措置済み（令和7年）	<p>法曹の質に関しては、その法的活動が、利用者や関係者からどのように評価されているかという観点から調査・分析し、その検証結果（第2回法曹の質に関する検証結果報告書）について、法務委員会委員に資料配付するとともに、法務省ホームページで公表した（なお、令和7年の本法律改正においても、同様の附帯決議が付されており、引き続き、次の調査・検証に向けて必要な検討を進めている。）。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
	措置済み（令和6年）	<p>（法務省・文部科学省）</p> <p>法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和6年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>

○総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月11日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた犯罪被害人等支援弁護士制度に係る業務を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算の確保及び体制の整備に努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和7年）</p>	<p>改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、早期に円滑かつ充実した運用を開始できるよう、必要な予算の確保及び体制の整備について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。</p> <p>関係規程の整備、担い手となる契約弁護士等の確保、周知広報及び関係機関・団体との連携強化等、犯罪被害人等支援弁護士制度の運用開始に向けた必要な予算の確保及び体制整備等を行った。</p> <p>本制度については、令和8年1月13日に運用が開始されたところであり、引き続き、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、充実した運用ができるよう、必要な体制の整備及び予算の確保に努めていく。</p>
<p>二 犯罪被害人等が、適切な支援を利用し、迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨並びに関係府省庁及び法テラスが実施する犯罪被害人等支援施策の全体像について十分な周知広報に努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和7年）</p>	<p>改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、援助を必要とする犯罪被害人等に対し迅速かつ円滑に援助を行うことができるよう、改正法の施行に向けた効果的かつ効率的な周知広報の在り方について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。</p> <p>犯罪被害人等支援弁護士制度の概要や運用開始を周知するための広報資料を作成し、法務省及び法テラスのホームページ等において公開するとともに、関係機関に対し、同制度の周知広報に関する協力依頼を行った。</p> <p>引き続き、援助を必要とする犯罪被害人等に対し迅速かつ円滑に援助を行うことができるよう、各種広告媒体も活用しながら、十分な周知広報に努めていく。</p> <p>【警察庁から別途回答】</p>

<p>四 あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するため、全国的なバランスを踏まえながら、犯罪被害者等支援業務を行う契約弁護士等の数及び質の確保に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>犯罪被害者等支援弁護士制度の運用開始に向け、担い手となる契約弁護士等の確保を進めた。 引き続き、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、関係機関・団体とも連携しながら、契約弁護士等の十分な確保に努めていく。</p>
<p>五 犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を速やかに実現するため、本法の運用に係る政省令の策定等に向けた取組を直ちに行うこと。</p>	<p>措置済み</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、改正法の運用に必要となる事項を定める「総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和7年政令第319号)」、「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第320号)」及び「総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令(令和7年法務省令第44号)」を策定している(いずれも令和7年9月10日公布)。</p>
<p>六 犯罪被害者等に対する支援の実施に当たっては、支援が必要な者に適切な支援がなされるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者の該当性を適切に判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、同制度の利用を必要とする犯罪被害者等がその利用を躊躇することのないようにすること。</p>	<p>措置済み</p>	<p>改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等支援弁護士制度が犯罪被害者やその御家族に寄り添った利用しやすい制度となるよう、法テラスや日本弁護士連合会等の関係機関・団体との協議を踏まえ、制度の利用申込みに対する審査や費用負担を求める基準及びその負担額等に関する事項を「日本司法支援センター業務方法書(令和7年9月19日法務大臣認可)」等において定めている。</p>
<p>七 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者として、異性であるか同性であるかを問わず、犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることについて、犯罪被害給付制度に係る令和六年三月二十六日付け最高裁判決の趣旨及び現行の犯罪被害者等支援施策全体の動向等を踏まえつつ、検討すること。</p>	<p>検討中</p>	<p>政府全体の対応状況等も踏まえ、検討を行っていく予定である。</p>

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。</p>	未着手	令和8年2月時点で本法は未施行であるため、その施行後の状況を注視していくこととしている。
<p>二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とする事への懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとする事。</p>	一部措置済み (令和6年、令和7年)	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、裁判所からの依頼により、講演を実施した。</p> <p>引き続き、父母の協議や裁判所における判断に当たって本改正の内容が十分理解されるよう、周知・広報に努めることとしている。</p>
<p>三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にすること。</p>	一部措置済み (令和6年、令和7年)	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、附帯決議の趣旨を踏まえて、関係府省庁等連絡会議において、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容を関係機関等に正確に伝えるため、親権の単独行使の対象等に関する内容を含むQ&A形式での解説資料を作成するとともに、この資料も活用した自治体、関係機関等への周知・広報に取り組んでいる。</p>

		引き続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、周知・広報に努めることとしている。
四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うこと。また、当局からの情報提供に当たっては、Q&A方式等、受け手に分かりやすく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等に答えられるよう留意すること。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。 また、関係府省庁等連絡会議において、医療や教育を含む様々な場において適切な運用がされるよう、Q&A形式での解説資料を作成するとともに、この資料も活用した自治体、関係機関等への周知・広報に取り組んでいる。 引き続き、改正内容の周知・広報に努めるとともに、分野ごとに個別に必要な取組について関係府省庁等連絡会議において検討を行うこととしている。
五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。 また、令和7年度、子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究を委託して実施しており、その成果については、関係府省庁等とも連携して活用していくこととしている。
七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。 また、令和7年度、養育費や親子交流の適切な取決め等を

<p>費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。</p>		<p>含む共同養育計画の作成促進に関する調査研究を委託して実施しており、その成果については、関係府省庁等とも連携して活用していくこととしている。</p>
<p>八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不相当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。</p> <p>また、令和7年度、共同養育計画の作成促進に関する調査研究を委託して実施しており、その成果については、関係府省庁等とも連携して活用していくこととしている。</p>
<p>十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。</p> <p>また、法テラスにおいては、令和7年度、共同養育計画の作成促進に関する調査研究におけるネットワーク会議等を通じて、地方自治体や福祉機関等の関係機関との連携の在り方についての検討を進めている。</p>
<p>十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものであり、その中で、父母間で親子交流の取決めがされたにもかかわらず、その一方が、特段の理由なく、その実施を拒むことは父母間の人格尊重・協力義務に違反する可能性があることを説明している。また、同会議において、DV及び児童虐待がある事案に関する内容を含むQ&A</p>

		<p>形式での解説資料を作成し、これを活用した自治体、関係機関等への周知・広報に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、改正法の趣旨・内容が十分理解されるよう、周知・広報に努めることとしている。</p>
<p>十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないように、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、令和7年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げ、本法の施行に伴う社会福祉制度等への影響について検討を行い、具体的な場面を想定したQ&A形式での解説資料を公表している。</p> <p>引き続き、子に不利益が生じることがないように、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこととしている。</p>
<p>十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、令和7年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。</p> <p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っているところ、当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、同会議において、当該パンフレット及び動画に続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容を関係機関等に正確に伝えるための周知・広報の在り方等について意見交換を行うとともに、Q&A形式での解説資料を作成し、これを活用した自治体、関係機関等への周知・広報に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、周知・広報に努めるとともに、関係府省庁等連絡会議において、本法の円滑な施行に向けた準備を丁寧に進めることとしている。</p>

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年6月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を、法施行後も尊重すること。	検討中	特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を踏まえ、令和8年6月14日の法施行後も適切に運用していく予定である。
二 在留カード等と個人番号カードの一体化のための準備を進めるとともに、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置について引き続き検討を行うこと。	検討中	改正法の施行に向けて、政省令やシステム等の整備を進めており、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置についても検討を行っていく。
三 年々巧妙化する偽造技術に対応し、これを防止するための取組を進めるとともに、プライバシー情報の保護のためのセキュリティ対策を着実に行うものとする。	検討中	改正法の施行に向けた準備と併せ、偽造技術への対応及びセキュリティ対策について、失効情報照会との連携機能を含めた在留カード等読取アプリケーションに係る機能の充実等の検討を行っていく。
四 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定在留カードの所持を失ったときは出入国在留管理庁において、在留カードが即時に交付されることについて必要な周知を行うこと。	検討中	特定在留カードを紛失等した場合の対応については、必要な周知を行う予定である。

○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年6月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 我が国が外国人労働者にとって魅力ある働き先となり、就労希望者がより長く我が国で就労することができるよう、また、安価な労働力の確保策として悪用されることのなきよう、外国人労働者の生活・就労環境等の整備と適切な法の運用に努めるものとし、段階的な技能向上が図られることの明確化、賃金をはじめとする待遇や職場環境の改善、国及び地方公共団体等における受入れ体制の整備、本人及び家族のための生活環境の整備、社会保障制度に関する周知徹底、我が国の文化や社会に対する理解の増進等の諸施策の総合的な取組に向けた検討を進めること。</p>	<p>一部措置済み （令和6年、令和7年）</p>	<p>育成就労制度では、育成就労外国人について、一定の要件の下、本人意向による転籍を認めることとしているほか、受入れ機関に関する要件の適正化等により労働関係法令がより確実に遵守されるようにしている。また、3年間の就労を通じて特定技能1号の在留資格取得の要件となる水準の技能及び日本語能力を修得することとしている。</p> <p>加えて、外国人の受入れ環境を整備することは極めて重要であるところ、政府においては、令和4年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、外国人との共生社会の実現に向けた各種取組を進めている。</p> <p>引き続き、国民の声にも耳を傾けながら、外国人との共生社会の実現に向けて、関係省庁一丸となって取り組んでいく。</p>
<p>二 外国人労働者の受入れ企業が労働関係法令を遵守し、適切に外国人労働者の雇用と支援を行うことができるよう、人権意識の醸成及び徹底に向けて、適切な情報発信及び取組支援の在り方等について検討を行うこと。また、外国人労働者に対する人権侵害の実態や外国人失踪者に関する状況の把握と業所管省庁間の共有に努め、必要な改善措置について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和6年、令和7年）</p>	<p>外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）において、労働関係法令、社会保険関係法令上の義務として遵守すべき事項や、雇用管理の改善等のために努める事項のほか、国籍を理由とした差別的取扱いを行ってはならない旨等について定めているところであり、引き続き同指針に基づきハローワークにおいて事業主に対して必要な助言や指導を行っていく。</p> <p>現行の技能実習制度では、外国人技能実習機構において、監理団体や実習実施者に対する実地検査や技能実習生からの相談・申告等、実習実施者からの技能実習実施困難時届出書の提出などにより実態把握に努めている。</p>

		<p>その上で、人権侵害や失踪の防止に資する取組の1つとして、令和6年11月にやむを得ない事情による転籍について、その範囲を明確化するとともに、手続を柔軟化する運用の改善を行った。</p> <p>育成就労制度においても、現行の技能実習制度での取組を踏まえつつ、外国人育成就労機構による実地検査、育成就労計画の認定や地方出入国在留管理局による在留審査、各種届出等を通じて実態を把握し、必要に応じて、情報共有や改善措置について検討することを予定している。</p>
<p>三 育成就労の関係者は、育成就労労働者等の外出、妊娠・出産及び育児その他の私生活の自由を不当に制限してはならないこと。政府は、その旨の周知徹底を関係者に向けて行うものとする。</p>	<p>検討中</p>	<p>出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第48条第2項において、育成就労関係者が育成就労外国人の外出その他の私生活の自由を不当に制限することを禁じており、外国人育成就労機構による指導や主務大臣等による行政処分等を通じ当該規定の履行を確保していく。</p> <p>また、技能実習制度においては、技能実習生が妊娠・出産等した場合の法的保護等についてリーフレット等を通じて周知を行っており、育成就労制度においても引き続き取り組む。</p>
<p>四 地域社会での生活や育成就労の適切な実施に資するとともに、改正後の制度の各段階において日本語能力がこれまで以上に求められることから、外国人労働者の日本語習得のために適切な支援がなされるよう、国及び地方公共団体における環境整備の在り方について検討を行うこと。特に、地方における日本語習得の機会の確保について、十分に配慮するものとする。</p>	<p>一部措置済み （令和6年、 令和7年）</p>	<p>効率的な技能修得、外国人本人の権利保護、地域社会での共生といった観点から、育成就労制度から特定技能制度に至るまでの各段階において、日本語能力に係る講習受講や試験合格の要件を設け、継続的な学習により段階的な日本語能力の向上を図ることとしている。</p> <p>日本語教育環境の整備の観点では、令和4年6月に決定した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」にお</p>

		<p>いては、取り組むべき中長期的な課題として、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」等を掲げ、日本語教育に関する各種取組を進めている。</p> <p>また、令和6年4月に施行された日本語教育機関認定制度の着実な実施に努めており、地方における日本語習得の機会の確保については、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、地方公共団体による日本語教育環境整備に対する支援を行う等の取組を実施している。</p>
<p>五 我が国の産業分野における労働力不足への対応を目的とする本法の趣旨に照らし、特定技能及び育成就労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、外国人労働者の現状や我が国全体の雇用状況を適切に勘案して、透明性・予見可能性が確保されるよう努めるとともに、専門性のある有識者や労使団体等の知見が反映され、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。また、経済社会の牽引役となりうる高度外国人材に関し、これまで以上に更に積極的に招致を行う方策について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、令和7年)</p>	<p>令和6年12月17日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、特定技能制度及び育成就労制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について有識者の意見を聴取することを目的として、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、検討している。特定技能及び育成就労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、有識者会議における意見を踏まえて、外国人就労者の現状や我が国全体の雇用状況を適切に勘案して、透明性・予見可能性の確保に努めつつ、政府として決定することとしている。</p> <p>高度外国人材に関しては、新たな制度として令和5年に「特別高度人材制度（J-Skip）」及び「未来創造人材制度（J-Find）」を創設しており、引き続き制度の積極的な周知等を通じて、高度人材の更なる呼び込みに向けて取り組むこととしている。</p>
<p>六 政府は、育成就労産業分野の設定に当たっては、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることが客観的データ等から明らかであること、従事する業務が単純作業でなく、一号特定技能外国人の技能水準までの人材育成と処遇向上が可能な体制を有する分野・業務であること等、制度趣旨を踏まえつつ、国内労働市場への影響や産業政策を総合的に検討</p>	<p>一部措置済み (令和6年、令和7年)</p>	<p>育成就労産業分野は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野とした上、同分野において外国人の受入れが必要であることを客観的な指標等により具体的に示すことを予定している。</p>

<p>した上で厳格に設定すること。</p>		
<p>七 育成就労制度及び特定技能制度において、日本人との同等以上の処遇確保の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>育成就労制度では外国人の報酬の額に関して、育成就労外国人に対する報酬の額が日本人が当該業務に従事する場合の報酬の額と同等以上であることという要件を設けている。今後、当該要件の実効性確保の在り方について検討していく。</p>
<p>九 我が国での就労経験を持つ外国人が、過去に習得した技術や日本語能力、日本社会及び日本文化等への理解や経験を生かして更に我が国で活躍してもらうための受入れ手段について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>過去に技能実習生として在留していた者のうち、従事していた業務に対応する育成就労産業分野が存在しない場合などについて、育成就労外国人として受入れ可能とすることとしている。</p>
<p>十 育成就労労働者の意向による転籍を認めるための要件に関する主務省令の策定に際しては、技能及び日本語能力の基準等について、適正かつ現実的に転籍が可能なものとなるよう、有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を反映すること。また、改正後の制度の運用状況を踏まえて必要に応じて見直しを検討するものとする。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて育成就労外国人本人の意向による転籍に係る主務省令の内容を検討し、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定した。その上で、各分野において設定する本人の意向による転籍に必要な技能水準及び日本語能力水準については、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等での有識者等の意見を聴いた上で分野別運用方針の内容を検討していく。</p> <p>また、入管法及び技能実習法の一部改正法は令和9年4月1日から施行されるところ、施行後にその運用状況等を踏まえて見直しの要否等を検討する予定。</p>
<p>十一 育成就労労働者の転籍が迅速かつ円滑に進められるよう、転籍の申出の手続にかかる負担が極力少なくなるための措置を検討するとともに、転籍先が確保されるまでの期間が長期化した場合における生活支援等の在り方について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>育成就労外国人による転籍の希望の申出の手続について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定した。</p> <p>技能実習制度においては、転籍手続中の技能実習生が当該期間中の生活を維持するため、在留管理制度上の措置を講じ</p>

		ているところであり、育成就労外国人の転籍手続中の生活支援等の在り方についても、技能実習制度における取扱いも踏まえ検討していく。
十二 本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「一年」という有識者会議の最終報告書及び関係閣僚会議の決定の趣旨を尊重した上で、必要な検討を行うものとする。	検討中	本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」（令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、人材育成の観点から1年とすることを目指しつつも、当分の間、各受入れ対象分野の業務内容等を踏まえ、受入れ対象分野ごとに1年から2年までの範囲内で設定するものとしている。 上記の趣旨を踏まえつつ、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」において有識者等の意見を聴いた上で策定される分野別運用方針において、分野ごとに当該期間を設定していく。
十三 育成就労労働者が一年を超えて同一の実習先において就労を継続する場合には、二年目の就労を開始する際に、当該育成就労労働者の賃金等の雇用条件が一年目の雇用条件よりも向上することになるよう、雇用契約書のひな型を整備するなどし、雇用条件が向上していることを育成就労機構が客観的に確認することができるようにするなど、主務省令において適切な定めを設けること。	措置済み（令和7年）	令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえ、令和7年9月に「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則」（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定し、育成就労外国人の待遇の基準等について規定した。
十四 本法による育成就労労働者の意思による転職は最大二年間制限することになること（法第九条の二第四号イ）、政府は育成就労労働者の転籍の状況を適切に把握し、本法施行後三年を経過した場合において、関係地方公共団体、労使団体その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。	検討中	育成就労外国人の転籍の状況については、外国人育成就労機構等を通じて把握していく。また、本法附則第26条第1項において、政府はこの法律の施行後3年を目途として、育成就労制度の運用状況の検証を行うこととされており、当該規定も踏まえ適切に対応していく。
十五 育成就労制度における労働者派遣について、関連する省令の制定に当たっては、適正な人材育成及び賃金・処遇の向上、安全対策等が確保され、制度趣旨に沿った厳格な運用が行われるよう、有識者や労使団体等の関係者の意見を反映すること。	措置済み（令和7年）	令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえ、令和7年9月に「外国人の育成就労の

		適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則」（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定し、労働者派遣等監理型育成就労の基準等について規定した。
十六 季節性のある分野における派遣形態による育成就労計画の認定に当たっては、派遣元又は派遣先の事業者の事情により育成就労労働者の利益が不当に害されることのないよう、労働関係法令等に即した適切な処遇をすること。	措置済み (令和7年)	育成就労の実施に当たっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）その他の労働関係法令が適用される。その上で、令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて、労働者派遣等監理型育成就労に係る主務省令の内容を検討し、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定した。
十七 政府は、育成就労外国人及び特定技能外国人の労働災害発生率を低減させるため、受入れ機関における安全衛生管理体制の強化及び安全衛生教育・訓練の充実、外国人労働者に対する母国語による支援の実施、評価試験における労働安全衛生の観点を含めた技能の習熟度の確認等、実効性ある方策を検討し、実施すること。	措置済み (令和7年)	特定技能外国人を含む外国人労働者に対しては、労働基準監督署を通じ、育成就労外国人や特定技能外国人の受入れ機関をはじめとした全ての事業者に対し、労働災害の防止のため、法令に基づく安全衛生管理体制の構築を指導している。 また、安全衛生教育・訓練の充実や外国人労働者に対する母国語による支援策として、事業者向けに外国人未熟練労働者に伝わりやすい安全衛生教育のためのマニュアルを作成し周知・利用勧奨しているほか、労働者向けに、各種言語による安全衛生の基礎教材を作成し、周知・利用勧奨を図っている。加えて、育成就労制度及び特定技能制度における技能評価試験については、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等で有識者等の意見を聞いた上で、全ての分野で試験問題を作成する際の試験委員に、労働安全衛生コンサルタントなどの労働安全衛生の専門家を1名以上選任することとした。
十八 監理支援機関、登録支援機関及び育成就労実施者の要件について、本法の施行後に運用状況や法令違反を検証し、その結果を踏まえ、更なる要件の厳格化、必要	検討中	入管法及び技能実習法の一部改正法は令和9年4月1日から施行されるところ、施行後にその運用状況等を踏まえて検

<p>な措置等を検討すること。特に登録支援機関については、登録制の是非を含めて検討すること。</p>		<p>討等する予定。</p>
<p>十九 監理支援機関の独立性・中立性の確保のための役職員要件及び業務範囲に関する要件等に関する主務省令の策定に当たっては、本法の趣旨及び地方における監理支援機関の実情に照らして実効性が確保されるよう留意するとともに、当該要件の充足の状況及び外部監査人の選任の在り方を含む適切な業務実施体制の確保の状況等について、現地検査等を通じて継続的に把握するよう努めること。併せて、監理支援機関による育成就労実施者からの監理支援費の徴収に当たっては、当該費用が実費に限られることに留意し、監理支援費の設定及び預託金の精算等が適切になされるよう、必要な措置を検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見も踏まえ、監理支援機関の要件について実効性が確保されるよう主務省令の内容等を検討し、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定した。</p> <p>監理支援機関に対しては、現地検査等を通じてその状況等の確認を行っていく。併せて、監理支援費についても、技能実習制度における実費徴収の原則を踏襲した上で、適切な運用となるような措置を検討していく。</p>
<p>二十 育成就労を希望する外国人が送出機関に不当に高額な手数料を支払うことのないよう、主務省令で定める手数料の金額の基準を育成就労労働者にとって合理的なものとするとともに、送出国との新たな二国間取決め策定に際しては、悪質な送出機関が排除され、我が国への育成就労労働者の送出しが適切に実施されるものとなるよう、協議を進めるものとする。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえ、①育成就労計画の認定要件として、外国人が送出機関に支払う費用の額の上限について、育成就労外国人が日本で受け取る月給の2か月分までとすること、②送出機関の要件として、徴収する費用の算出基準等を明確に定めてインターネット等により公表していることなどを外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）において定めた。</p> <p>なお、2か月分は飽くまで上限であり、外国人本人の負担の軽減のための取組が期待されることから、この制度趣旨について、適切に周知していくこととしている。</p> <p>また、悪質な送出機関の排除の実効性を高めるため、原則として新たに送出国政府との間で二国間取決め（MOC）を作成した国の送出機関からのみ受入れを行うこととしており、送出国政府と協力し、不適正な送出機関の排除や育成就労外国人が送出機関に支払う費用の基準の遵守等の内容をM</p>

		OCに盛り込むことを予定している。
二十一 永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。また、その場合における永住者の家族の在留資格の取扱いについて、十分な配慮を行うものとする。	検討中	在留資格を取り消すことが想定される事例等についてガイドラインの策定を進めており、令和8年秋を目途に公表を予定している。 引き続き、適切な運用に向けた検討を進めていく。
二十二 我が国が魅力ある働き先として選ばれるため、外国人労働者の家族帯同の在り方について引き続き検討すること。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	育成就労外国人の家族帯同については、原則として認めないものの、人道上の観点から、やむを得ない事情がある場合には、「特定活動」の在留資格を付与する等、個々の事情に配慮した運用に努めていく。 なお、入管法及び技能実習法の一部改正法は令和9年4月1日に施行される所、施行後にその運用状況等を踏まえて検討する予定。
二十三 今後、育成就労を経た特定技能外国人の増加が見込まれる中、これら外国人に対する人権侵害の有無を含め、育成就労及び特定技能の両制度が適正に運用されているかの調査を行うなど、実態の把握に努めること。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	特定技能制度においては、地方出入国在留管理局による実地調査や定期的な届出などにより実態の把握に努めている。また、育成就労制度の運用開始後においては、外国人育成就労機構による実地検査、育成就労計画の認定や地方出入国在留管理局による在留審査、各種届出等を通じて実態を把握することを検討している。
二十四 我が国の労働人口の減少に伴う外国人労働者の増加を踏まえ、外国人との共生及び戦略的な受入れ施策を含めた外国人受入れ政策全般について検討を開始し、その結果に基づいて制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。この検討に当たっては、関係者を含めた有識者で構成される会議体を設置して、これを行うこと。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	外国人材の受入れについては、政府としては、専門的・技術的分野の外国人については積極的に受け入れていく一方で、それ以外の外国人については、社会的コスト等の幅広い観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ検討することとしており、必要に応じて関係閣僚会議等の所要の体制を構築しているところ。 引き続き、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、外国人の受入れ環境整備を着実に進めている。
二十五 政府は、外国人労働者をめぐる労働・雇用管理に関する問題が発生している状況に鑑み、外国人雇用管理指針を含め、外国人労働者の雇用管理に関する法令の	検討中	外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）に

<p>在り方についての検討を行うこと。その際、労働政策審議会等、労使が参画する会議体において必要な議論を行うものとする。</p>		<p>において、労働関係法令、社会保険関係法令上の義務として遵守すべき事項や、雇用管理の改善等のために努める事項等を定めており、同指針に基づきハローワークにおいて事業主に対して必要な助言や指導を行っているところである。また、同指針上選任が求められている雇用労務責任者にかかる講習を実施する「外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業」を実施している。</p> <p>今後も事業主が講ずべき雇用管理の内容の履行確保の状況や労使のご意見も踏まえながら、外国人労働者の雇用管理に関する法令の在り方について検討していく。</p>
<p>二十六 本法の施行に伴う出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的・物的体制の整備に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえて、出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的及び物的体制の整備に努めていく。</p>
<p>二十七 外国人育成就労機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うため、予算の確保も含め、体制の整備に努めるとともに、育成就労労働者からより広く認知されるための取組を進めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>外国人育成就労機構については、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書を踏まえた政府の対応について」（令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において「外国人育成就労機構の監督指導機能や支援・保護機能を強化し、そのために必要な体制等を整備する」こと、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）において「外国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する」としてあることを踏まえ、令和9年4月の育成就労制度の施行に伴い業務が追加される育成就労外国人の転籍支援や1号特定技能外国人の相談援助をはじめ、支援・保護機能、監督指導機能を強化するための体制整備に向け、今後、詳細を検討していく。</p>
<p>二十八 育成就労労働者及び特定技能外国人からの各種相談案件について、法令に違反する事実又はそれが疑われる事案を把握したときには、外国人育成就労機構は、</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>技能実習制度では、法令に違反する事実又はそれが疑われる事案を把握したときには、外国人技能実習機構は、関係各</p>

<p>関係各省庁に対し、遅滞なく情報提供等を行うものとする。また、情報提供を受けた関係各省庁は、連携の上、事実関係の調査を行い、適切な指導監督を行うものとする。</p>		<p>省庁に対し、遅滞なく情報提供等を行い、また、情報提供を受けた関係各省庁は、連携の上、事実関係の調査を行い、適切な指導監督を行うこととしており、育成就労制度の運用開始後においても継続できるよう、今後、詳細を検討していく。</p>
<p>二十九 外国人労働者が改正後の制度について正しく理解して安心して我が国で働くことを可能にするとともに、共生社会の実現に向けて国内外の理解が深まるよう、本法の趣旨及び内容について国際社会や国内の関係機関等に対する周知広報に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>育成就労制度の運用開始に向けて、ホームページへの掲載や関係団体への説明会等を通じ、適時適切な周知広報を行っていく。</p>

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	措置済み（令和7年）	<p>法曹の質に関しては、その法的活動が、利用者や関係者からどのように評価されているかという観点から調査・分析し、その検証結果（第2回法曹の質に関する検証結果報告書）について、法務委員会委員に資料配付するとともに、法務省ホームページで公表した（なお、令和7年の本法律改正においても、同様の附帯決議が付されており、引き続き、次回の調査・検証に向けて必要な検討を進めている。）。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
	措置済み（令和5年）	<p>（法務省・文部科学省）</p> <p>法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和5年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和5年4月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>本法の全面施行は、公布の日（令和5年6月14日）から5年以内の政令で定める日とされているところ、実際の全面施行の時期については、情報通信技術の進展等の社会経済情勢の状況とともに、裁判所及び関係者における民事関係手続のデジタル化に対応するための準備状況等も十分に考慮した上で、適切な時期の施行となるよう検討を進めている。</p>
<p>二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備については、令和7年5月16日、第217回国会において「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第39号）が成立し、同月23日公布され、同日以降、一部の規定が施行されており、今後も、順次、残りの規定が施行されることとなるため、その施行に向け、必要な検討・準備を進めている。</p>
<p>五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。</p>

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。</p>	<p>(法務省) (警察庁) 検討中</p>	<p>(法務省・警察庁) 最高裁判所において検討中である位置測定端末の規格の設定等に関する検討状況の把握に努めているところであるが、引き続きその状況の把握に努めるとともに、制度の適切な運用態勢を確立できるよう関係機関との協議・検討を行う。</p>
<p>七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>これまでも収容・護送業務に当たる職員の訓練を実施するなどした上、必要に応じて関係機関と連携するなどして適切な収容・護送業務の実施に努めてきたところ、改正法における既に施行済みの制度について、その内容及び趣旨について周知し、これらの制度の利用を通じて逃亡を防止するよう対処している。また、本改正における未施行の制度については、同制度の適切な運用に向けて関係機関と協議・検討を行うなど必要な準備を進めている。</p>
<p>八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。</p>	<p>措置済み(令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>令和5年に新設された犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の内容及び趣旨について検察官に周知し、附帯決議指摘の点も十分に配慮しつつ、同制度の適切な運用に努めてきており、同制度は運用上定着している。</p>

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>二 難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。</p>	<p>一部措置済み（平成29年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であることから、令和5年4月には、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項について、令和6年12月には、申請者による自由な供述の確保を含めた申請者の供述内容の信ぴょう性評価を的確に行うために留意すべき事項について、令和7年12月には、教育水準を踏まえた配慮が必要な申請者から効率的に供述録取を行う上での留意すべき事項について、それぞれ地方出入国在留管理官署に文書で周知し、難民調査官はこれを踏まえて事情聴取を実施している。</p> <p>また、平成29年3月以降、親を伴わない年少者、重度の身体障がい者を有する者、精神的障がい者を有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを実施している。</p> <p>引き続き、これまでの取組を着実にを行うとともに、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディなども踏まえながら、難民認定申請者に対して質問する際の手続の透明性や公平性の向上のための更なる取組の在り方について検討を進めていく。</p>
<p>三 難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。</p>	<p>一部措置済み（令和5年、</p>	<p>令和5年9月に開催した難民審査参与員協議会において、参与員に対し、附帯決議の経緯及び内容を周知するとともに</p>

	令和6年、令和7年)	<p>に、口頭意見陳述のより一層の適正な活用を求めた。また、令和6年9月及び令和7年9月に開催した難民審査参与員協議会においても、口頭意見陳述の適正な活用について改めて周知した。</p> <p>さらに、参与員は従来から難民認定に必要な専門的知見を有している者の中から任命しているところ、附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き適切な任命に努めている。また、参与員を新規に任命した際に開催する新任難民審査参与員説明会においても、新任参与員に対して、附帯決議の経緯及び内容を説明し、口頭意見陳述の適正な活用を求めている。</p>
<p>四 送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後五年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。</p>	検討中	<p>送還停止効の例外規定が施行されたところ、当該規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なっていないため、今後、当該規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なった後に、その適用状況を分析し、その結果に基づいて、制度や運用を見直すかについて検討する。</p> <p>送還停止効の例外規定は、入管法等改正法の施行日以降に難民認定申請などをした者に適用されることとなることから、その適用に関する事例が十分に積み重なるまで長期間を要するものと考えられる。</p>
<p>七 難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。</p>	一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)	<p>難民の認定等を迅速かつ適切に行う上で必要な人員及び必要な予算の確保に引き続き努めていく。</p> <p>難民調査官の能力を向上させるため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、外務省、国際情勢に関する専門的知識を有する大学教授等に協力いただくなどして研修を実施している。その上で、附帯決議を踏まえ、令和5年5月及び10月に、新任の難民調査官に対する難民認定に調査に必要な特別の知識を習得させることを目的とした研修の実施及びその内容の充実を行っている。また、令和6年9月に、難民調査官に対する出身国情報の調査・収集の手法、諸外国の情勢に</p>

		<p>係る専門的知識を習得させることを目的とした研修の実施及び内容の充実を行っている。その他、従来から行っている一定の経験を積んだ難民調査官を対象とした、具体的な事案を題材にした討議形式の実践的な研修を事案検討中心の内容に改編した。</p> <p>難民審査参与員に対しては、従来から任命時に難民審査に関する説明会を行っており、さらに、参与員としての知見をより深めてもらう趣旨から、協議会を定期的で開催している。</p> <p>その上で、附帯決議を踏まえ、令和5年12月及び令和6年7月には専門家による本国情勢に関する講演会を、令和7年2月にはUNHCRによる研修会を開催するなどしている。</p> <p>その他、令和7年2月に、難民認定手続において通訳業務に従事する通訳人を対象とした研修を実施し、難民認定手続において通訳に従事する際の留意点等についての講義を行った。</p> <p>附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き必要な研修を行っている。</p>
<p>八 難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>難民調査官に対する研修において、難民該当性判断の手引の内容のほか、事実認定に関する留意事項についても講義を行っているほか、従来から行っている具体的な事案を題材にした討議形式の実践的な研修を事案検討中心の内容に改編した。</p> <p>難民該当性判断の手引の定期的な見直し・更新については、その必要性も含めて、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関係機関や有識者等の御意見も伺いながら、検討を進めている。この点、令和6年2月、難民審査参与員から手引の内容に関する提言を受け付ける取組を開始している。</p>

<p>九 国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との協力覚書の下でケース・スタディを実施しており、事情聴取に関する詳細な手法など、実務上有用な多数の情報提供を受けている。こうした情報を整理した上で、令和5年4月には、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項について、令和6年12月には、申請者による自由な供述の確保を含めた申請者の供述内容の信ぴょう性評価を的確に行うために留意すべき事項について、令和7年12月には、教育水準を踏まえた配慮が必要な申請者から効率的に供述録取を行う上での留意すべき事項について、それぞれ地方出入国在留管理官署に文書で周知した。引き続き、新たな事案を対象としてケース・スタディの成果を積み重ねていき、その成果について運用に反映させていく。</p>
<p>十 最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめて、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保することは重要であることから、適切に業務を遂行する上で必要な人員及び必要な予算の確保に努めていく。</p> <p>難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報の公表については、従来より、諸外国が公表した出身国情報に係る報告書を日本語に翻訳した上で、出入国在留管理庁のホームページに掲載している。加えて、令和6年から新たに、国別の主な申立てに係る出身国情報を同ホームページに掲載する取組を開始し、同取組を継続している。また、難民不認定処分を受けた者に対する情報開示について、難民不認定処分を行う際に、申請者に交付する書面に不認定理由を付記しているところ、申請者の申立てに対する判断理由に係る事項を詳細に示すよう努めるなど、内容の充実を図っているほか、実際に申請者に書面を交付する際には、申請者が最</p>

		も理解できる言語で不認定理由を説明している。引き続き出身国情報の充実・公表に努めるとともに、不認定理由の丁寧な説明に努めていく。
十五 「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。	一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)	<p>附帯決議の趣旨を踏まえて「外国人との共生社会の実現」を推進するため、必要な人的・物的体制の確保に取り組んでいる。</p> <p>今後も、引き続き「外国人との共生社会の実現」の推進に必要な人的・物的体制の在り方の検討に努める。</p>

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。</p>	<p>措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>検察当局においては、性犯罪被害者からの聴取に当たり、その心身の状態を踏まえ、呼出方法や聴取場所及び聴取方法等について配慮している。</p> <p>また、法務省においては、犯罪被害者等の保護・支援制度について解説したパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を全国の検察庁に配付し、検察官が性犯罪被害者等からの事情聴取を行う際に必要に応じて交付し、関係省庁が実施する支援制度の内容も含め、その内容を説明するなどしている。</p> <p>さらに、法務省においては、令和6年4月に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」により導入された、性犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにする「犯罪被害者等支援弁護士制度」について、これまでに対象犯罪を定める政令の制定や、具体的な事務手続きを定める業務方法書の改正等を行うとともに、担い手となる弁護士の確保や周知広報、関係機関・団体との連携強化等の必要な準備を進めてきた。同法は令和8年1月13日に施行されたところであり、引き続き同制度の着実な運用に努めていく。</p> <p>【警察庁、最高裁、内閣府から別途回答】</p>
<p>十 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。</p>	<p>一部措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、刑事訴訟法第321条の3等の本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。</p> <p>【内閣府、警察庁、子ども家庭庁から別途回答】</p>

<p>十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>法務省においては、性犯罪被害者の心理等に関連する心理学的・精神医学的知見等の収集に努めているほか、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、専門家である精神科医師等を講師として、専門家による調査研究を踏まえた性犯罪者被害者の心理等に関する講義等を実施し、今後も、同様の講義等を実施予定である。 【警察庁、最高裁から別途回答】</p>
<p>十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を実施するとともに、性犯罪に関する実情及び海外の制度等について、調査を実施している。 その上で、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【内閣府から別途回答】</p>

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となっている実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【文部科学省（スポーツ庁）、国土交通省から別途回答】</p>
<p>二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、同法及び本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。</p>
<p>六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した映像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法により新設された性的姿態等撮影罪等の規定の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【警察庁から別途回答】</p>

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度)</p>	<p>裁判所においては、改正法の施行前の段階から、ウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を順次拡大したりしており、また、令和6年3月からは、ウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始しているほか、全面施行に向けて、必要な法廷機器を整備し、裁判所のウェブサイト上に、改正法の下での民事訴訟手続に関する説明資料・説明動画を掲載しており、このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めていると承知している。</p> <p>法務省においては、訴訟手続の電子化を円滑かつ迅速に進めるため、裁判所における上記取組を踏まえつつ、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、関係機関・団体と意見交換を行うなどして必要な検討を進めている。</p>
<p>二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。</p>	<p>未着手</p>	<p>対処状況の基準日時点で電子情報処理組織による申立て等に関する本法による改正は未施行であるため、その施行後、その施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。</p>
<p>三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。</p>

<p>四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度)</p>	<p>本法の成立後、その円滑な施行に向け、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。</p>
<p>七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度)</p>	<p>本法の成立後、その法制度の趣旨の周知のため、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。</p>
<p>九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。</p>	<p>検討中</p>	<p>訴えの提起の手数料の今後の在り方については、諸外国の制度を参考にしつつ、我が国の物価動向や本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等を踏まえ、関係機関、団体等と必要な意見交換を行うなどして、新制度の運用上の課題を抽出し、必要な検討を行っていく予定である。</p>
<p>十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。</p>	<p>検討中</p>	<p>法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続がデジタル化されること等に伴う課題・対応策について、必要な検討を進めている。</p>
<p>十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。</p>	<p>未着手</p>	<p>対処状況の基準日時点で本法はいまだ全面施行されていないため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。</p>

○刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月10日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。</p>	<p>一部措置済み（令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>本法の附則に基づき、「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」において、必要な検討を行った。</p> <p>また、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方については、特定の類型の被害のみを対象として、損害賠償額についての特別な制度を設けることの当否や、我が国の損害賠償制度の趣旨目的との整合性等の観点を踏まえつつ、司法の判断の動向等を注視しながら、国内外の損害賠償の実情に関する調査研究を進めるなど必要な検討を行っている。</p> <p>法テラスでは、民事法律扶助業務として、インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に対し、無料法律相談・弁護士費用等の立替えを実施している。</p>
<p>七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。</p>	<p>措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>本法の附則に基づき、「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」において、必要な検討を行った。</p>
<p>八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。</p>	<p>措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>令和5年度に開催した有識者による検討会議の結果も踏まえ、作業報奨金の水準を維持するため、加算項目の追加、加算につながる評価項目の追加等を行った。</p>
<p>九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。</p>	<p>一部措置済み（令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>矯正施設においては、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、就労の確保、障害のある者等への支援及び特性に応じた効果的な指導の実施等の充実強化のための人的・物的体制の整備を進めるとともに、処遇効果の検証も含め、社会内処遇との緊密な連携を強化する取組を進めて</p>

		<p>いる。</p> <p>更生保護官署においても、刑務所出所者等に対する再犯防止対策・社会復帰支援の強化を図るため、その人的・物的体制の整備を進めているところである。</p>
<p>十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>矯正施設においては、令和4年度に、受刑者等の処遇に関する情報等のデータベースを管理する業務システムを刷新するための開発に着手し、令和5年度は、利用者向けの研修、データ移行等を進め、令和6年度に運用を開始した。</p> <p>これにより、受刑者等のデータについて、様々なIT技術を活用しつつ、効果的・効率的に収集・分析することを通じ、犯罪傾向の把握、矯正処遇の検討や実施、効果検証といった様々な施策や取組を一層充実させる。</p> <p>そのほか、AI技術を活用して受刑者の教科指導を実施し始めるなど、受刑者等の再犯防止や社会復帰支援を更に推進している。</p> <p>更生保護行政においては、保護司活動のデジタル化に関して、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる保護司専用ホームページを、令和3年8月から運用しており、運用開始以降、順次機能の拡充を行っている。</p> <p>また、刑事手続のデジタル化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、AI技術の活用に関する調査研究を実施したほか、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和5年度に、要件定義を令和6年度に、システム設計を令和7年度に実施した。</p>
<p>十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>刑事施設における処遇調査を充実させるため、調査センターを増設したほか、その調査対象者の範囲を拡大した。加えて、拘禁刑の創設に伴い、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するため、処遇指標の指定や処遇調査等に係る運用方針を規定し、拘禁刑の施行と同時に運用を開始して</p>

		いる。また、少年鑑別所の調査機能の活用に係る運用方法等を定め、その運用が円滑になされるよう、一部の少年鑑別所に、刑事施設と少年鑑別所間の連絡・調整を担うポストを設置した。
十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。	一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、令和5年度から、保護観察所の委託に基づき、更生保護施設入所者等の特性に応じた専門的な支援等として特定補導を実施していることに加え、施設退所者等への訪問支援事業の実施施設は、令和4年度において8施設であったところ、令和8年度には20施設に拡大する予定である。

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の前日に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。</p>	<p>措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>改正法の周知のため、令和5年1月13日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年3月及び同年11月、ポスター及びリーフレットを関係機関・関係団体に配布したほか、同月、無戸籍者等に向けた動画の作成を行い、法務省ホームページ等で公開した。令和6年2月及び同年3月に、改正法の概要を記載したパンフレットを関係機関・関係団体に配布した。改正法の施行後である同年4月、政府広報ラジオの番組において改正法の概要を説明するとともに、弁護士を対象とした日本弁護士連合会主催の説明会において、改正法の概要を説明した。加えて、同年2月頃以降、断続的に、Google、Yahoo!など様々な媒体に無戸籍者解消のためのテキスト広告やバナー広告、検索連動広告などのインターネット広告を出稿するとともに、前記無戸籍者等に向けた動画を用いてインターネット上の動画配信サイトにおける動画広告を実施した。</p> <p>さらに、令和7年1月に前記動画を改訂してインターネット上の動画配信サイトに掲載し、同年2月にリーフレット及び手引書を改訂した上で、全国の法務局に配布した。</p> <p>改正法施行前において無戸籍者として把握している個別の方々に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法の内容をお知らせするため、令和5年12月11日付けで、全国の法務局に対し、法務局職員の面会や書面の郵送などによる通知の具体的方法を定めた事務連絡を発出した。その上で、令和7年2月にはフォローアップ調査とし</p>

		<p>て全国の法務局に対し、アンケート調査を実施するとともに、改正法の経過措置規定の対象となる方のうち、特に必要な裁判上の手続をとる見込みのある方に対しては、その期限内に確実に手続がとられるよう改めて適切な働きかけを行うことを求める事務連絡を発出した。</p>
<p>二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>これまでも、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡をしたり、個別に訪問したりするなど戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援を行うとともに、各法務局等に弁護士費用等について相談があった場合には、法テラスの民事法律扶助制度を案内するなどの支援を行っている。また、配布用の冊子(手引書)や法務省ホームページには、戸籍に記載される前であっても、一定の要件の下で行政上のサービス等を受けることは可能であることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。手引書については、令和7年2月に内容を更新し、関係機関・関係団体に配布した。加えて、令和6年3月には第13回無戸籍者ゼロタスクフォースを開催し、関係機関間での取組状況等を共有するなどして、緊密な連携を図った。</p> <p>令和7年度中にも第14回無戸籍者ゼロタスクフォースを開催し、より充実した支援の在り方について検討する予定である。さらに、フォローアップ調査として、令和7年2月及び同年7月に全国の法務局に対するアンケート調査を実施したところであり、その結果も踏まえて、引き続き、手引書や法務省ホームページにより周知を行うとともに、関係機関との連携の下に一人一人に寄り添った支援を行う予定である。</p>
<p>三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>これまでも、配布用の冊子(手引書)や法務省ホームページには、相手方と対面しないよう配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、裁判所において事案に応じた措置が講じられていること</p>

		<p>の説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。また、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）において、裁判所の決定により、住所等を裁判手続の相手方に秘匿することができる制度が創設され、令和5年2月20日から施行されている。加えて、令和6年には、前記冊子（手引書）を改訂して関係機関・関係団体に配布し、令和7年にも前記冊子（手引書）の改訂作業を進めたところであり、引き続き、改訂した前記冊子（手引書）を関係機関・関係団体に配布するとともに、法務省ホームページにより適切に案内を行う予定である。</p>
<p>四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>令和6年度に実施された、各法務局・地方法務局において戸籍事務に関する事項を協議する会同において、無戸籍者に対する改正民法の周知やその課題等を協議事項として取り上げ、全国の法務局・地方法務局で協議を実施した。また、改正法施行前において無戸籍者として把握している方に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法の内容をお知らせするため、令和5年12月11日付けで、全国の法務局に対し、法務局職員の面会や書面の郵送などによる通知の具体的方法を定めた事務連絡を発出し、そのフォローアップ調査として、令和7年2月26日及び同年7月8日付けで、全国の法務局に対し、裁判手続を行わなかった理由等についてアンケートを実施したところであり、これらの結果や改正法の施行による無戸籍者の解消状況等を踏まえつつ、引き続き必要な検討を行う予定である。</p>

○「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議（令和3年4月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえた承認要件や負担金の額等を定める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」（令和4年政令第316号）が施行され、相当数の土地が国庫に帰属している。</p> <p>また、本制度の承認申請があった際には、地域の実情に沿った土地の有効活用の機会が確保されるよう、関係機関や地方公共団体に対して申請土地の情報を提供する運用としている。</p>
<p>二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手續等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、裁判所に対する過料事件の通知の手續等に関する省令改正を行うとともに「正当な理由」が認められる一般的な類型等を明らかにした通達を发出した（相続登記について令和6年4月1日運用開始、住所等の変更登記について令和8年4月1日運用開始予定）。</p>
<p>三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。</p>	<p>一部措置済み （令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和4年度税制改正の大綱において、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記について、登録免許税の非課税措置を適用すること、相続登記等に対する登録免許税の免税措置を拡充した上で、その適用期限を3年間延長することが盛り込まれた。また、相続登記等に係る免税措置について、その適用期限の延長等に係る税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和7年度税制改正の大綱において、免税措置の適用期限を2年間延長することが盛り込まれた。</p> <p>加えて、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記や</p>

<p>四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>相続登記の添付書面の簡略化等を内容とする省令改正や通達の発出を行った(令和6年4月1日運用開始)。</p> <p>平成24年7月に在留管理制度が導入されたことに伴い外国人登録制度は廃止されたが、それまで市区町村に保管されていた外国人登録原票は、現在は出入国在留管理庁において適正に管理・保管している。同原票の開示請求があった場合には適切に対応しており、同請求手続の方法については、出入国在留管理庁のホームページで案内している。</p> <p>また、相続を証する書面として、どのような書面を要求するかについては、当該制度を所管する府省において検討するものと承知しているところ、外国人に関する戸籍届書の保存期間を延長することについて、各制度におけるニーズを踏まえ検討する予定である。</p> <p>このほか、附帯決議の趣旨を踏まえ、外国人を当事者とする相続登記の申請に必要な住所証明情報の取扱いを明らかにする通達を発出した(令和6年4月1日運用開始)。</p>
<p>六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。</p>	<p>検討中</p>	<p>登記官が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡等の情報を取得し、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、令和8年4月1日の施行に向けて、関係機関とともに、その情報収集の仕組みや、各種台帳相互の連携強化に向けた仕組みの在り方について検討している。</p>
<p>七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、新たな所有者不明土地対策としての各種施策を実施するために必要となる法務局の人的及び物的体制の整備を進めているところである。</p>

<p>八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用できる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>法務省においては、民法等の一部を改正する法律において新たに設けられた財産管理制度の適正かつ円滑な運用を図るために、附帯決議の趣旨を踏まえ、この制度が効率的な管理と申立人の負担軽減を趣旨とすることや、請求が可能な利害関係人の範囲などについて、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会等とも連携しつつ、説明資料を作成するとともに説明会を開催するなどして周知広報に取り組んでいる。</p> <p>また、司法書士・土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るため、最高裁判所に対し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会における管理人候補者を確保する取組について通知し、各地方裁判所への周知を依頼するなど、新たな財産管理制度の適正かつ円滑な運用の実現に向けて、関係機関・団体とも連携して準備を行った。</p>
<p>九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレット等を作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より平易な表現を用いたQ&Aや広報用マンガ、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載したり、テレビCM、新聞広告等の全国的な広報を実施したりするなどの広報活動を行っている。</p> <p>また、相続登記の申請手続について、国民向けに分かりやすく解説・説明したハンドブックを作成し、法務局ウェブサイトで公開している。</p> <p>引き続き、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分浸透するよう、法律専門職者との連携及び予算の確保に努めつつ、周知・広報等を行っていく。</p>

<p>十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>長期相続登記等未了土地解消作業においては戸除籍謄本等の調査を司法書士が受託し、表題部所有者不明土地解消作業においては土地家屋調査士や司法書士を所有者等探索委員に任命しており、これらの専門職者と共同で実施している。</p> <p>また、遺言書保管制度においては申請書及び請求書の作成代理を司法書士が行っているほか、法務局地図作成事業においても土地家屋調査士と連携して実施しているなど、所有者不明土地対策の実施に当たっては司法書士や土地家屋調査士を活用しており、引き続き、これらの専門職者と連携しながら推進していく。</p>
<p>十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手續の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。</p>	<p>検討中</p>	<p>前段について、令和6年3月1日から実施された戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえて検討する予定である。</p> <p>後段について、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日)において、「法務省は、デジタル庁と連携し、相続手續の基礎となる法定相続人の特定に当たり、…戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第3項の士業者が職務のために戸籍証明書等を請求する場合についても、…オンライン請求を実現するため、…所要の措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、士業者団体や事業者と、その実現に向けた検討を進めているところである。</p>

<p>十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。</p>	<p>一部措置済み（令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、登記所備付地図の整備を進めるため、作業困難度の高い都市部の地図混乱地域を対象に、法務局地図作成事業を計画的に実施している。</p> <p>これまでの整備計画が令和6年度で終了したことから、令和6年3月に策定した「次期地図整備計画の策定に向けた基本方針」に基づき、令和7年3月に、令和7年度を初年度とする新たな10か年計画を決定し、当該計画に基づき法務局地図作成事業を実施しているところである。</p> <p>【国土交通省から別途回答】</p>
--	---	---

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。</p>	<p>一部措置済み （令和6年、 令和7年）</p>	<p>令和6年4月に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」により導入された、一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにする「犯罪被害者等支援弁護士制度」の運用が、令和8年1月13日に開始されたところであり、引き続き関係機関・団体とも連携しながら、制度の充実した運用に必要な体制の整備や担い手となる弁護士の確保に遺漏なきよう努めていく。</p>